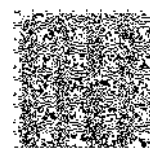


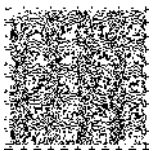
荒川区障がい者総合プラン

第5期荒川区障がい者プラン
(令和6年度～令和11年度)

第7期荒川区障がい福祉計画
第3期荒川区障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月





「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ」の実現を目指して

荒川区では、平成30年3月に「荒川区障がい者総合プラン」を策定し、誰もが幸せを実感できるあたたかい地域社会の実現に向け、様々な障がい者福祉施策を展開してまいりました。

具体的には、平成30年7月の荒川区手話言語条例の制定をはじめ、令和元年11月の荒川区自殺対策計画の策定、令和2年12月の基幹相談支援センターの開設、令和4年4月の医療的ケア児等地域コーディネーターの配置など、各施策を充実してきたところです。

一方、国においては、障害者総合支援法等の改正により、障がい者の重度化・高齢化や親なき後を見据えた地域生活支援拠点等の整備推進などが盛り込まれたことに加え、児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターの地域支援等の中核的役割が明確化されるとともに、さらなる機能強化が図られるなど、共生社会の実現に向けた取組が進められています。

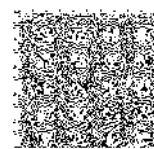
そのような中、荒川区においても、医療的ケア等や強度行動障がいを含む障がいの重度化や高齢化に対応したきめ細やかな地域生活支援の体制の整備や、地域の障害児通所支援の中核的な支援機関である児童発達支援センターの稼働など、より一層の取組が求められています。

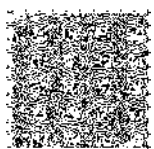
こうした状況を踏まえ、このたび、今後6年間の障がい者福祉施策の方向性を示す新たな「荒川区障がい者総合プラン」を策定しました。本プランでは、平成30年に策定したプランの重点施策を継承するとともに、新たに「医療的ケア児等への支援」を重点施策に加え、9つの重点施策を設定しました。改めて、住み慣れた地域で誰もが互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指して、本プランに掲げた施策の推進に全力で取り組んでまいります。

最後に、本プランの策定に当たり、貴重な御意見、御提言を頂きました策定委員会の皆様をはじめ、御協力頂きました区民の皆様や区内の障がい者団体をはじめとする関係者の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、本プランの推進に向け、関係する皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

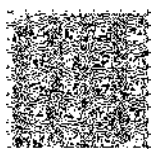
荒川区長
西川 太一郎





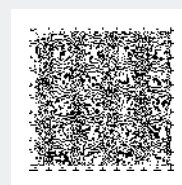
目次

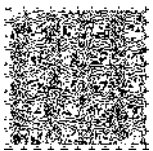




第 1 章

策定の概要

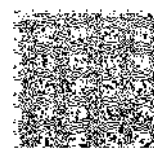




第 1 章 策定の概要

第1節 策定の趣旨

- 障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成25年4月、障害者自立支援法に代わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)が施行され、障がい者の定義に難病を追加するなどの改正がされました。
- その後も、障害者総合支援法は、平成26年度に障害者程度区分から障害者支援区分への見直し、平成30年度に就労定着支援や自立生活援助のサービスの追加などを行ったほか、令和4年度には、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備の努力義務化や新たなサービスとなる就労選択支援の創設などの改正がされる等、定期的に見直しがされております。
- また、令和3年9月には、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下、「医療的ケア児支援法」という。)が施行されました。
- このように、障害者総合支援法の改正や医療的ケア児支援法の施行をはじめ、関連する法律の改正などにより、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、障がい者への継続的な支援体制や医療体制の確保が重要となり、障がい者本人やそのご家族の生活に大きな影響を及ぼしました。
- 区では、住み慣れた地域で誰もがお互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ」の実現を目指し、平成30年3月に、第4期荒川区障がい者プラン(平成30年度～令和5年度)、並びに第5期荒川区障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画(平成30年度～令和2年度)の三計画を一体とした荒川区障がい者総合プランを策定しました。さらに、令和3年3月には、第5期荒川区障がい福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)を策定し、障がい者施策を計画的に推進してきました。
- 新たな荒川区障がい者総合プランでは、これまでの施策や成果目標等の達成状況について評価・検証するとともに、国や東京都の動向等も踏まえながら、区における課題や今後の方向性を明確にすることで、障がいの有無に関わらず、安心して生活ができる地域づくりに向け施策の展開や推進を図ってまいります。



第2節 策定の体制

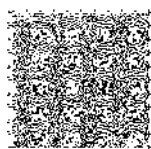
- 障がい者団体や福祉・医療関係団体の代表、学識経験者等の意見を「荒川区障がい者総合プラン」に反映させるために、「荒川区障がい者総合プラン策定委員会」を設置し、内容に関する検討を行いました。

第3節 プランの位置付け

- 「荒川区障がい者総合プラン」は、障害者基本法に規定する市町村障害者計画に相当する「荒川区障がい者プラン」、障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画に相当する「荒川区障がい福祉計画」、児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画に相当する「荒川区障がい児福祉計画」を一体的に策定する計画です。
- 荒川区では、平成30年3月に、「第4期荒川区障がい者プラン(平成30年度～令和5年度)」、並びに「第5期荒川区障がい福祉計画(平成30年度～令和2年度)」及び「第1期荒川区障がい児福祉計画(平成30年度～令和2年度)」の三計画を一体とした「荒川区障がい者総合プラン」を策定しています。
- その後、令和3年3月には、「第6期荒川区障がい福祉計画(令和3年度～令和5年度)」及び「第2期荒川区障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)」の二計画を策定しています。
- このたび、「荒川区障がい者プラン」「荒川区障がい福祉計画」「荒川区障がい児福祉計画」の三計画について、令和5年度をもって計画期間を終えるため、新たな「荒川区障がい者総合プラン」として、令和6年度以降の計画を策定いたします。

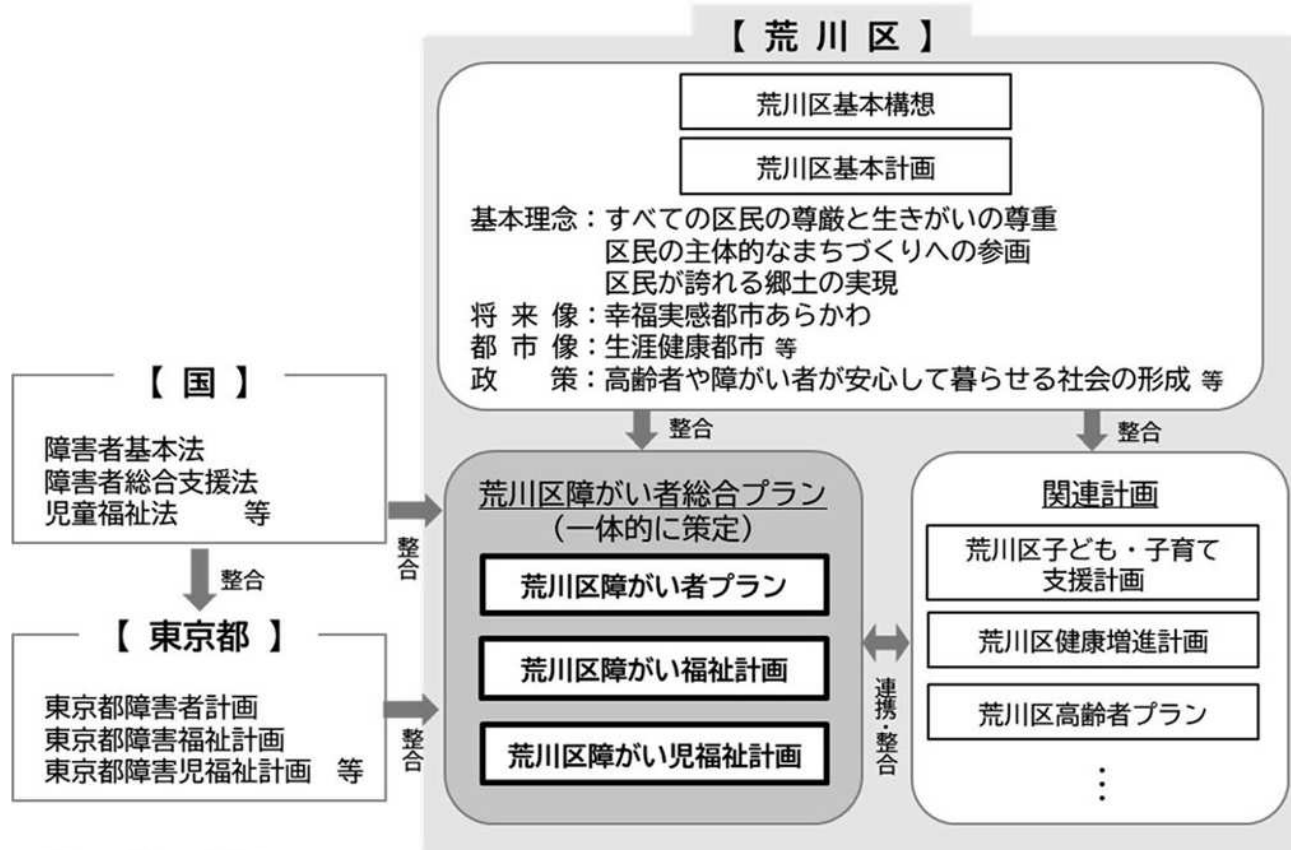
【法的な位置付け】

計画名		計画期間	法的な位置付け	内容
荒川区障がい者総合プラン	荒川区障がい者プラン (第1～4章)	6年間	障害者基本法 第11条に基づく 「市町村障害者計画」	障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的考えと今後の方向性を定める計画
	荒川区障がい福祉計画 (第5章)	3年間	障害者総合支援法 第88条に基づく 「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画
	荒川区障がい児福祉計画 (第5章)	3年間	児童福祉法 第33条の20に基づく 「市町村障害児福祉計画」	障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画



- 区では、区の将来像として「幸福実感都市あらかわ」を掲げ、その実現を目指すため「荒川区基本計画」を策定し、施策を実施しています。荒川区障がい者総合プランは、「荒川区基本計画」を上位計画とし、国や東京都の基本方針を踏まえ、荒川区子ども・子育て支援計画、荒川区健康増進計画、荒川区高齢者プラン等の関係する計画との連携及び整合性を保ちながら、区の将来像である「幸福実感都市あらかわ」を実現するため、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する計画です。

【関連計画等との位置付け】

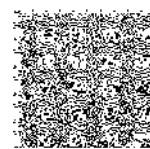


第4節 対象

- 障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病、高次脳機能障がい、その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方(18歳未満の子どもを含む)、並びに児童福祉法に基づく障害児入所・通所支援等を利用している子ども、並びに医療的ケア児支援法の定義に基づき、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である方(18歳以上の方を含む)等を対象とします。

第5節 期間

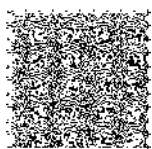
- 荒川区障がい者総合プランに含まれる第5期荒川区障がい者プランの計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6年間です。



- また、第7期荒川区障がい者福祉計画及び第3期荒川区障がい児福祉計画の計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間です。

【計画期間】

年度	障がい者 プラン	障がい 福祉計画	障がい児 福祉計画	障がい者福祉制度の変遷
平成12年度	第1期 荒川区 障害者プラン			
13年度				
14年度				
15年度				支援費制度の開始
16年度				
17年度				
18年度	荒川区障がい者プラン (第2期荒川区障がい者プラン) (第1期荒川区障がい福祉計画)			「障害者自立支援法」施行
19年度				
20年度				
21年度		第2期荒川区 障がい福祉計画		
22年度				
23年度	荒川区障がい者プラン (第3期荒川区障がい者プラン) (第3期荒川区障がい福祉計画)			「障害者基本法」改正
24年度				「障害者自立支援法」「児童福祉法」(一部改正)の施行 「障害者虐待防止法」施行
25年度				「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正・施行 「障害者優先調達法」施行
26年度				
27年度		第4期荒川区 障がい福祉計画		
28年度	荒川区障がい者総合プラン (第4期荒川区障がい者プラン) (第5期荒川区障がい福祉計画) (第1期荒川区障がい児福祉計画)			「障害者差別解消法」施行
29年度				
30年度				「障害者総合支援法」「児童福祉法」(一部改正)の施行
令和元年度				
2年度				
3年度	荒川区障がい者総合プラン (第5期荒川区障がい者プラン) (第7期荒川区障がい福祉計画) (第3期荒川区障がい児福祉計画)	第6期荒川区障がい福祉計画 第2期荒川区障がい児福祉計画		「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
4年度				
5年度				
6年度				
7年度				
8年度				
9年度				
10年度				
11年度				



第6節 プランの推進に向けて

(1) 推進に向けて

- 障がいの有無に関わらず、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指していくため、区における障がい者施策の目標や方針を定めた「荒川区障がい者総合プラン」を着実に推進していくことが必要になります。

(2) 区民・地域関係団体等との連携

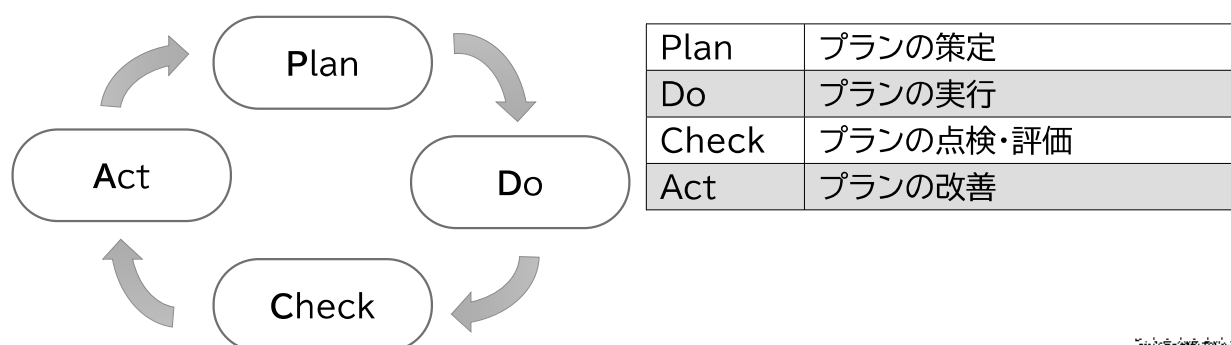
- 本プランを着実に推進していくため、地域の関係機関から構成される「自立支援協議会」を活用し、本プランの施策等における進捗状況等を定期的に報告するとともに、その進捗状況の管理を行い、地域の関係機関との連携を図っていきます。また、医療的ケア児等支援協議会も活用し、区の医療的ケア児等支援事業の進捗や課題の抽出並びに解決に向けた検討を行うなど、医療的ケア児等に関わる関係機関との連携を図っていきます。
- また、本プランに掲げる施策は、保健、福祉を始め、保育・教育、まちづくり、防災など、様々な分野にわたっています。本プランを推進していくため、区の関係部署との連携を十分に図り、計画的に事業の実施に取り組んでいきます。

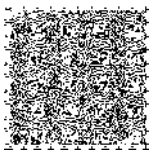
(3) 国及び東京都との連携

- 多くの障がい者施策は、障害者総合支援法等を始め、国や東京都の制度を活用して、実施しています。障がい者施策の充実を図るため、国や東京都と連携をしつつ、制度における課題や区単独で解決できない広域的な課題等については、国や東京都に必要な働きかけを行っていきます。

(4) PDCA サイクル

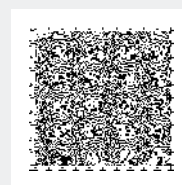
- 本プランに掲げる施策、成果目標や活動指標などの目標の達成に向け、上記に記載した自立支援協議会などを活用し、進捗状況を管理するとともに、実施状況の点検、評価を行い、課題等がある場合は随時対応を行っていきます。

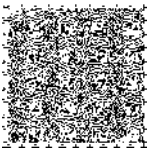




第 2 章

障がい者・障がい児等を取り巻く状況





第2章 障がい者・障がい児等を取り巻く状況

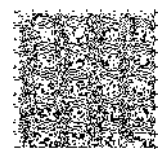
第1節 障がい福祉に関する制度・施策の変遷

第1期荒川区障害者プラン(平成18年3月)以前

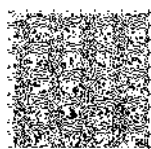
項目	内容
昭和56年～平成14年 障がい者福祉の拡充	区では、昭和56年の「国際障害者年」を契機に、障がい者福祉の拡充に努めてきました。昭和57年「国際障害者年荒川区行動計画」、平成5年「荒川区地域福祉計画」、平成6年「荒川区保健福祉医療計画」、平成12年「荒川区障害者プラン」と、区政の幅広い分野において、各種の障がい者施策を計画化し、その実現に取り組んできたところです。 また、平成12年度以降は、区の実情に合わせ、平成12年の介護保険制度導入に伴う障がい者施策の見直し、平成14年の尾久生活実習所分場の開設、知的障がい者ガイドヘルパー派遣事業の開始等、施設の開設や新規事業を開始しました。
平成15年 支援費制度の導入	平成15年度からは、行政がサービス内容を決定する措置制度であった障がい者施策に支援費制度が導入され、利用者とサービス提供事業所との契約によってサービスが提供される形式に変わりました。その他、同年12月には障害者就労支援センターじょぶ・あらかわ(以下、「じょぶ・あらかわ」という。)が、就労相談を開始しました。

第2期荒川区障がい者プランの計画期間(平成18年度～平成23年度)

項目	内容
平成18年4月 障害者自立支援法の施行	障がいの種別(身体、知的、精神)ごとに異なる法律に基づき提供されてきた障害福祉サービスや公費負担医療等について、障害者基本法の基本的理念にのっとり、共通の制度の下で一元的に提供するため、障害者自立支援法が施行されました。 あわせて、財源や支給決定の基準に課題があった支援費制度に代わり、公平なサービス利用・負担となるよう、サービス費用は、所得や利用したサービス量に応じて利用者が定率負担することになりました。 利用者負担が増加するため、区では障害者自立支援法による在宅サービス利用者の利用者負担を、国基準の10%から3%に軽減する緩和策を全国に先駆けて実施しました。 さらに、平成18年10月からは、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の実施に伴う利用者負担軽減策も導入しました。



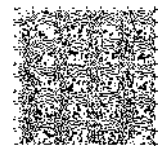
項目	内容
平成21年4月 福祉作業所の工賃向上の支援	区内の福祉作業所と関係機関をつなぐネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを行っており、利用者が福祉作業所から受け取る工賃の引上げに結び付けました。その他にも、コンサルタント事業者による商品の改善や工賃アップを目指した研修を開始しました。
平成21年10月 重症心身障がい児者 留守番看護師派遣事業	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児者(以下、「重症心身障がい児者」という。)を在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、家族に代わって医療行為ができる看護師を自宅に派遣しています。
平成22年4月 自殺予防対策事業	自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に迫られる可能性のある方に接した際に、必要な機関へつなぎ、自殺を予防するための取組を開始しました。 平成22年度からは、区職員、区民団体を対象としたゲートキーパー研修を実施しており、平成23年度からは、こころの健康相談窓口として専用電話を設置しました。
平成22年4月 就学後の発達障がい 相談事業(心理士)	荒川区立心身障害者福祉センター(荒川たんぼぼセンター。以下、「荒川たんぼぼセンター」という。)における療育に引き続き、就学後においても切れ目なく発達や機能上の問題についての相談に応じ、心理学的評価を交えながら適切な助言を行う体制を確保しました。
平成22年6月 コミュニケーション支 援の拡充	聴覚障がい者への手話通訳等によるコミュニケーション支援事業を拡充し、また視覚障がい者を支援する対面音訳者派遣事業も開始しました。
平成22年10月 盲ろう者支援	視覚と聴覚の障がい重複している盲ろう者を支援するため、区内の盲ろう者に対し訪問調査を実施しました。 また、盲ろう者への理解を深めるための交流会、障害福祉サービス事業所等向けの研修会などを開始しました。
平成23年1月 就労支援施設の開設	福祉作業所の事業拡大等を支援するため、町屋三丁目障がい者就労支援施設(スタートまちや)を整備し、まごころ作業所と町屋あさがお作業所が同施設で活動を開始しました。また、同施設において、事務補助等の就労訓練を開始しました。
平成23年8月 高次脳機能障がい者 に特化した生活訓練	荒川たんぼぼセンターでは、高次脳機能障がい者とその家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、じょうぶ・あらかわ等の関係機関との連携を図り、高次脳機能障がい者に対し、生活訓練を開始しました。 また、啓発活動として、高次脳機能障がいに関するセミナーの実施も開始しました。



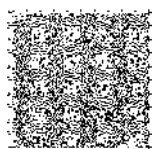
項目	内容
平成23年8月 スポーツ基本法の 施行	スポーツに関する基本理念や、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたスポーツ基本法が施行され、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう推進することが理念として掲げられました。

第3期荒川区障がい者プランの計画期間(平成24年度～平成29年度)

項目	内容
平成24年4月 児童福祉法の一部 改正	障がい児の支援体制を強化し、身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童福祉法と障害者自立支援法の二法にまたがっていた障がい児の通所サービスが、児童福祉法に一元化されました。これに伴い、障害者自立支援法の児童デイサービスが廃止され、児童福祉法の下に児童発達支援・放課後等デイサービス・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援の各サービスが新たに創設されました。
平成24年4月 地域生活支援施設の 開設	町屋六丁目に地域生活支援施設スクラムあらかわ(以下、「スクラムあらかわ」という。)が開設され、グループホーム・短期入所・日中一時支援等、複合的なサービスを実施することにより、障がい者が地域で生活するための環境を整えました。
平成24年4月～ 親なき後支援事業	家族等の支援を受けて生活している障がい者が、保護者が不在となった場合でも生涯にわたり地域で生活できる環境を整えるため、親なき後支援事業を開始しました。 また、平成24年8月からは、地域での生活の場となるグループホームの整備を促進する事業を開始しました。
平成24年10月 障害者虐待防止法の 施行	障がい者虐待防止等に関する施策を推進し、障がい者の権利擁護に資することを目的に、障害者虐待防止法が施行されました。 区では、障害者福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、速やかに対応できる体制を整備しました。また、パンフレットの作成や講演会の実施等の普及啓発を開始しました。
平成25年4月 障害者総合支援法の 施行	地域社会における共生や社会参加の機会確保等について、総合的かつ計画的に支援が行われることを理念とした法律が、平成25年4月1日に障害者総合支援法として施行されました。 これによって、難病患者への対象拡大、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホーム一元化、障害支援区分の創設等が実施されました。
平成25年4月 障害者優先調達推進 法の施行	障がい者の作業所等の受注の機会を確保するために、作業所等が供給する物品等に対する調達の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障がい者等の自立を促進するため、障害者優先調達推進法が施行されました。

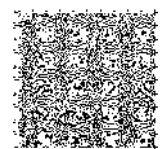


項目	内容
平成26年3月 福祉避難所の指定	災害によって住居等が損壊、あるいは火災等のため使用できなくなった障がい者のうち、配慮が必要な方を対象に、一次・二次避難所とは別に災害発生時に開設する福祉避難所を指定しました。 また、地震等の大規模災害や火災等の緊急時において、障がい者の安否確認や避難誘導、救命活動を迅速に行えるよう、平成21年3月にあらかじめ安心カードを、平成24年8月にコミュニケーション支援ボードを、平成25年6月に要援護者（避難行動要支援者）名簿を整備しました。
平成26年6月 アルコール健康障害 対策基本法の施行	アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、アルコール健康障害対策基本法が施行されました。
平成27年1月 難病法の施行	難病患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」という。）の施行により、難病患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度とすることなどが定められ、医療費助成対象疾病が拡大されました。
平成27年12月 個人別ライフプラン の相談員の配置	障がい者のライフステージごとに将来をシミュレートすることで、これからの生活と、それに合わせた福祉サービスを組み立てる「個人別ライフプラン」を作成するための相談員を配置しました。
平成28年2月 精神障害者相談支援 事業所の開設	年々増加傾向にある精神障がい者の相談に対応し、社会生活を支援していくため、新たな精神障害者相談支援事業所コンパス（以下、「コンパス」という。）を開設しました。
平成28年4月 障害者差別解消法の 施行	障がい者及びその家族等からの差別解消のための相談窓口を設置しました。また、コールセンターを設置し、夜間・休日についても速やかに対応できる体制をとっています。他に、職員対応要領の作成及び研修や講演会を実施するなど、普及啓発の実施を開始しました。
平成28年4月 荒川区スポーツ推進 プランの策定	区では、平成28年4月に荒川区スポーツ推進プランを策定し、障がい者スポーツフェスティバルの開催や障がい者スポーツサポーターの育成など、障がい者スポーツの推進を重点プロジェクトに位置付けました。

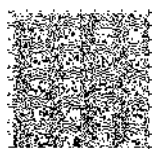


第4期荒川区障がい者プランの計画期間(平成30年度～令和5年度)

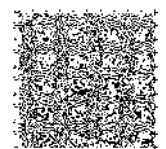
項目	内容
平成30年4月 障害者総合支援法 及び児童福祉法の 一部改正	障害者総合支援法の一部改正により、「自立生活援助」「就労定着支援」の創設、重度訪問介護の訪問先拡大、補装具費の支給範囲拡大(貸与の追加)が実施されるとともに、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。 また、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問型児童発達支援」の創設、保育所等訪問支援の支援対象拡大が実施されるとともに、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、都道府県及び市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。あわせて、障がい者の重度化・高齢化への対応、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(以下、「医療的ケア児」という。)等への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応するため、障害福祉サービス等報酬改定が行われました。
平成30年4月 遠隔手話通訳等サー ビス及び電話代行 サービスの開始	遠隔手話・筆談・音声認識機能を備えた専用のタブレット端末による窓口でのコミュニケーションの支援やテレビ電話機能を使い、通訳コールセンターを通して電話をかけることができる電話代行サービスを開始しました。
平成30年6月 障害者文化芸術推進 法の施行	障がい者が文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備やそのための支援を促進することを目的に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(以下、「障害者文化芸術推進法」という。)が施行されました。 区では、障がい者の制作した芸術作品を区内施設・交流都市で展示するほか、作品やデザインを商品化することで、障がい者の就労機会の拡大や生活の質の向上にもつなげています。
平成30年7月 荒川区手話言語条例 の施行	手話は言語であるとの認識の下に、手話に関する施策を推進し、すべての区民が相互に尊重し、心豊かな生活を営むことができる地域社会の実現を目指し、荒川区手話言語条例を平成30年7月17日に施行しました。
平成30年10月 ギャンブル等依存症 対策基本法の施行	ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為)依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、健全な生活の確保を図るとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に、ギャンブル等依存症対策基本法が施行されました。



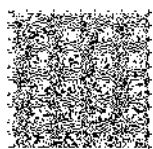
項目	内容
平成30年12月 グループホーム ひぐらしの開設	平成28年度末で廃止したピアホーム西日暮里の後継として、グループホームひぐらしを開設しました。グループホームひぐらしでは、保護者による介護が困難になった場合に、保護者に代わり、一時的に心身障がい者(児)の介護を行う緊急一時保護を開始しました。
平成30年12月 医療費助成の拡大	平成30年12月、B型肝炎ウイルスまたはC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者が最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が開始され、あわせて医療費の自己負担軽減のため入院医療費を助成する制度が設けられました。 また、東京都においては、精神障害者保健福祉手帳1級の方は、平成31年1月から心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象となりました。
令和元年6月 読書バリアフリー法 の施行	障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下、「読書バリアフリー法」という。)が施行されました。
令和元年10月 就学前障がい児にお ける発達支援の無償 化等	消費税 10%への引上げに伴う保育・幼児教育無償化に合わせ、就学前障がい児(満3歳になって初めての4月1日から3年間)における発達支援についても自己負担額が無償化されることとなりました。その他、増税に伴って、障害福祉サービス等報酬改定や障害福祉人材の処遇改善が実施されました。
令和元年11月 荒川区自殺対策計画 の策定	平成 28 年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて「荒川区自殺対策計画」を策定しました。
令和2年4月 子ども家庭総合セン ターの開設	23区における児童相談所設置の先行3区(荒川・世田谷・江戸川)として、荒川区子ども家庭総合センター(以下、「子ども家庭総合センター」という。)を開設しました。 同年7月には、東京都から一時保護や障害児入所施設の利用申請等の児童相談所が担う業務を引き継ぎ、開始しました。地域の関係機関との連携をより一層強化することで、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、迅速な対応への取組を開始しました。
令和2年5月～ 新型コロナウイルス感 染症対策に係る障害 福祉サービス等事業 所への支援	新型コロナウイルス感染症への長期的な対応も視野に入れ、障害福祉サービス等事業者の負担を軽減し、地域におけるサービス提供体制を維持するため、区内の障害福祉サービス等事業者を対象に、応援対策給付金の支給、濃厚接触者等に対して各種サービスを提供する際の特別給付金の支給、マスクや消毒液など衛生資機材の支給などの支援を行いました。



項目	内容
令和2年7月 児童相談所の設置に伴う業務の移管	児童相談所の設置に伴い、東京都から障害児通所支援事業及び障害児入所施設の指定、小児慢性特定疾病医療費助成等の業務を引き継ぎ、開始しました。
令和2年12月 基幹相談支援センターの開設	相談支援の中核的な役割を担い、相談等の業務を専門的総合的に行う機関として、荒川区障害者基幹相談支援センター(以下、「基幹相談支援センター」という。)を開設しました。 一般的な相談支援では対応が困難なケースに関係機関と連携して対応するなど、地域における相談支援体制のさらなる充実への取組を開始しました。
令和2年11月 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行	聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関し、聴覚障がい者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、公共の福祉の増進に資することを目的に、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律が施行され、令和3年7月1日より公共インフラとしての電話リレーサービスが開始しています。
令和3年2月 医療的ケア児等支援協議会の設置	医療的ケア児を中心に特別な支援が必要な障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が協働して支援の調整を行う協議の場を設置しました。
令和3年9月 医療的ケア児支援法の施行	医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下、「医療的ケア児支援法」という。)が施行されました。
令和4年4月～ 医療的ケア児等支援事業の実施	医療的ケア児等からの相談を受け付け、ケースに応じた支援へとつなげていく専門の窓口となる医療的ケア児等地域コーディネーターの設置や在宅の医療的ケア児等と暮らすきょうだい児を養育する家庭に対して家事負担軽減を図る医療的ケア児等家庭家事サポート事業を開始しました。
令和4年5月 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行されました。
令和4年6月～ 新型コロナウイルス感染症拡大防止時における原油価格・物価高騰対策	新型コロナウイルス感染症拡大防止時における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響に伴い、障害福祉サービス事業所等への補助金・給付金の支給を始め、福祉タクシー券事業、自動車燃料費助成事業などの施策の充実を行いました。



項目	内容
令和4年8月 障がい福祉倶楽部の稼働	区内の障害福祉サービス等事業所、関係機関や団体等の関係者が、地域における課題や資源、情報等を共有し、さらに協働が図れるよう障害福祉サービス資源・情報共有システム(以下「障がい福祉倶楽部」という。)を構築し、稼働を開始しました。
令和4年9月 東京都医療的ケア児支援センターの開設	東京都は、医療的ケア児やその家族が医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とし、医療的ケア児支援法に基づき、東京都医療的ケア児支援センターを開設しました。
令和5年4月 子ども基本法の施行	こども施策に関する基本理念や、国・地方公共団体・事業主等の責務等を定め、こども施策を総合的に推進することを目的とし、こども基本法が施行されました。
令和5年4月 たんぽぽセンターの機能強化	18歳までの障がい児やその保護者を対象とした障がい福祉に関するあらゆる相談に応じる相談窓口の開設やペアレントメンター事業の対象者の拡大、地域支援の強化として保育所等訪問支援・障害児計画相談事業を開始しました。
令和5年4月 障がい者グループホーム等施設整備事業の拡充	重度障がい者の居住の場の確保を促進するために、重度障がい者を受け入れるグループホームへの施設整備費補助の充実を行いました。また、併せて重度障がい者の日中活動の場の確保を促進するために、新たに生活介護施設の施設整備費補助を開始しました。



第2節 統計資料から見る状況

(1)人口の推移

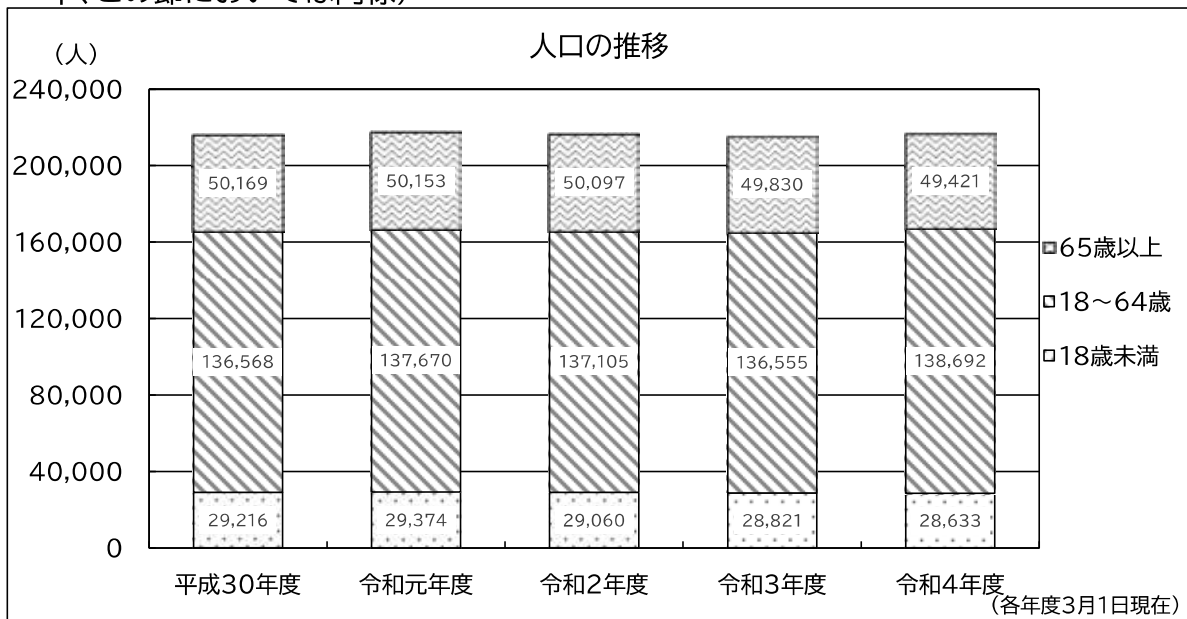
荒川区の人口は、増減を繰り返し、一定数を保っている状況です。年齢3区分別人口で見ると、18歳未満人口と65歳以上(高齢者)人口は減少傾向にあり、18～64歳人口は増加傾向にあります。

(単位:人、%)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	人口	29,216	29,374	29,060	28,821	28,633
	[構成比]	13.5	13.5	13.4	13.4	13.2
18～64歳	人口	136,568	137,670	137,105	136,555	138,692
	[構成比]	63.2	63.4	63.4	63.5	64.0
65歳以上	人口	50,169	50,153	50,097	49,830	49,421
	[構成比]	23.2	23.1	23.2	23.2	22.8
総人口		215,953	217,197	216,262	215,206	216,746

※住民基本台帳より作成(各年度3月1日時点)

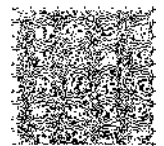
※構成比については、端数処理をしていないため、100%にならない場合があります。(以下、この節においては同様)



(2)手帳所持者

① 手帳所持者数の推移

荒川区における障がい者手帳所持者から見た身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の総数は次のとおりです。平成30年度から令和4年度の5年間で、身体障害者手帳所持者は353人減で減少傾向にありますが、愛の手帳所持者は160人増、精神障害者保健福祉手帳所持者は614人増で約1.3倍と増加傾向にあります。

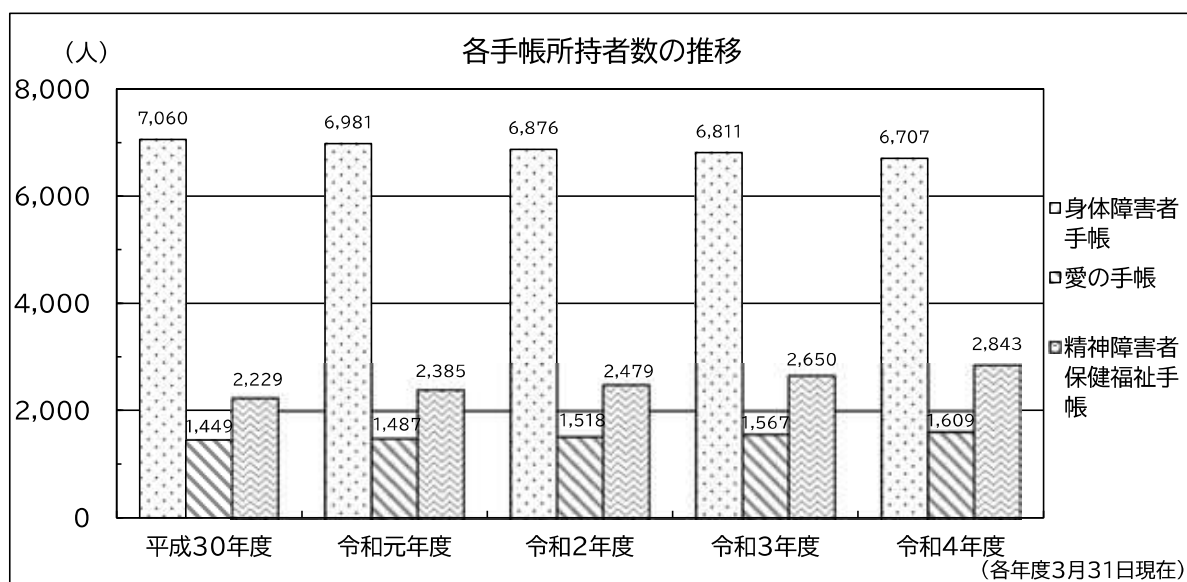


精神障害者保健福祉手帳所持者の増加要因としては、現代のストレス社会の中で、うつ病などの統合失調症以外の患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだことなどが考えられます。また、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化なども精神障害者保健福祉手帳所持者の増加要因の一つと考えられます。

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい者 (身体障害者手帳)	7,060	6,981	6,876	6,811	6,707
知的障がい者 (愛の手帳)	1,449	1,487	1,518	1,567	1,609
精神障がい者 (精神障害者 保健福祉手帳)	2,229	2,385	2,479	2,650	2,843
合計	10,738	10,853	10,873	11,028	11,159

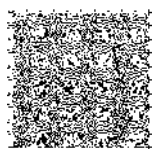
※重複所持者を含む。 荒川区障害者福祉課データより作成(各年度3月31日現在)



② 身体障害者手帳所持者

手帳を所持する人の等級別人数及び障がい別人数は、次表のとおりです。障がいの種別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・言語機能障がい、視覚障がいの順となっています。障がいの程度については、1級及び2級の重度障がい者が3,350人で全体の約5割となっています。

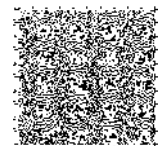
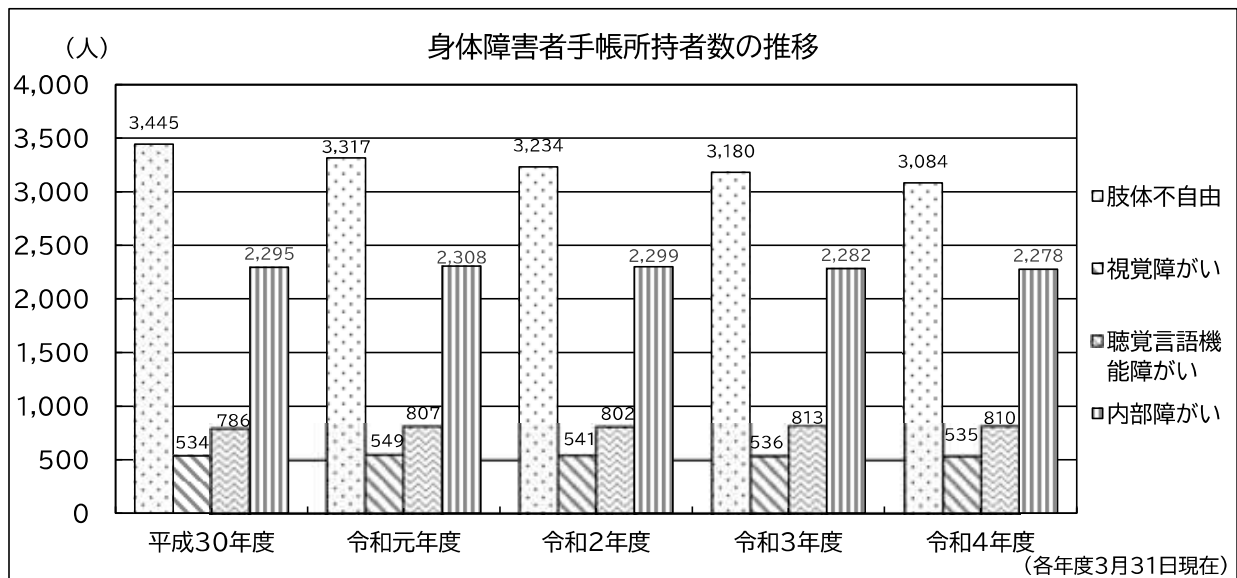
身体障がい者の障がい種別内訳では、いずれの年度においても肢体不自由の数が多くなっていますが、年々減少傾向にあります。増加の割合が大きいのは聴覚・言語機能障がいですが、視覚障がい及び内部障がいについては横ばい傾向となっています。



区分	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・言語 機能障がい	内部障がい	合計	[構成比]
1級	596 (25)	177 (5)	28 (1)	1,464 (10)	2,265 (41)	33.8 (32.5)
2級	664 (18)	183 (1)	171 (10)	67 (0)	1,085 (29)	16.2 (23.0)
3級	613 (15)	43 (1)	127 (5)	253 (3)	1,036 (24)	15.4 (19.0)
4級	748 (7)	43 (2)	283 (2)	494 (5)	1,568 (16)	23.4 (12.7)
5級	304 (7)	61 (1)	0 (0)		365 (8)	5.4 (6.3)
6級	159 (2)	28 (0)	201 (6)		388 (8)	5.8 (6.3)
合計	3,084 (74)	535 (10)	810 (24)	2,278 (18)	6,707 (126)	100.0
[構成比]	46.0	8.0	12.1	34.0	100.0	

※()内は、18歳未満の者の内数。

※荒川区障害者福祉課データより作成(令和5年3月31日現在)



③ 愛の手帳所持者

愛の手帳を所持する知的障がい者の内訳は、次表のとおりです。1度及び2度の重度障がい者が386人で全体の24.0%となっています。

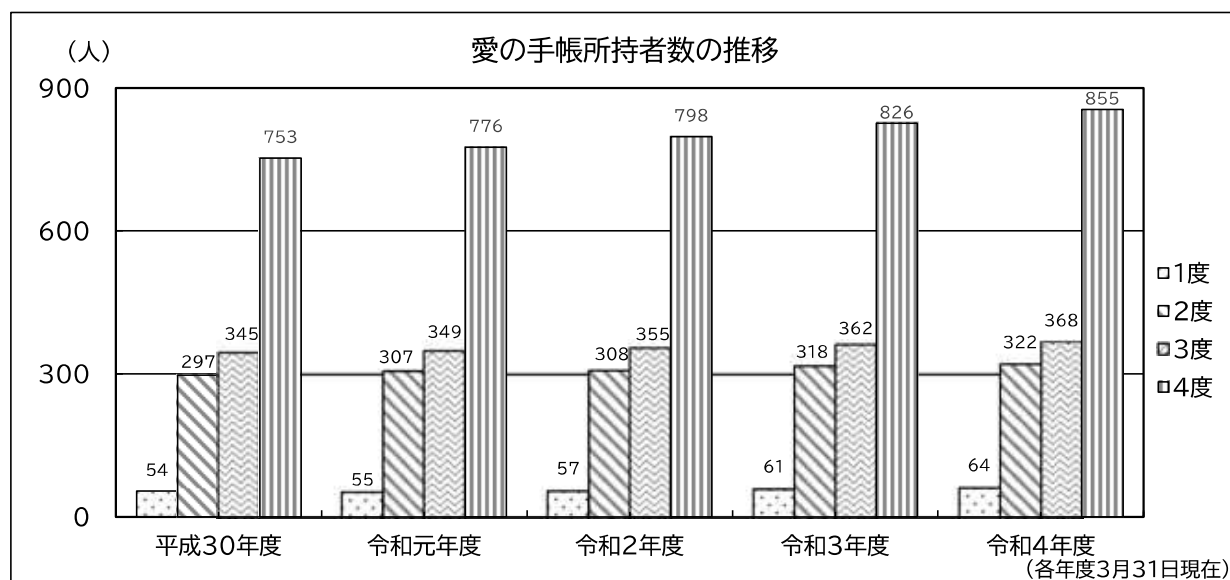
障がい程度において、平成30年度と令和4年度を比較すると、4度は753人から855人へ増加し、約1.1倍となっています。その他、1度、2度、3度は増加傾向となっています。

(単位:人、%)

程度	1度	2度	3度	4度	合計
人数	64	322	368	855	1,609
	(14)	(74)	(93)	(170)	(351)
[構成比]	4.0	20.0	22.9	53.1	100.0
	(4.0)	(21.1)	(26.5)	(48.4)	(100.0)

※()内は、18歳未満の者の内数。

※荒川区障害者福祉課データより作成(令和5年3月31日現在)

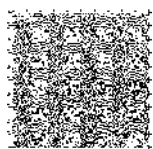


④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳を所持する人は、2,843人となっており、内訳は、次表のとおりです。

障がい程度において、平成30年度と令和4年度を比較すると、2級は1,088人から1,383人へ増加し、約1.3倍、3級は1,041人から1,337人へ増加し、同じく約1.3倍となっています。なお、1級も同様に増加傾向となっています。

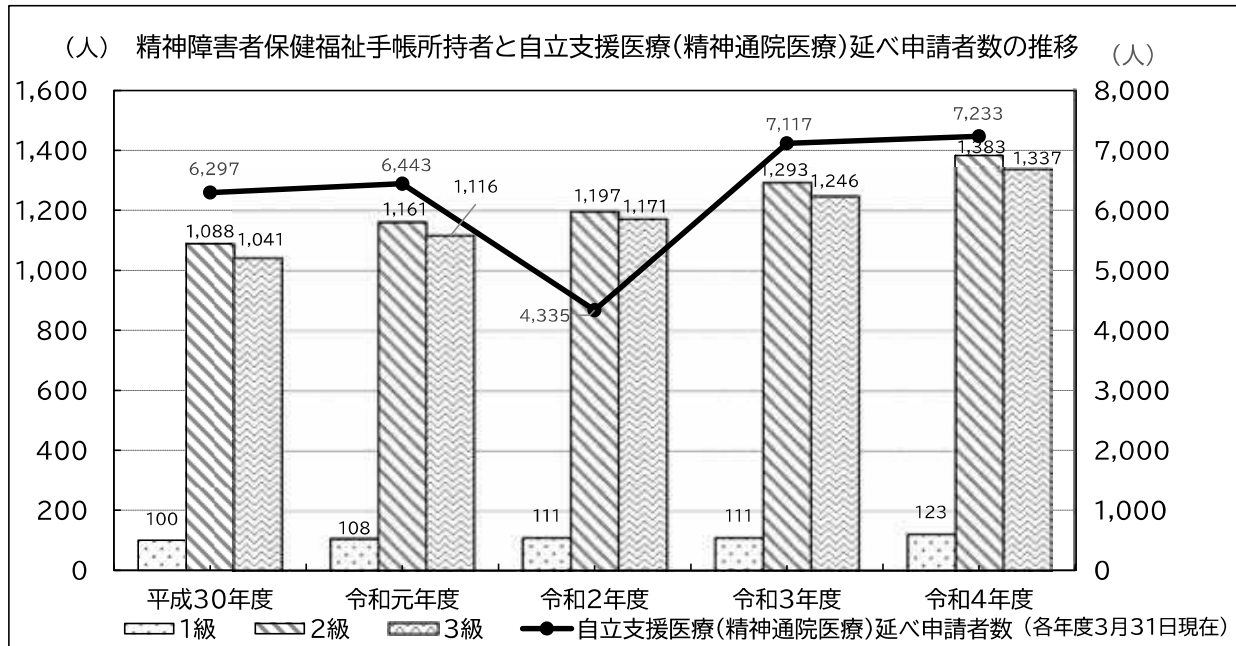
自立支援医療(精神通院医療)延べ申請者数の推移は、平成30年度と令和4年度を比較すると、6,297人から7,233人へ増加し、約1.1倍となっています。なお、令和2年度の申請者数については、新型コロナウイルス感染症拡大防止による有効期間の自動延長の措置が取られていたため、減少しています。



(単位:人、%)

程度	1級	2級	3級	合計
人数	123	1,383	1,337	2,843
[構成比]	4.3	48.6	47.0	100.0

※荒川区障害者福祉課データより作成(令和5年3月31日現在)



(3) 難病患者

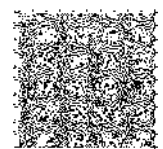
難病患者の内訳は、次表のとおりです。難病法に基づく国の指定難病は、平成27年1月の施行以降見直され、同年7月には対象となる疾病が101疾病から306疾病に、その後、平成29年4月から330疾病、平成30年4月から331疾病、令和元年7月から333疾病、令和3年11月からは現在の338疾病に拡大されました。対象疾病の拡大等により、平成30年度と令和4年度を比較すると、2,321人から2,595人へ増加し、約1.1倍となっています。

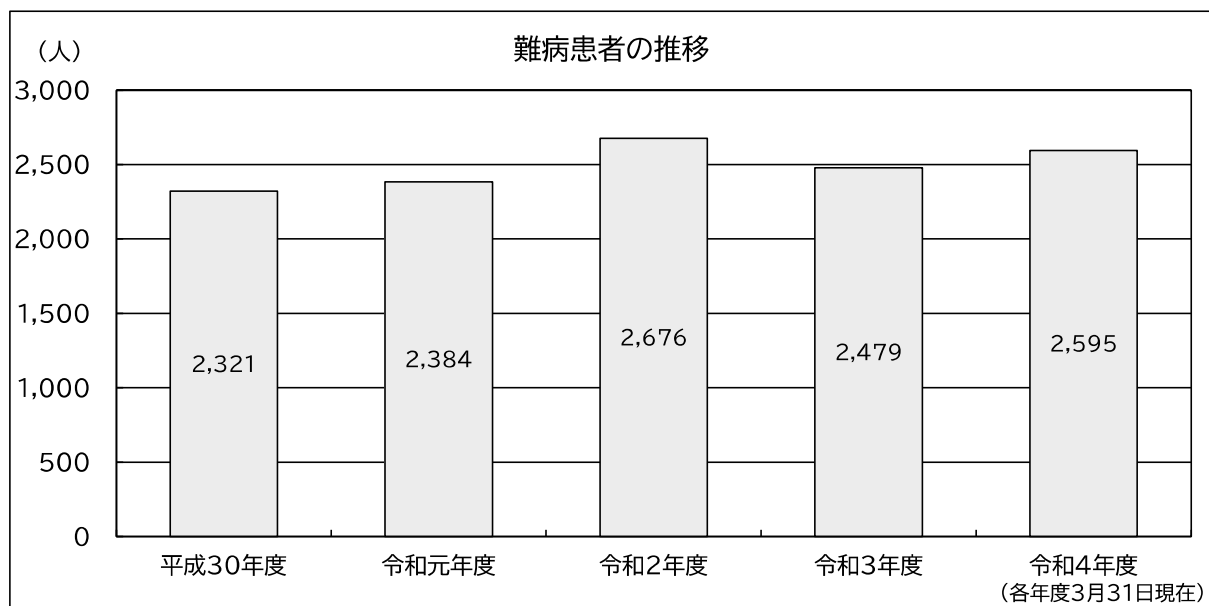
(単位:人)

国指定(338 疾病)	東京都指定(8 疾病)	その他の難病※	合計
1,955	13	627	2,595

※「その他の難病」は、特殊疾患治療研究事業や特殊医療費助成対象疾病等。

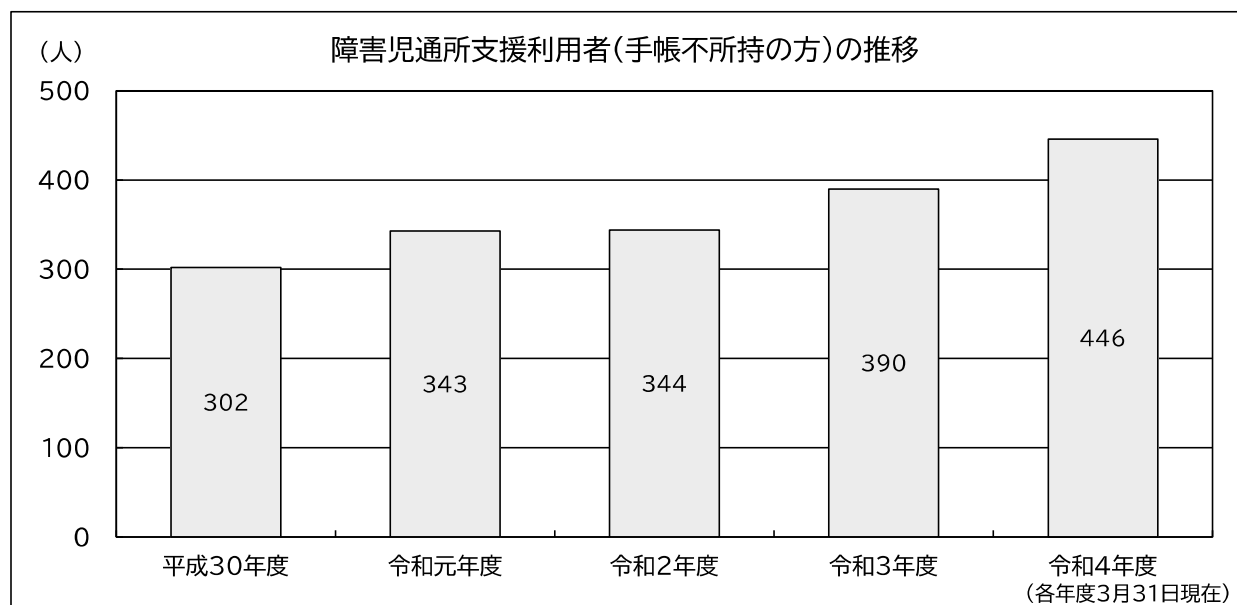
荒川区障害者福祉課データより作成(令和5年3月31日現在)



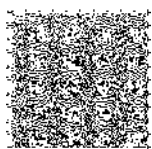


(4)障害児通所支援利用者(手帳不所持の方)

障害児通所支援利用者(手帳不所持の方)の推移は以下のとおりです。平成30年度と令和4年度を比較すると、302人から446人へ増加し、約1.5倍となっており、利用者は年々増加しています。



※荒川区障害者福祉課データより作成(令和5年3月31日現在)



第3節 障がい者実態調査から見る状況

◆ 調査の概要

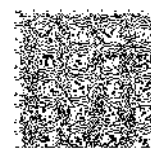
- 令和4年10月に「障がい者実態調査」を実施しました。調査時点を令和4年9月とし、調査区分を身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病医療費助成対象者(※)、障害児通所支援利用者(手帳不所持の方)(以下「障害児通所支援利用者」という。)、医療的ケア及び重症心身障がい児者(以下「医療的ケア児等」という。))及び障害福祉サービス等事業所の7区分としております。

区分		配布数	有効回収数	有効回収率
在宅者	身体障害者手帳所持者	4,956通	2,367通	47.8%
	愛の手帳所持者	1,204通	547通	45.4%
	精神保健福祉手帳所持者	2,016通	788通	39.1%
	難病患者	1,261通	633通	50.2%
	障害児通所支援利用者	292通	140通	47.9%
	医療的ケア児等	313通	166通	53.0%
	小計	10,042通	4,641通	46.2%
施設入所者	身体障害者手帳所持者	17通	11通	64.7%
	愛の手帳所持者	100通	63通	63.0%
	小計	117通	74通	63.2%
事業所	障害福祉サービス等事業所	148通	90通	60.8%
合計		10,307通	4,805通	46.6%

※国の指定難病及び東京都単独疾病、特定疾患治療研究事業対象疾病、特殊医療費助成対象疾病(人工透析を除く)の対象者

※調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点以下第二を四捨五入して算定しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常100%を超えています。

※以後の図表中の「n」は、回答対象者の母数を表しています。



◆ 在宅者

(1)年齢について

- 身体障がい者、難病患者、医療的ケア児等では、65歳以上の割合が最も多くなっています。知的障がい者では、30～39歳の割合が最も多く、精神障がい者では、50～59歳の割合が最も多くなっています。また、障害児通所支援利用者では、他の年齢に比べて、4歳及び5歳の割合が高くなっています。

身体障がい者については、がんや糖尿病の病気などの要因により65歳以上で手帳を所持した人が手帳所持者の35.2%に上ることもあり、65歳以上の高齢者の割合が特に多くなっています。

(単位:%)

	0～ 5 歳	6～ 14 歳	15～ 17 歳	18～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳以上	無回答
身体障がい者 (n=2,367)	0.3	0.8	0.1	0.9	1.6	4.5	9.4	7.4	69.5	5.7
知的障がい者 (n=547)	3.5	16.3	4.8	17.7	17.9	12.2	12.1	3.1	9.7	2.7
精神障がい者 (n=788)	0.1	0.4	0.5	8.4	13.7	22.8	24.2	9.9	16.4	3.6
難病患者 (n=633)	0.0	0.0	0.0	4.1	7.3	16.7	16.4	6.5	46.1	2.8
医療的ケア児等 (n=166)	5.4	4.8	0.6	5.4	4.8	6.6	6.0	3.0	59.6	3.6

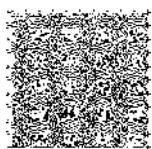
(単位:%)

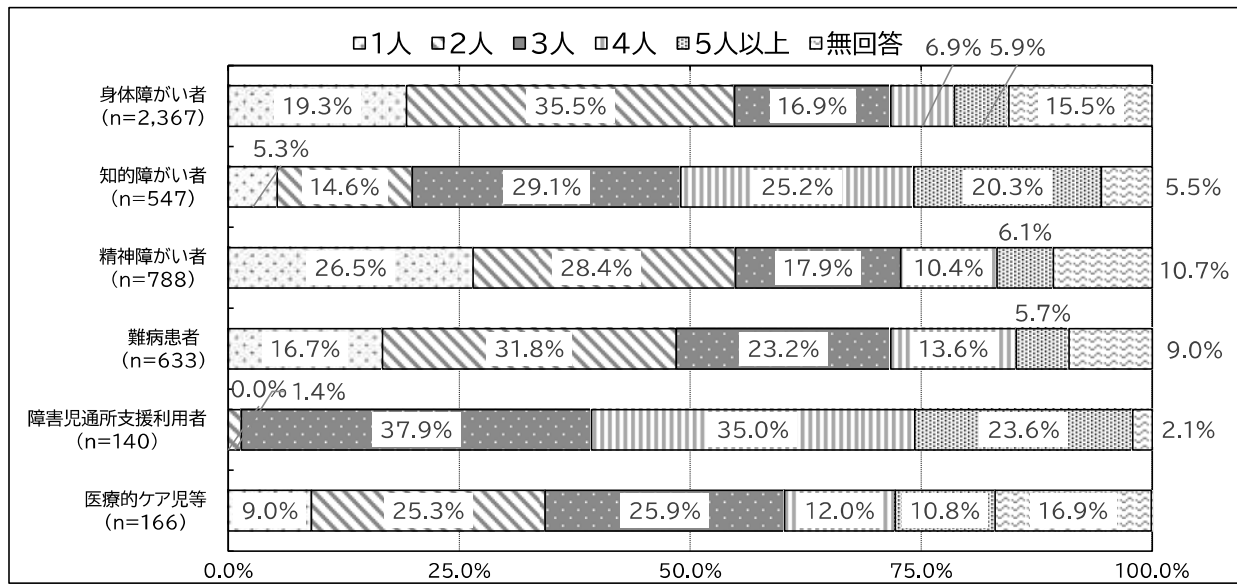
	0～ 1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	無回 答
障害児通所 利用者 (n=140)	3.6	7.9	6.4	17.1	18.6	6.4	5.7	10.0	4.3	5.0	0.7	14.3

(2)同居者及び住まいの状況

① 同居者の状況

- 本人を含めた同居者数は、精神障がい者では1人と2人の割合が同じくらいとなっていますが、2人の割合(28.4%)が最も多くなっています。身体障がい者・難病患者では2人が、知的障がい者・障害児通所支援利用者・医療的ケア児等では3人が最も多くなっています。



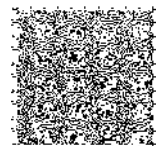


② 住まいの状況

○ 住居状況は、身体障がい者・難病患者で「一戸建ての持ち家」の割合が40%以上、知的障がい者・医療的ケア児等でも30%と最も多くなっています。一方、精神障がい者では「賃貸マンション・アパート」の割合が31.6%、障害児通所支援利用者では「分譲マンション」の割合が35.7%で最も多くなっています。

(単位:%)

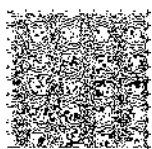
	一戸建ての持ち家	分譲マンション	一戸建ての借家	賃貸マンション・アパート	公営住宅	グループホーム	社宅	福祉ホーム	その他	無回答
身体障がい者 (n=2,367)	40.4	19.9	1.9	15.4	10.1	—	0.6	—	4.6	7.1
知的障がい者 (n=547)	31.1	22.1	2.2	14.3	7.5	15.4	—	—	3.7	3.8
精神障がい者 (n=788)	26.8	14.5	4.2	31.6	10.5	2.3	—	0.9	3.4	5.8
難病患者 (n=633)	43.3	28.3	2.5	17.2	2.5	—	0.8	—	3.6	1.7
障害児通所支援利用者 (n=140)	30.7	35.7	4.3	22.1	2.9	—	1.4	—	0.0	2.9
医療的ケア児等 (n=166)	34.9	19.3	2.4	19.9	6.6	—	0.6	—	9.6	6.6



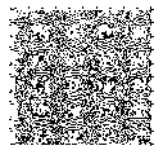
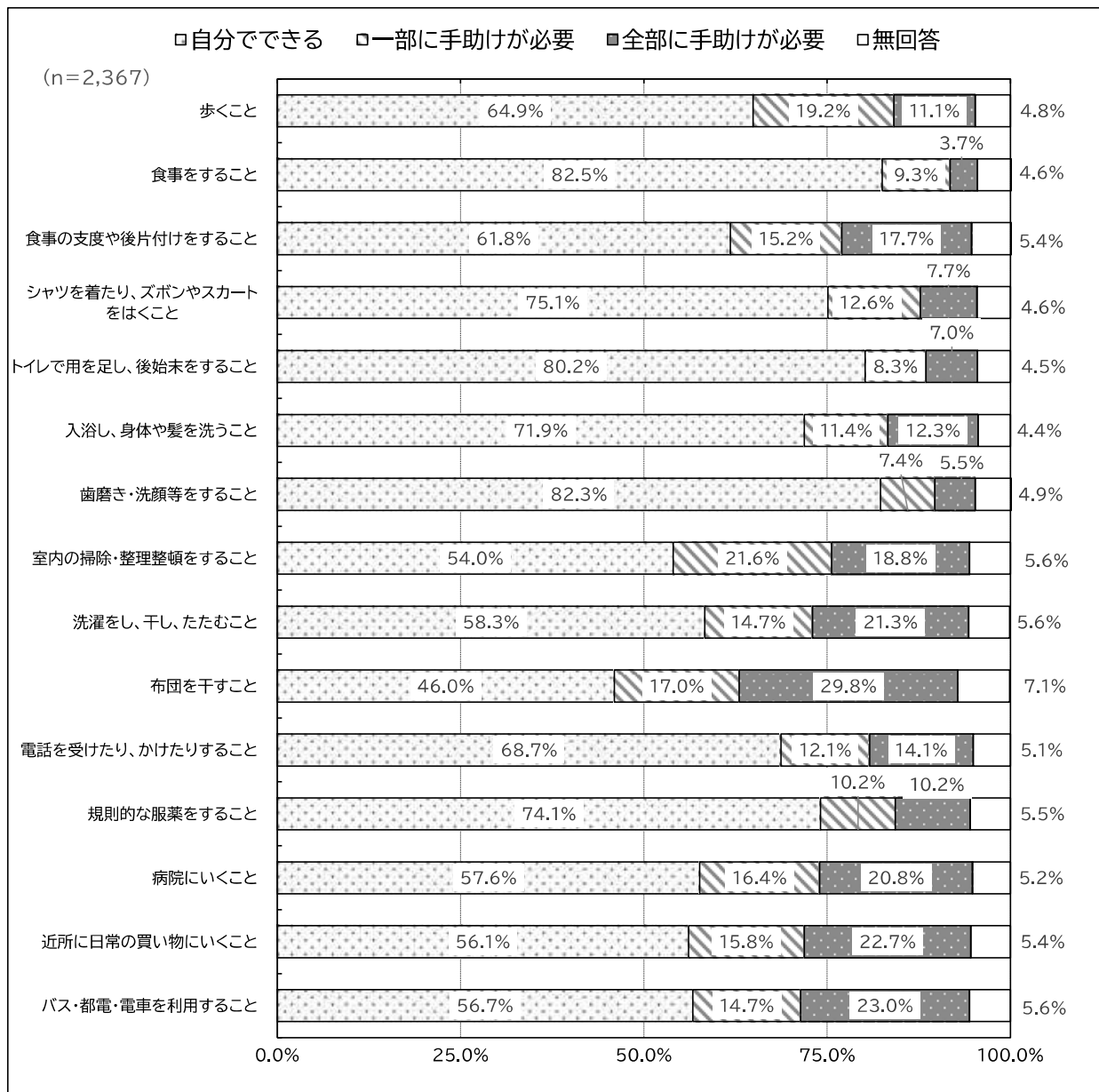
(3)日常生活について

① 日常生活動作における介助の必要度

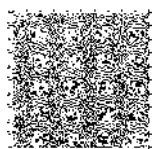
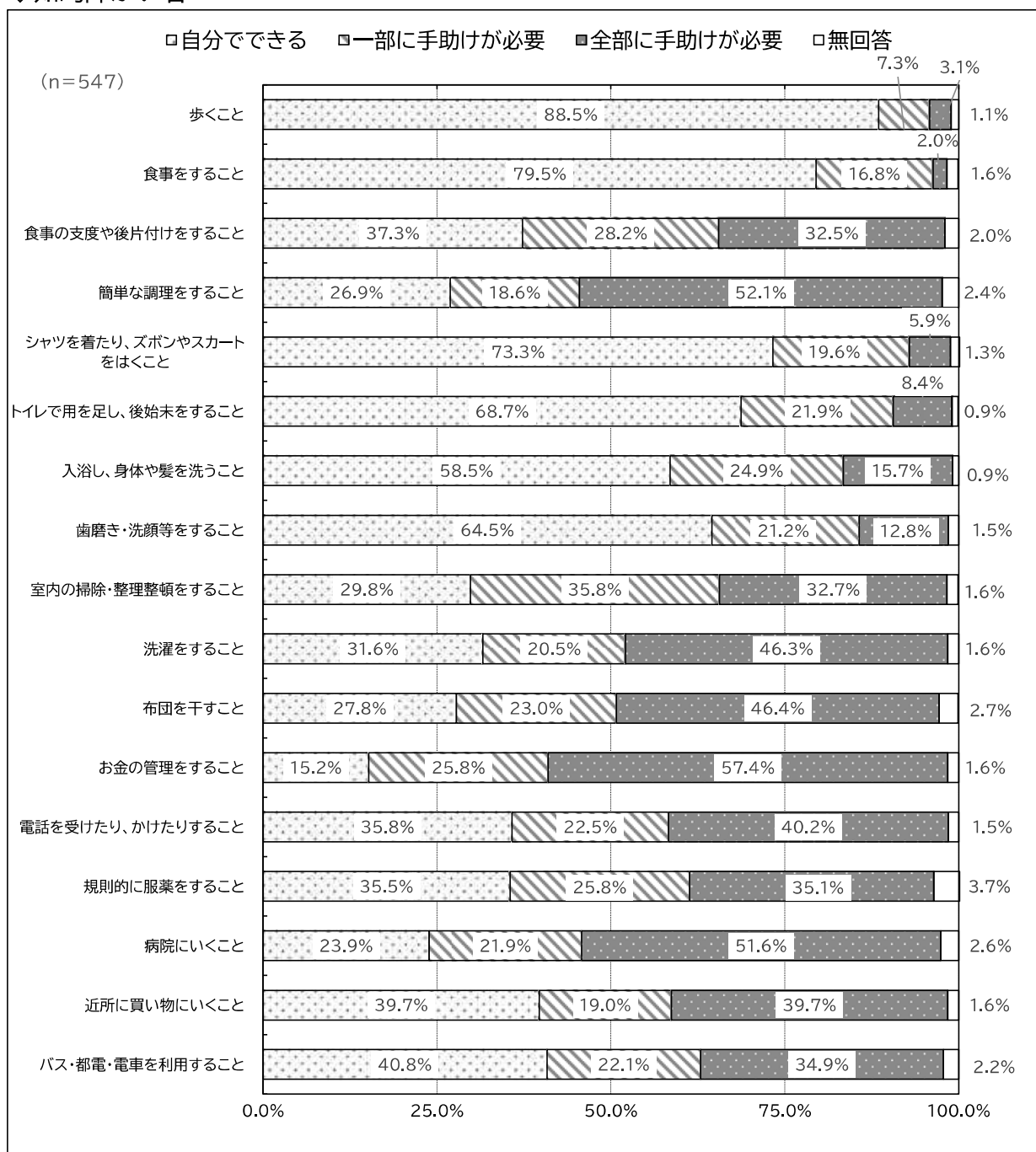
- 日常生活動作について、一人でできるのか、手助けが必要かを尋ねた設問の回答結果です。
- 以下では、「手助けが必要」(一部に必要及び全部に必要)と答えた項目について調査区分別に見ていきます。
- 身体介護については、身体障がい者は「歩行」の割合が 30.3%、知的障がい者は「入浴」の割合が 40.6%、難病患者は「歩行」の割合が 12.2%となっていますが、その他の身体介護に係る項目についてはいずれも10%未満となっています。障害児通所支援利用者では、5歳以下が 53.6%と約半数を占めていることもあり、「入浴」の割合が 62.2%、「歯磨き・洗顔」が 57.2%、「トイレ」が 40.0%と、手助けの割合が高くなっています。また、医療的ケア児等における身体介護については、「入浴」の割合が 43.3%のとなっておりませんが、その他の身体介護の項目でも約40%前後と比較的高い割合となっています。なお、「医療的ケア行為」については、54.9%と高い割合となっています。
- 家事及び行動上の援護については、身体障がい者では「布団干し」の割合が 46.8%、知的障がい者では「金銭管理」83.2%、精神障がい者では「近所付き合い」が 50.8%、難病患者では「布団干し」の割合が 22.0%、障害児通所支援利用者(手帳不所持者)では「公共交通機関の利用」が 85.7%、医療的ケア児等では「病院への通院」が 54.2%で、それぞれ最も高くなっています。
- 6つの調査区分とも、身体介護に比べ、家事及び行動上の援助の需要がより高く、知的障がい者・精神障がい者・障害児通所支援利用者・医療的ケア児等については、家事及び行動上の援助の必要性が高いと言えます。



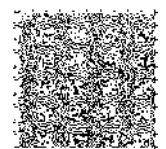
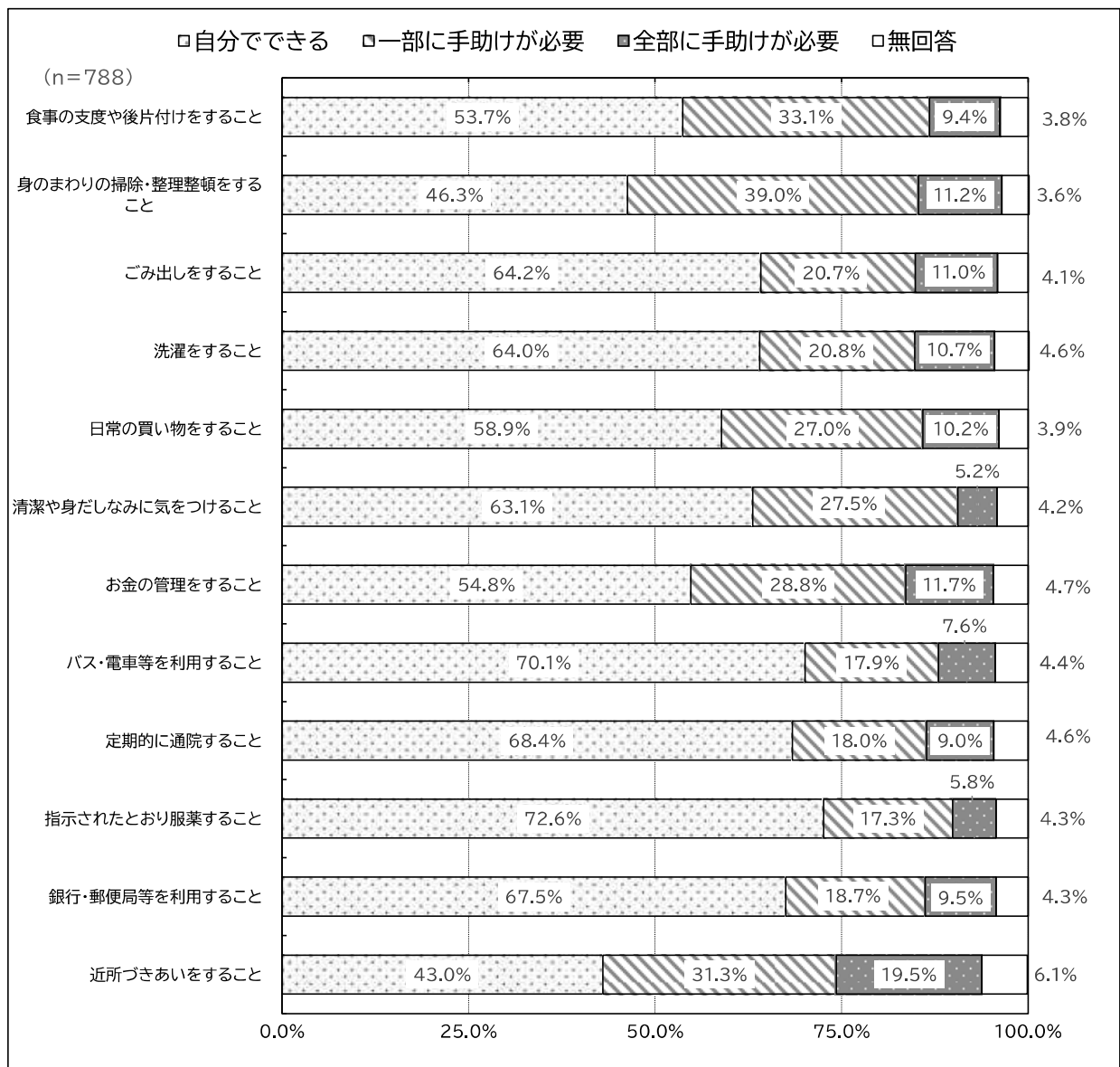
◇身体障がい者



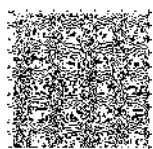
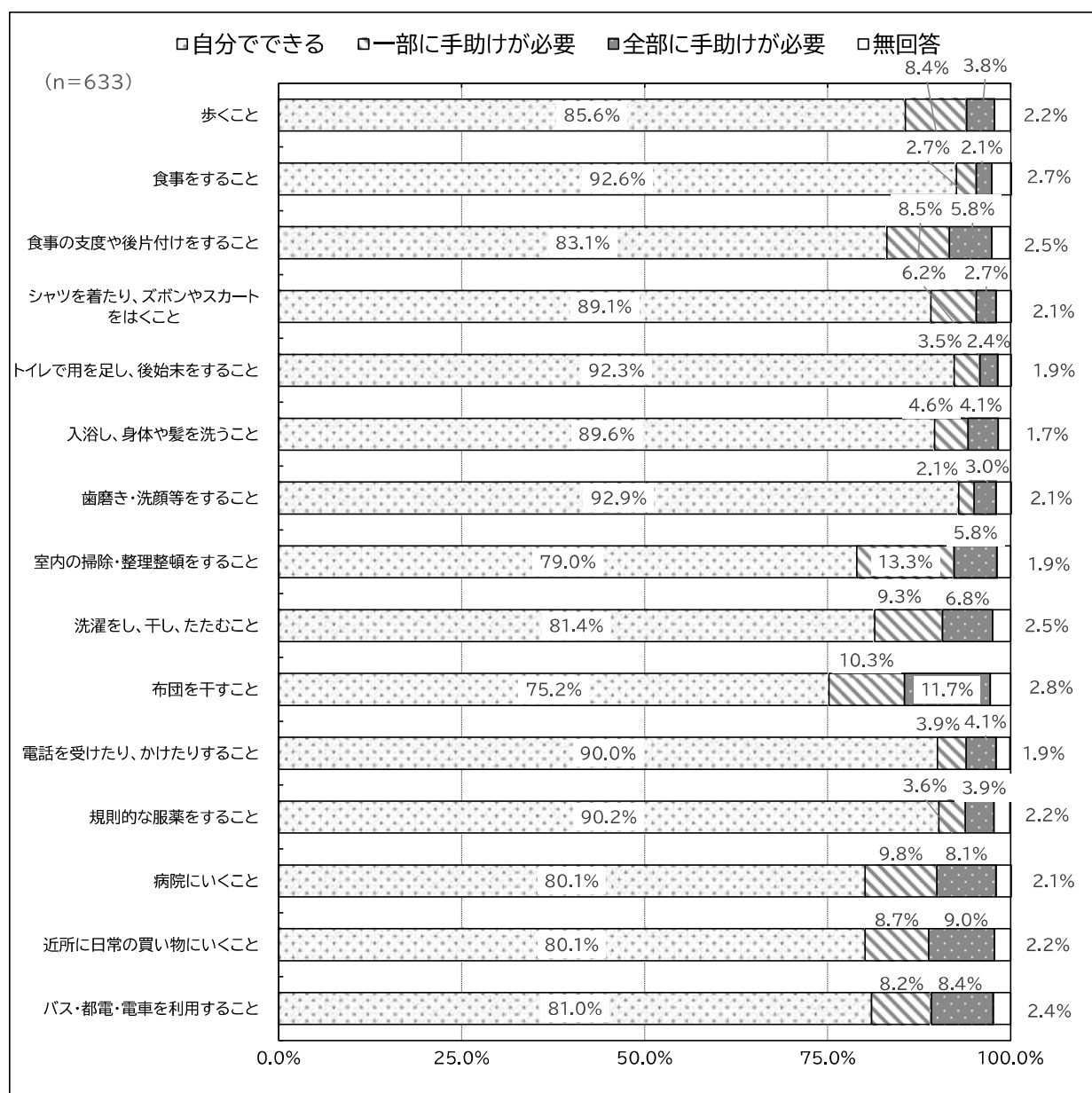
◇知的障がい者



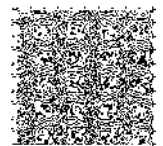
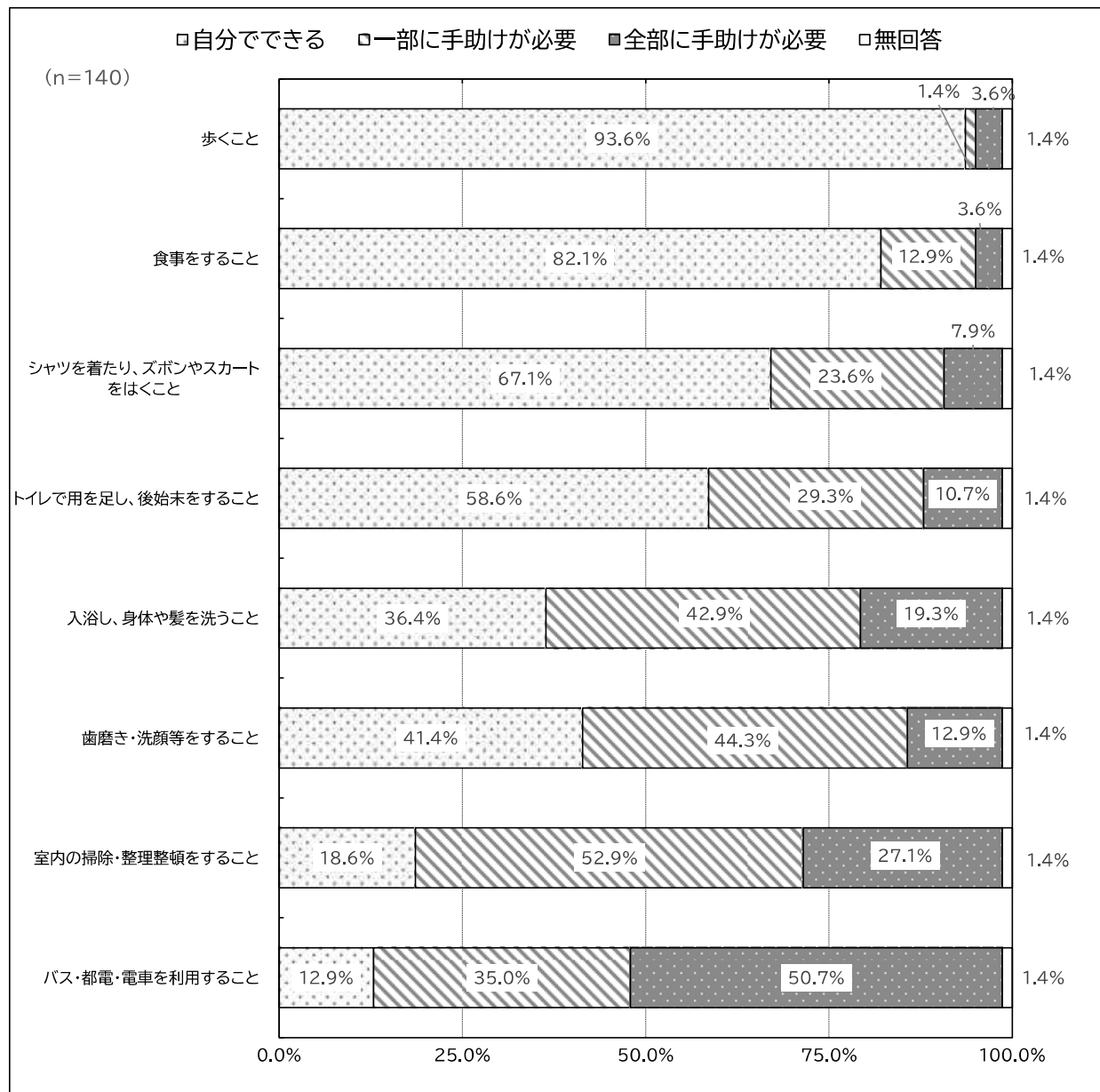
◇精神障がい者



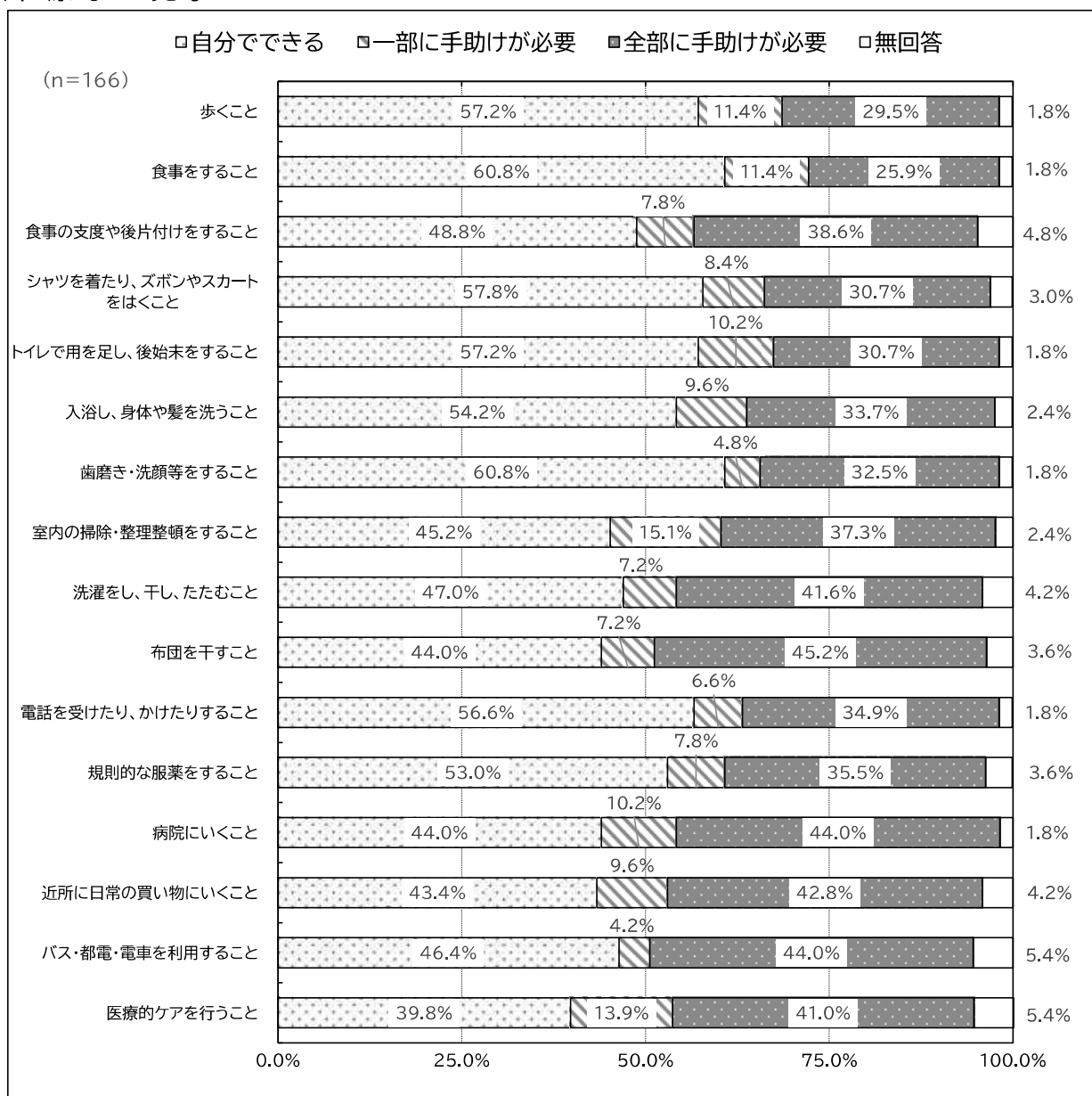
◇難病患者



◇障害児通所支援利用者



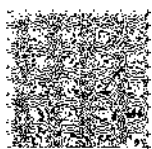
◇医療的ケア児等

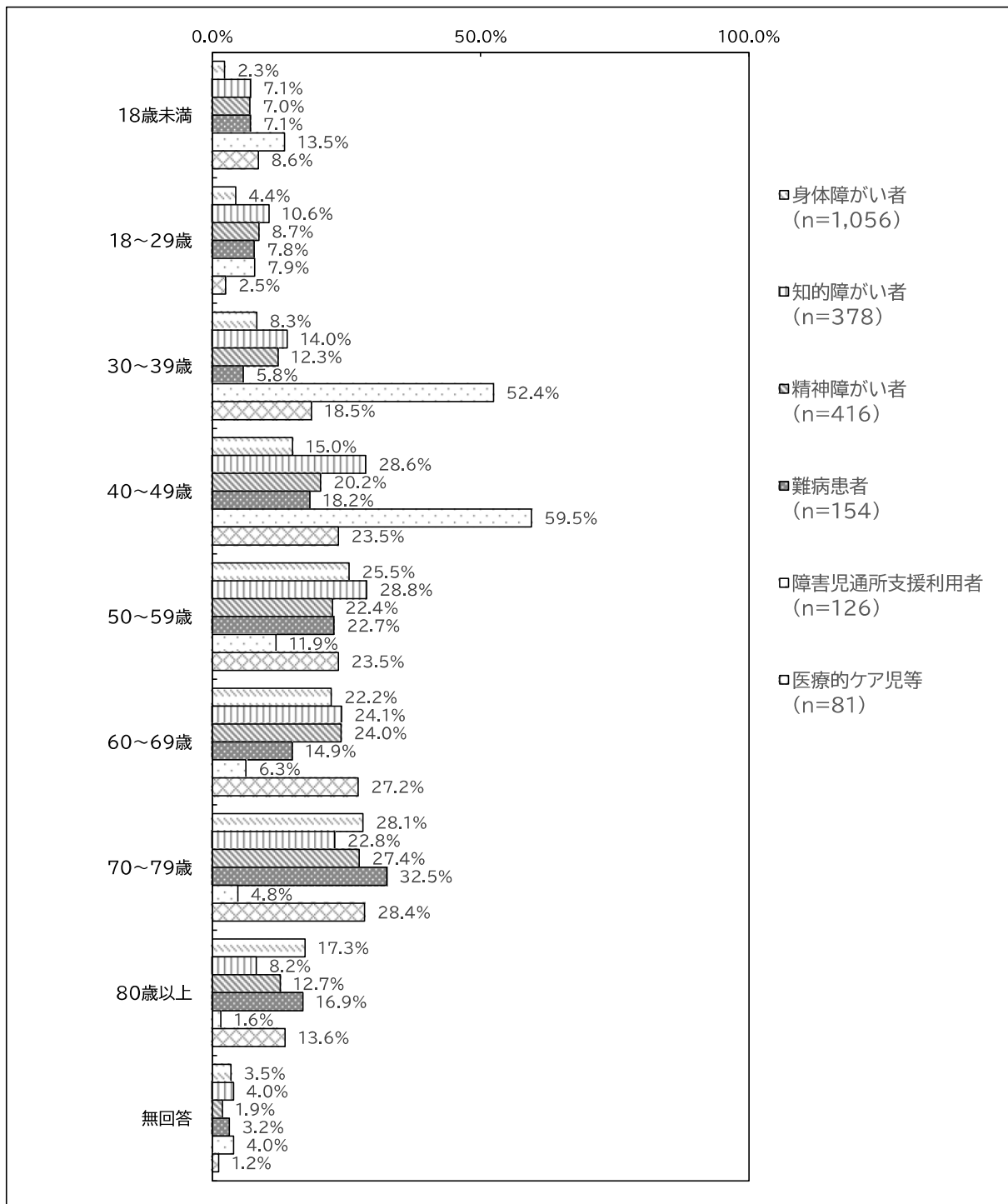


② 親族における支援者の年齢

○ 日常生活を送るうえで、親族から手助けを受けていると回答した方の支援者の年齢について、身体障がい者では「70～79歳」が28.1%、知的障がい者では「50～59歳」が28.8%、精神障がい者では「70～79歳」が27.4%、難病患者では「70～79歳」が32.5%、障害児通所支援利用者では「40～49歳」が59.5%、医療的ケア児等では「70～79歳」が28.4%と最も多くなっています。

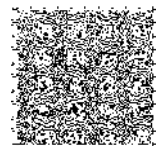
○ 18歳未満から手助けを受けていると回答した割合は、障害児通所支援利用者では13.5%と最も多く、医療的ケア児等では8.6%、知的障がい者・難病患者では7.1%となっており、18歳未満の方も日常生活の支援をしている状況にあります。



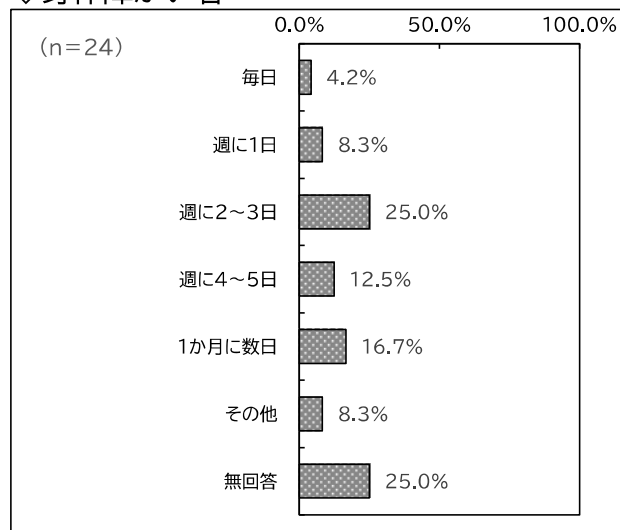


③ 18歳未満による支援の頻度

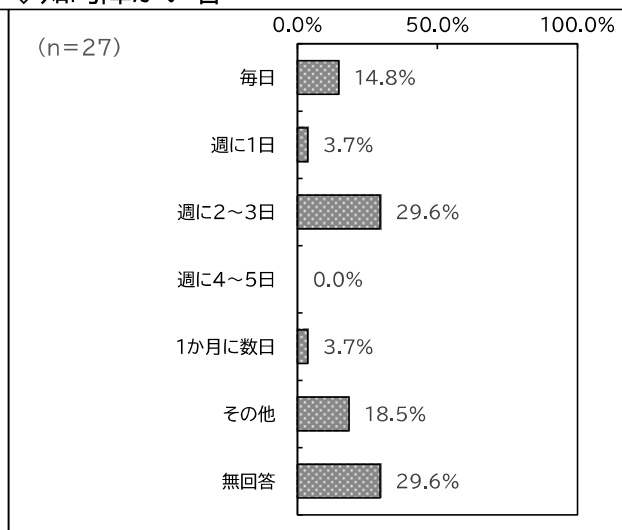
○ 18歳未満による支援の頻度について、身体障がい者では「週に2～3日」が25.0%、知的障がい者では「週に2～3日」が29.6%、精神障がい者では「毎日」が17.2%、難病患者では「1か月に数日」が18.2%、障害児通所支援利用者では「週に2～3日」が29.4%、医療的ケア児等では「1か月に数日」が28.6%と最も多くなっています。



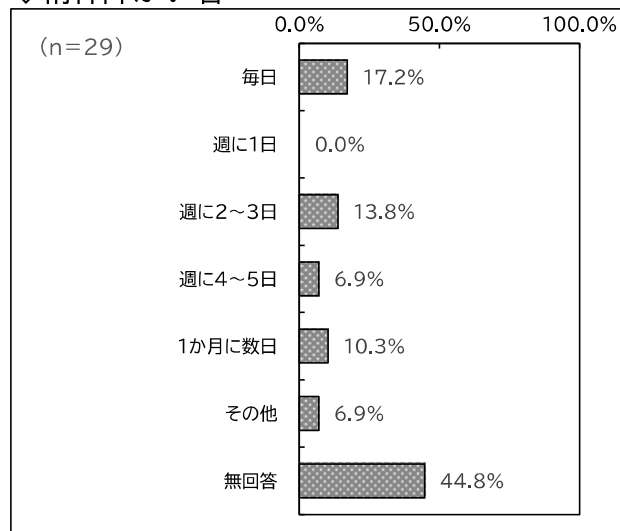
◇身体障がい者



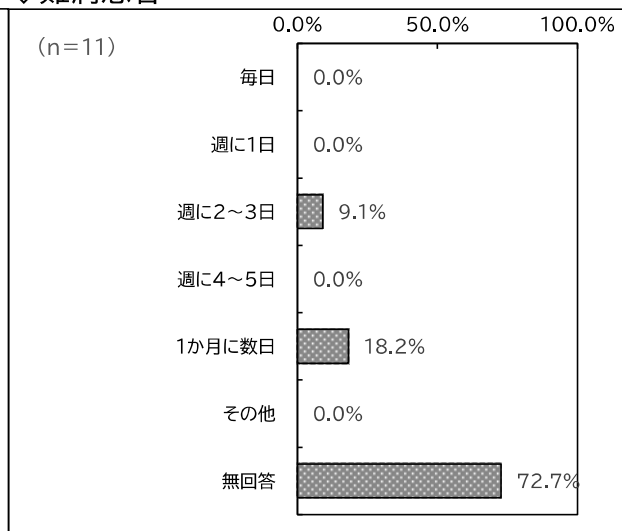
◇知的障がい者



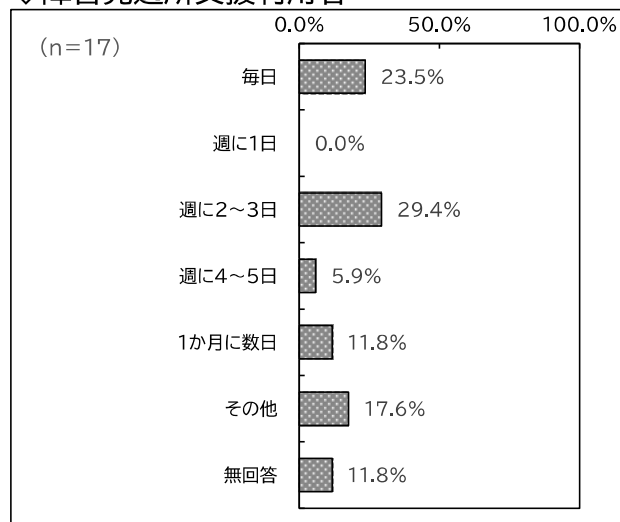
◇精神障がい者



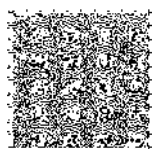
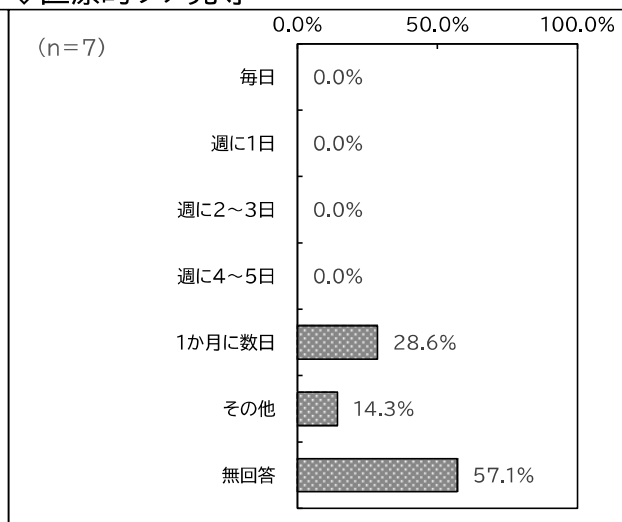
◇難病患者



◇障害児通所支援利用者



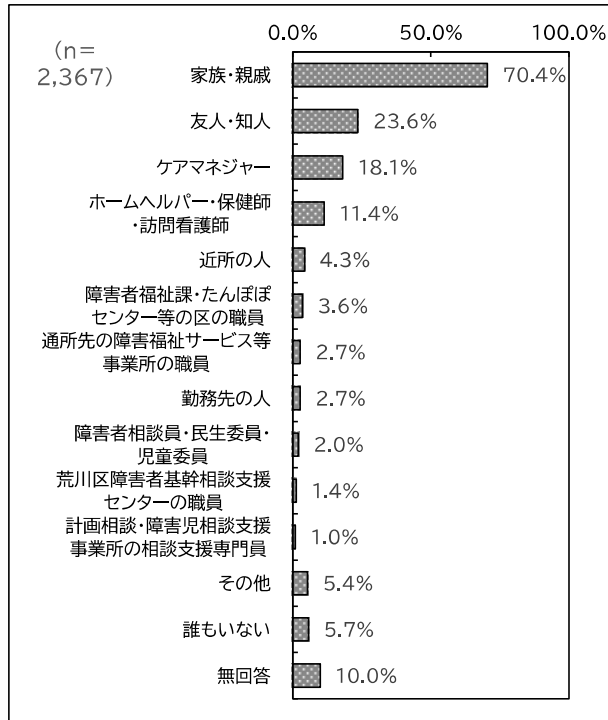
◇医療的ケア児等



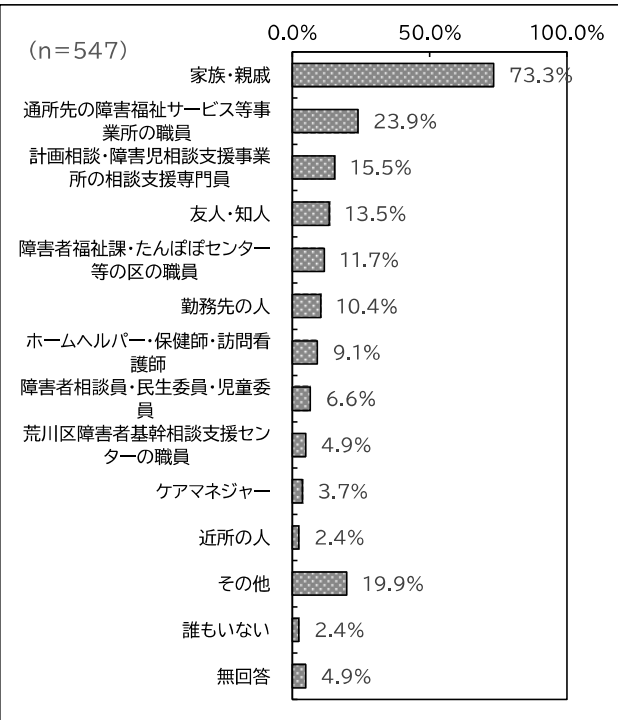
④ 日常のことや困りごとの相談相手

○ いずれの調査区分でも、「家族・親戚」の割合がもっと高くなっていますが、日ごろ接するような「ケアマネジャー」、「サービス事業所」、「病院等」などの割合も高くなっています。精神障がい者では、「精神障害者支援センター（アゼリア）の職員」や「荒川区精神障がい者相談支援事業所（コンパス）の職員」の割合が低くなっており、引き続き事業の周知を図る必要があります。また、医療的ケア児等では、「医療的ケア児等地域コーディネーター」の割合が低いため、事業の周知を図る必要があります。

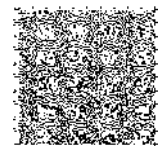
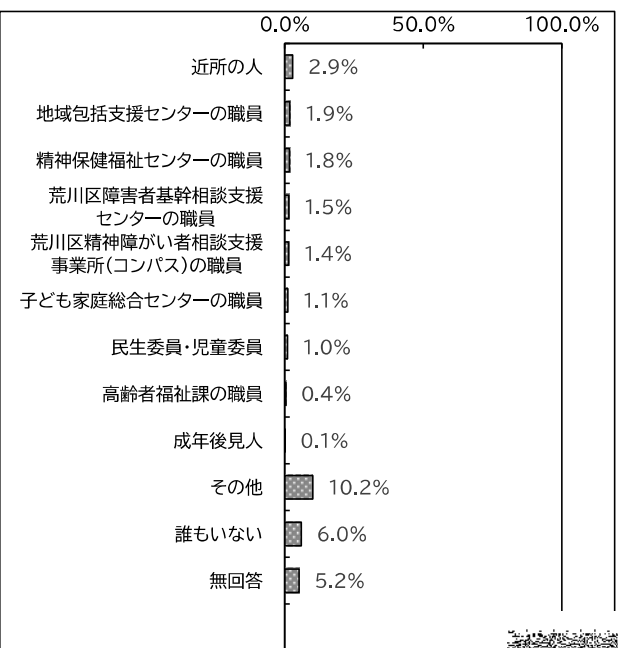
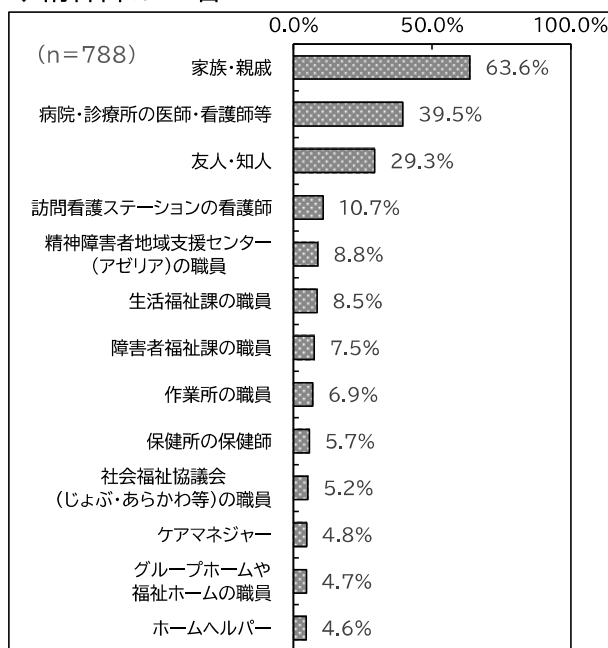
◇身体障がい者



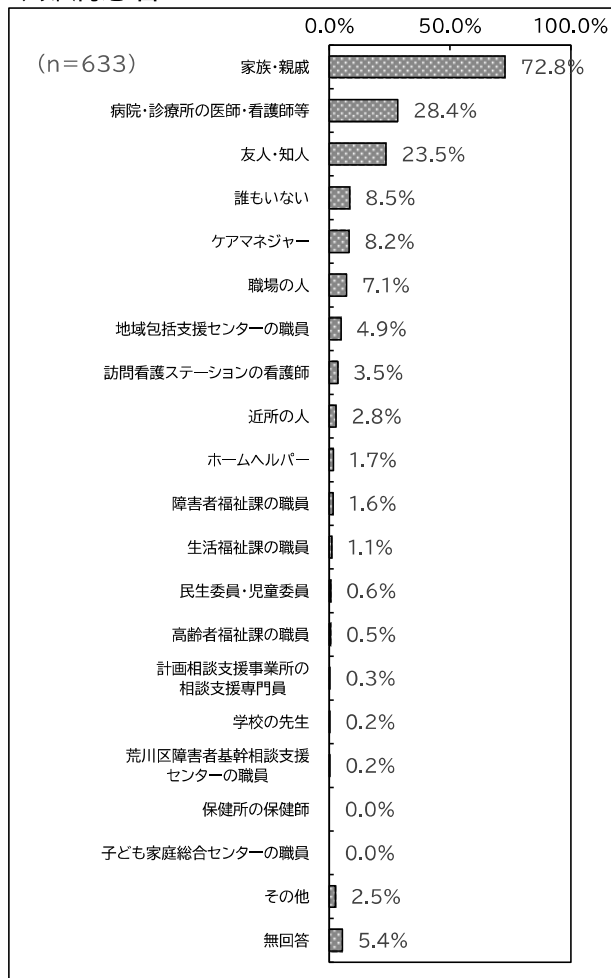
◇知的障がい者



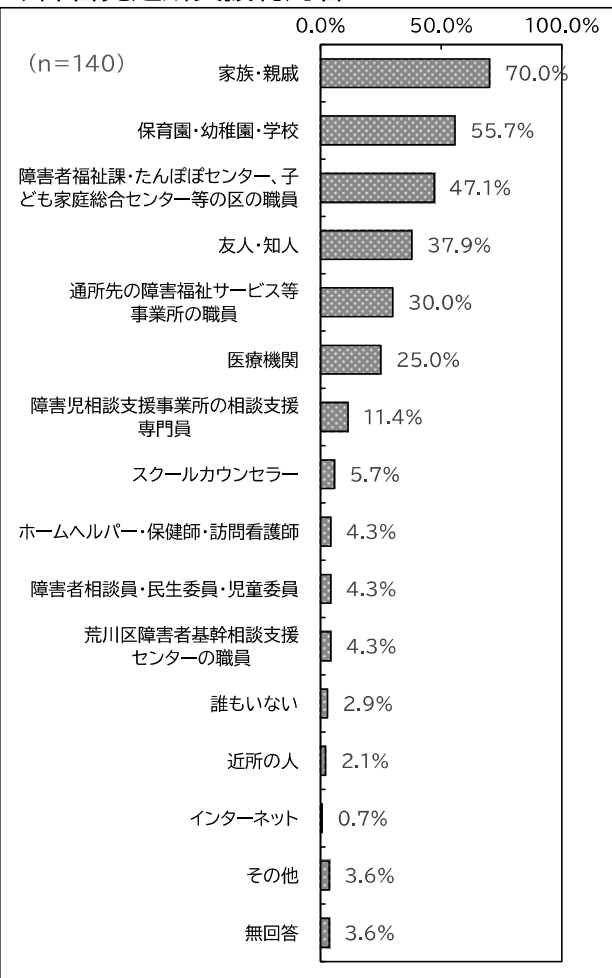
◇精神障がい者



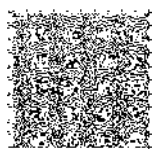
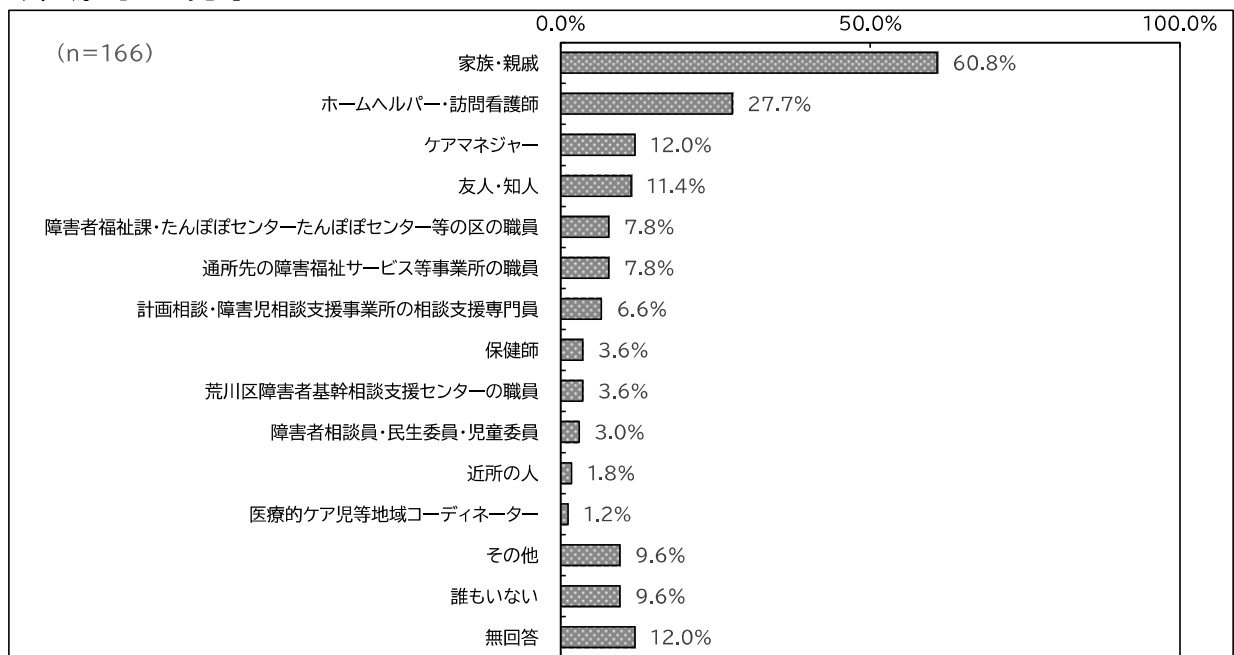
◇難病患者



◇障害児通所支援利用者



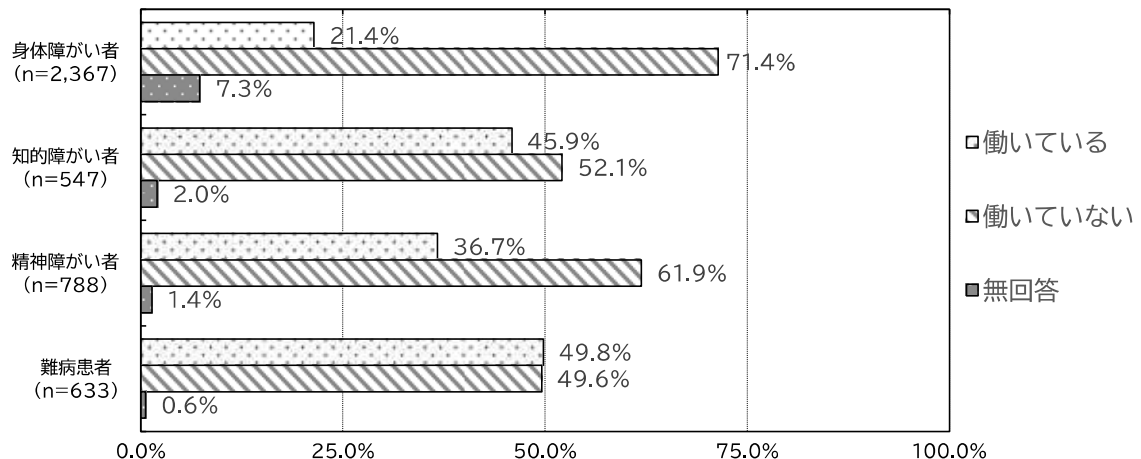
◇医療的ケア児等



(4)就労や就労形態の状況

① 就労の状況

- 就労は、難病患者で「働いている」人の割合が49.8%と最も多く、次いで知的障がい者が45.9%、精神障がい者が36.7%、身体障がい者が21.4%となっています。
- 身体障がい者については、回答者全体の69.5%が65歳以上であるため、就労率が低くなっています。



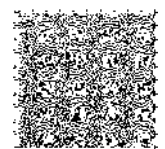
② 働いている人の就労の形態

- 働いている人の就労形態は、身体障がい者では「会社員・団体職員(フルタイム)」が45.1%で最も多く、次いで「パートタイマー・アルバイト」が25.5%となっています。
- 知的障がい者では「就労継続支援B型」が41.0%と最も多く、次いで「会社員・団体職員(フルタイム)」が25.1%となっています。
- 精神障がい者では「パートタイマー・アルバイト」が35.6%と最も多く、次いで「会社員・団体職員(フルタイム)」が27.7%となっています。
- 難病患者では「会社員・団体職員(フルタイム)」が50.5%と最も多く、次いで「パートタイマー・アルバイト」が26.7%となっています。
- 平成29年度調査と比較すると、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で一般就労(会社員・パートタイマー等)の割合が増えており、一般就労者に対する支援の充実が重要になります。

(単位:%)

	会社員・団体職員(フルタイム)	パートタイマー・アルバイト	就労継続支援A型	就労継続支援B型	社会適応訓練への通所	内職業	家業手伝い	自営業	その他	無回答
身体障がい者 (n=506)	45.1 (37.5)	25.5 (27.2)	0.4 (0.6)	2.2 (0.8)	—	1.0 (3.0)	5.9 (9.6)	—	16.2 (19.5)	3.8 (1.6)
知的障がい者 (n=251)	25.1 (21.7)	21.1 (23.0)	2.8 (5.1)	41.0 (32.8)	—	0.0 (0.4)	—	0.0 (0.9)	5.2 (3.4)	4.8 (11.5)
精神障がい者 (n=289)	27.7 (10.1)	35.6 (18.4)	2.8 (4.1)	17.6 (15.2)	0.0 (0.9)	—	—	5.9 (3.2)	8.3 (3.2)	2.1 (44.2)
難病患者 (n=315)	50.5 (52.1)	26.7 (29.2)	—	—	—	0.3 (0.6)	1.6 (1.8)	15.2 (14.3)	5.1 (0.9)	0.6 (1.2)

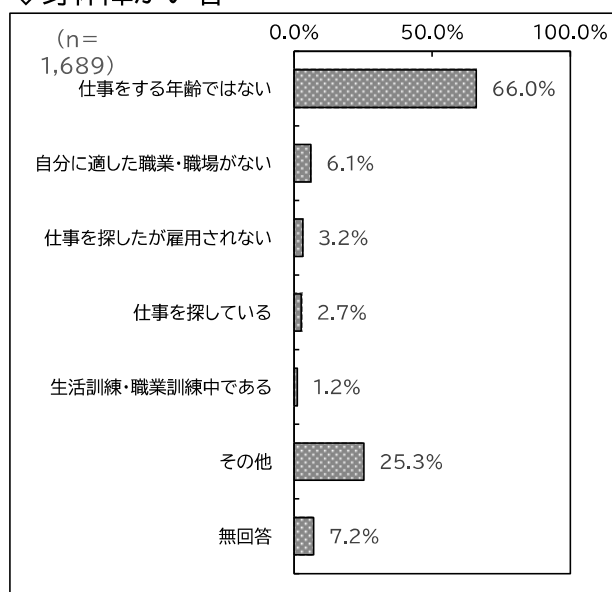
※表中の下段にある()内は、平成29年度調査の回答割合を示しています。



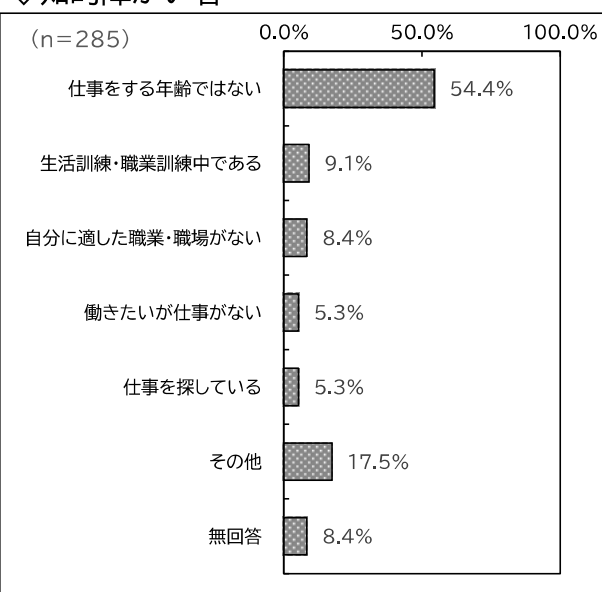
③ 就労していない理由(複数回答)

- 就労していない理由は、身体障がい者では、65歳以上の方が全体の69.5%に上っていることから、「仕事をする年齢ではない」が66.0%と最も多くなっています。
- 知的障がい者でも、「仕事をする年齢ではない」が最も多くなっていますが、本設問に回答した方(285人)のうち、18歳未満と65歳以上の回答者が59.3%に上っていることが理由と考えられます。
- 就労年齢である18～64歳が全体の79.0%を占める精神障がい者では、「仕事をする体力・気力がない」が54.7%、「自分に適した職業・職場がない」が15.2%となっています。
- 65歳以上が46.1%に上る難病患者では、「仕事をする年齢ではない」が42.4%となっています。

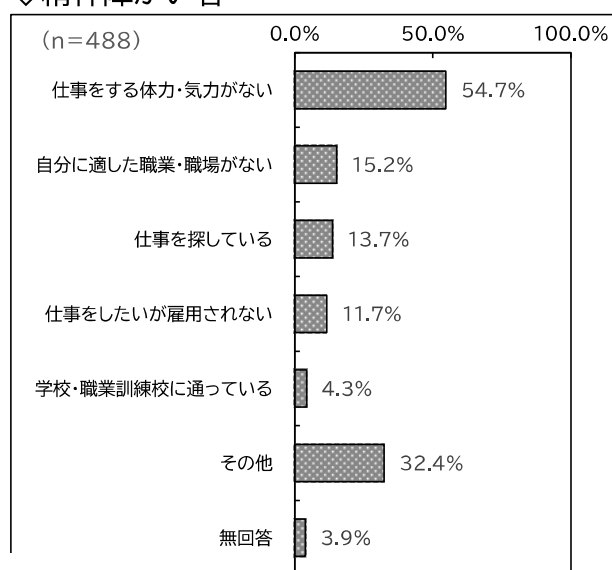
◇身体障がい者



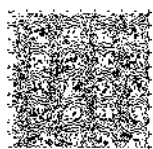
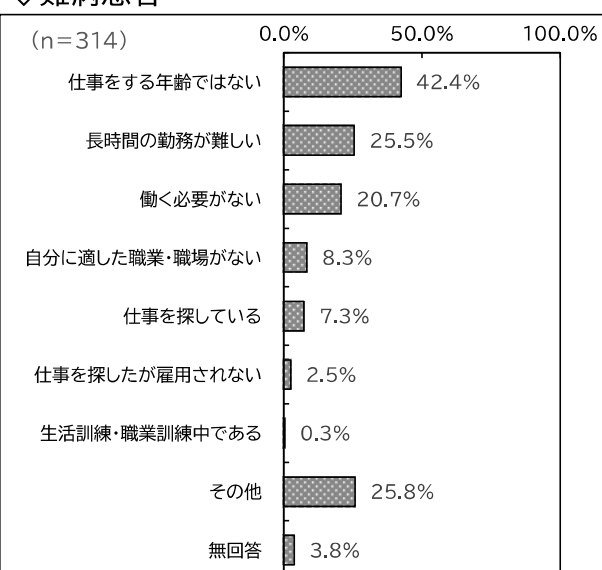
◇知的障がい者



◇精神障がい者



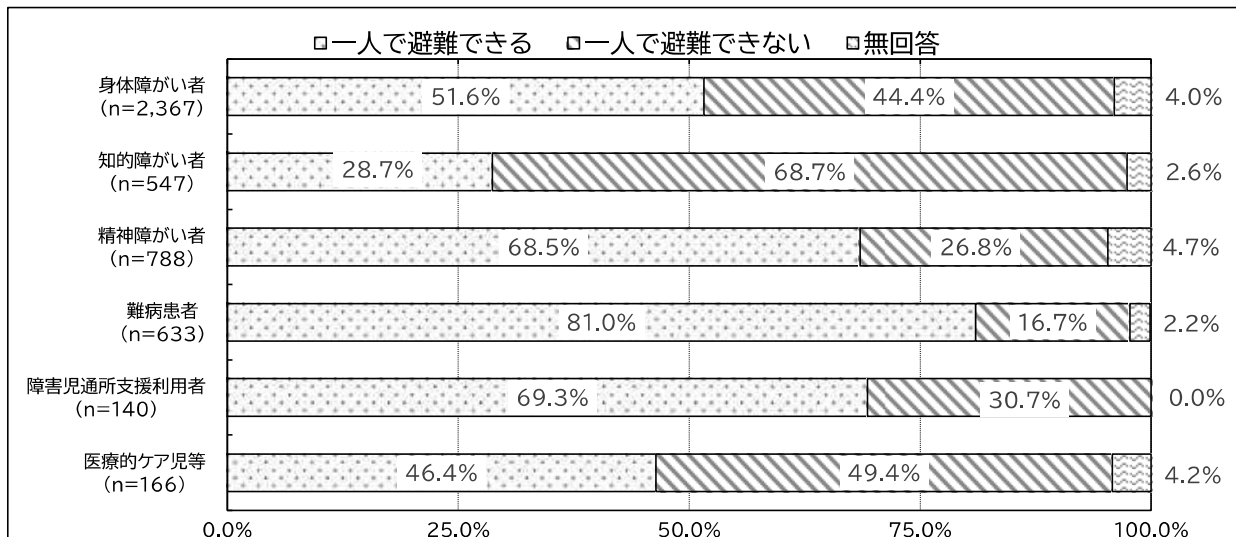
◇難病患者



(5)地震・火災などの災害時の状況

① 災害時における一人での避難の有無

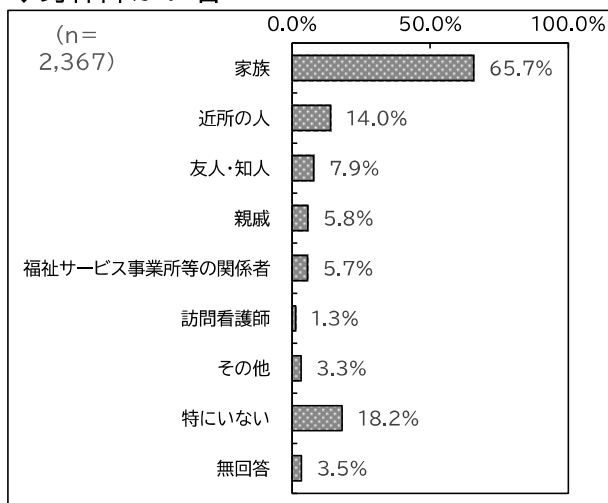
- 地震・火災などの災害時の避難にあたり、一人で避難できない割合(未就学児の場合は、保護者一人で子どもを連れて避難ができない割合)は、知的障がい者が最も高く、68.7%、次いで医療的ケア児等が49.4%、身体障がい者が44.4%、障害児通所支援利用者が30.7%、精神障がい者が26.8%、難病患者が16.7%となっており、特に知的障がい者について、援助者の必要性が高くなっています。



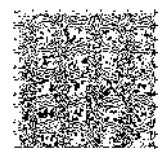
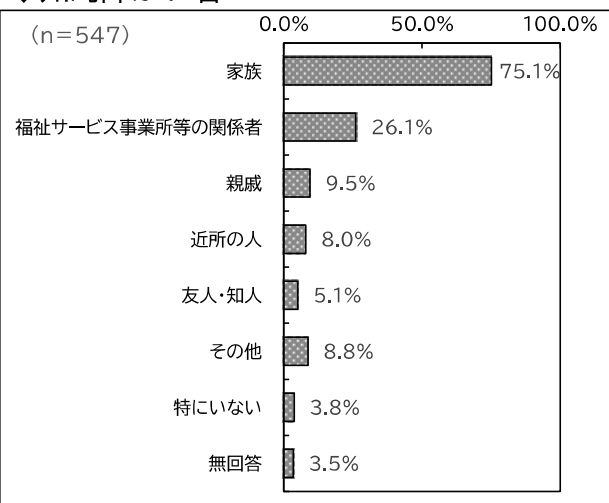
② 避難する際の援助者の状況

- 避難する際の援助者の状況では、いずれの調査区分でも、「家族」と答えた人の割合が最も高くなっています。
- また、援助者が「特にない」と答えた人の割合は、精神障がい者が28.3%で最も多く、身体障がい者が18.2%、難病患者が16.1%、医療的ケア児等が15.1%、障害児通所支援利用者が5.0%、知的障がい者が3.8%となっています。

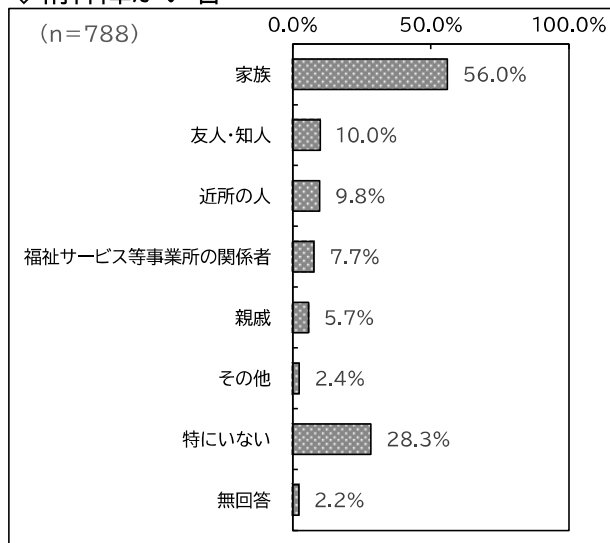
◇身体障がい者



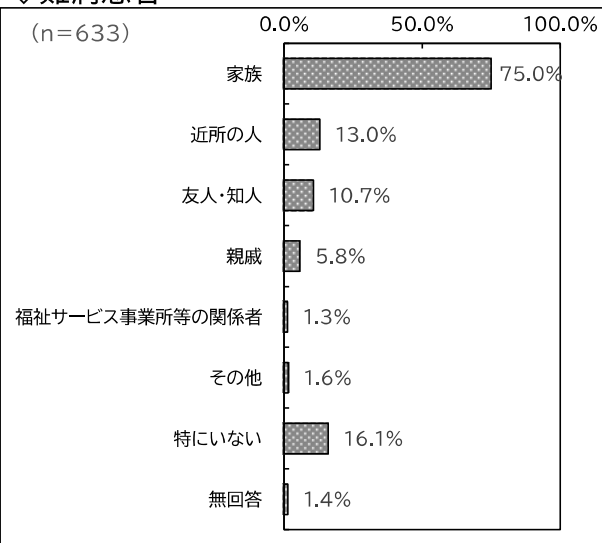
◇知的障がい者



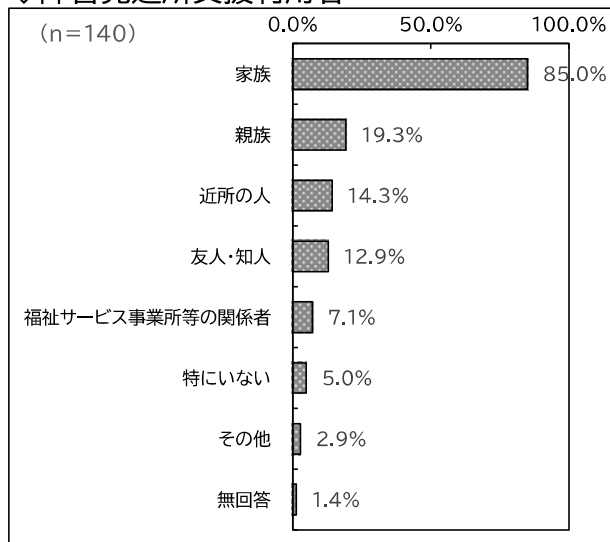
◇精神障がい者



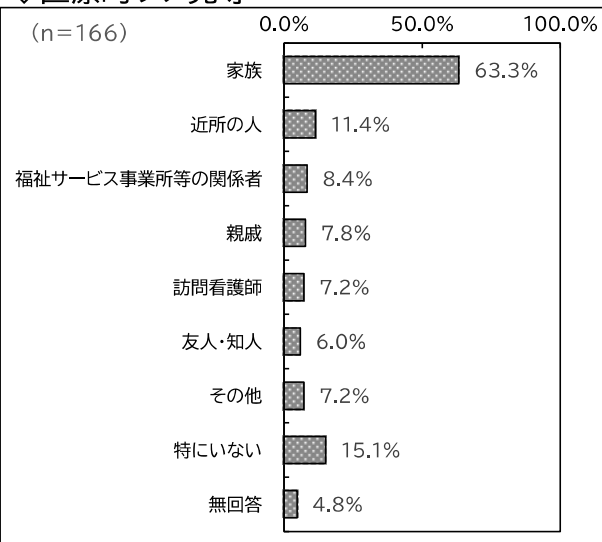
◇難病患者



◇障害児通所支援利用者

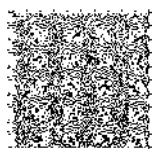


◇医療的ケア児等



(6)福祉サービスの利用状況(複数回答)

- 身体障がい者のサービス利用状況では、利用率が37.1%と最多の「福祉タクシー券」のほか、「補装具」や「デイサービス」が多くなっています。障がいの部位及び年齢により、利用できるサービスが異なるため、対象者の少ないサービスについては、認知度が低いものもあります。
- 知的障がい者のサービス利用状況では、「計画相談支援」の利用が最も多く(39.1%)、「障害児相談支援」(11.0%)と合わせると、50.1%の方が自立支援給付・障がい児通所給付(法定サービス)を利用していることがわかります。その中で利用率が高いサービスは「放課後等デイサービス」であり、地域生活支援事業の「ガイドヘルパー(移動支援)」も利用率が高くなっています。また、成年後見人制度では、「知っているが利用なし」と答えた人の割合は42.2%、「知らない」が41.9%となっており、制度の認知



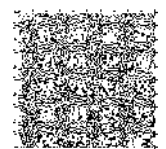
度をさらに上げる必要があります。また利用率も低いため、利用支援も行っていく必要があります。

- 精神障がい者のサービス利用状況では、金銭面等の支援の「都営交通無料乗車券」の利用が最も多く69.7%となっています。現在、最も多く利用されている施設は「就労移行支援・就労継続支援事業所(福祉作業所)」で、10.7%の人が利用中です。精神障害者地域生活支援センター「アゼリア」、精神障がい者相談支援事業所「コンパス」を利用しない理由として、「知らない」が多いことから、認知度の向上が必要です。
- 難病患者のサービス利用状況では、医療助成制度等の「難病等の医療費助成」の利用が最も多く、74.1%となっています。現在最も多く利用されている施設は「荒川区保健所」で、14.0%の人が利用中または利用したことがあります。
- 障害児通所支援利用者のサービス利用状況では、在宅系サービスは「児童発達支援」の利用者が最も多く46.4%となっています。最も多く利用されている施設は「心身障害者福祉センター(荒川たんぽぽセンター)」で、45.7%の人が現在利用中です。
- 医療的ケア児等のサービス利用状況では、「日常生活用具の給付」の利用者が最も多く30.7%となっています。現在最も多く利用されている施設は「障害者福祉会館(アクロスあらかわ)」で、8.4%となっています。

◇身体障がい者(n=2367)

(単位:%)

【在宅系サービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
ホームヘルプ	9.1	3.0	46.7	24.7	16.5
ガイドヘルパー	1.6	0.8	31.6	46.5	19.5
ショートステイ	2.4	4.2	49.6	25.3	18.5
地域定着支援	3.2	1.2	27.4	48.8	19.4
児童発達支援	0.3	0.2	17.2	57.0	25.2
医療型児童発達支援	0.1	0.1	16.3	58.0	25.4
放課後等デイサービス	0.5	0.4	21.5	52.2	25.4
保育所等訪問支援	0.3	0.1	16.3	57.6	25.7
居宅訪問型児童発達支援	0.1	0.1	15.3	58.7	25.8
デイサービス	11.7	4.1	51.8	15.6	16.9
緊急一時保護	0.3	0.3	23.4	54.2	21.7
日中一時支援	0.8	0.5	21.4	54.9	22.4
留守番看護師派遣	0.1	0.2	16.6	62.3	20.7



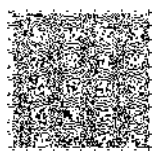
【日常生活用具】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
補装具	12.5	8.5	29.7	30.4	18.9
日常生活用具	6.7	4.7	28.7	40.1	19.8
住宅設備改善	4.6	9.1	34.3	32.5	19.5
紙おむつ等	11.1	2.2	37.8	31.5	17.4

【コミュニケーション支援】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
対面音訳者派遣	0.1	0.1	18.6	59.8	21.3
手話通訳者派遣	0.7	0.6	18.3	58.6	21.8

【衛生に係るサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
寝具乾燥消毒	0.4	0.2	19.0	59.9	20.5
巡回入浴・施設入浴	3.8	1.0	47.4	28.9	19.0
理美容	2.1	1.3	31.9	45.2	19.4

【交通手段に係るサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
福祉タクシー券	37.1	6.4	24.5	19.3	12.8
コミュニティバス乗車券	9.8	4.0	24.9	44.3	17.0

【その他のサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
計画相談支援	10.8	3.6	26.6	39.7	19.3
地域移行支援	1.0	1.5	25.9	51.9	19.7
障害児相談支援	0.5	0.3	18.3	54.9	26.0
電話料金の補助	3.7	1.1	17.6	59.1	18.5
配食サービス	2.1	2.4	32.2	46.9	16.5
避難行動要支援者登録事業	3.0	0.9	25.8	51.6	18.6
緊急通報システムの設置	4.7	0.9	25.3	51.0	18.0
補助犬利用	0.1	0.2	41.6	37.3	20.8
就学相談・教育相談	0.3	0.9	23.4	51.5	23.9
成年後見人制度	0.5	0.3	36.8	40.3	22.1
地域福祉権利擁護事業	1.4	0.8	24.9	52.5	20.4

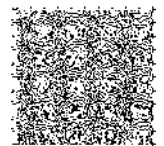


【施設利用】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
障害者福祉会館(アクロスあらかわ)	2.4	4.4	28.3	48.3	16.6
心身障害者福祉センター (荒川たんぽぽセンター)の療育訓練	0.6	2.8	21.8	56.8	18.0
荒川福祉作業所・荒川生活実習所	0.2	0.4	24.9	56.2	18.3
尾久生活実習所 (希望の家本所・分場)	0.3	0.2	21.1	60.0	18.4
荒川区障害者基幹相談支援センター	0.3	0.8	20.0	60.9	18.1
民間作業所 (就労継続支援、就労移行支援事業所)	0.6	0.5	20.7	59.4	18.8
グループホーム	0.7	0.3	27.8	52.9	18.3
障害者就労支援センター (じょぶあらかわ)	0.5	1.2	17.4	61.5	19.4
荒川区保健所	1.6	13.6	46.1	20.3	18.3
東京都心身障害者福祉センター	0.7	3.7	27.4	49.5	18.7
東京都障害者総合スポーツセンター	0.7	3.9	24.5	51.8	19.0
ハローワーク足立 (足立公共職業安定所)	0.6	10.0	33.9	36.6	18.9
東京都障害者休養ホーム	0.1	0.8	15.5	64.9	18.7
荒川区子ども家庭総合センター	0.2	0.3	16.6	63.0	19.9

◇知的障がい者(n=547)

(単位:%)

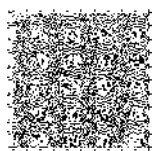
【在宅系サービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
ホームヘルプ	4.2	4.6	27.6	48.4	15.2
ガイドヘルパー	11.5	7.1	21.8	46.1	13.5
ショートステイ	5.3	12.4	37.1	32.9	12.2
地域定着支援	1.3	0.4	19.0	65.1	14.3
児童発達支援	6.8	13.9	15.5	49.2	14.6
医療型児童発達支援	0.2	2.6	13.7	67.5	16.1
放課後等デイサービス	16.3	8.0	22.1	39.5	14.1
保育所等訪問支援	0.7	2.9	15.4	64.9	16.1
居宅訪問型児童発達支援	—	0.9	13.7	68.0	17.4
デイサービス	4.0	4.9	41.7	34.7	14.6
緊急一時保護	0.4	3.7	33.5	47.7	14.8
日中一時支援	4.6	4.0	24.7	51.4	15.4



【日常生活用具】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
補装具	3.1	2.9	21.0	58.9	14.1
日常生活用具	0.7	1.1	22.9	60.5	14.8
紙おむつ等	7.7	1.6	23.9	52.8	13.9

【その他のサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
計画相談支援	39.1	5.7	14.4	29.4	11.3
地域移行支援	1.8	1.6	17.6	65.4	13.5
障害児相談支援	11.0	6.2	16.8	49.5	16.5
施設入浴	2.7	3.8	28.7	50.6	14.1
避難行動要支援者登録事業	5.1	1.8	28.0	50.1	15.0
就学相談・教育相談	4.0	23.6	21.8	36.2	14.4
成年後見人制度	2.6	0.4	42.2	41.9	13.0
地域福祉権利擁護事業	2.0	2.7	21.8	58.7	14.8
コミュニティバス乗車券	14.3	6.6	23.0	42.0	14.1

【施設利用】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
障害者福祉会館(アクロスあらかわ)	10.6	19.6	33.8	24.5	11.5
心身障害者福祉センター (荒川たんぽぽセンター)の療育訓練	4.2	31.4	28.5	24.5	11.3
地域活動支援センター (スクラムあらかわ)	7.7	9.0	27.4	43.3	12.6
精神障害者地域生活支援センター (支援センターアゼリア)	0.4	3.1	21.0	61.4	14.1
荒川区精神障がい者相談支援事業 所(コンパス)	0.2	0.5	11.9	73.7	13.7
荒川区障害者基幹相談支援センター	1.1	0.7	13.5	69.1	15.5
グループホーム	13.2	1.5	43.0	30.9	11.5
荒川区保健所	4.0	26.7	42.2	14.1	13.0
就労移行支援、就労継続支援事業所 (福祉作業所)	14.4	6.6	38.2	28.0	12.8
生活介護施設(生活実習所等)	8.6	1.3	34.6	41.7	13.9
東京都心身障害者福祉センター	1.6	11.0	34.6	39.3	13.5
東京都障害者総合スポーツセンター	1.8	15.2	28.7	40.8	13.5
ハローワーク足立 (足立公共職業安定所)	1.1	11.3	36.0	38.6	13.0



【施設利用】	現在利用中	利用経験あり	知っているが利用なし	知らない	無回答
障害者就労支援センター (じょぶあらかわ)	7.7	8.6	28.3	42.4	13.0
東京都障害者休養ホーム	0.5	2.0	10.2	73.9	13.3
荒川区子ども家庭総合センター	2.0	8.4	19.6	56.7	13.3

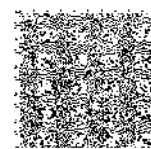
◇精神障がい者(n=788)

(単位:%)

【在宅系サービス】	現在利用中	利用経験あり	知っているが利用なし	知らない	無回答
ホームヘルプ	5.3	1.1	20.4	66.1	7.0
ショートステイ	1.0	2.2	27.9	60.4	8.5
地域定着支援	0.8	0.6	11.7	78.3	8.6
児童発達支援	0.3	0.6	9.3	80.5	9.4
放課後等デイサービス	0.6	0.3	16.1	73.1	9.9
訪問看護	13.3	4.1	35.5	38.6	8.5
移動支援	1.5	1.0	14.1	75.0	8.4
医療機関等のデイケア	8.2	10.7	25.4	46.6	9.1
社会適応訓練	0.8	2.5	15.1	74.5	7.1

【金銭面等の支援】	現在利用中	利用経験あり	知っているが利用なし	知らない	無回答
障害年金	40.2	2.4	30.5	19.9	7.0
医療費の公費負担	54.7	7.9	4.3	25.6	7.5
都営住宅の優先入居	4.9	2.5	32.6	50.5	9.4
都営交通無料乗車券	69.7	7.0	6.2	10.2	7.0
公共施設使用料の減額、免除	24.4	15.6	20.3	32.1	7.6
NHK 受信料の減額、免除	27.7	4.6	26.0	35.7	6.1

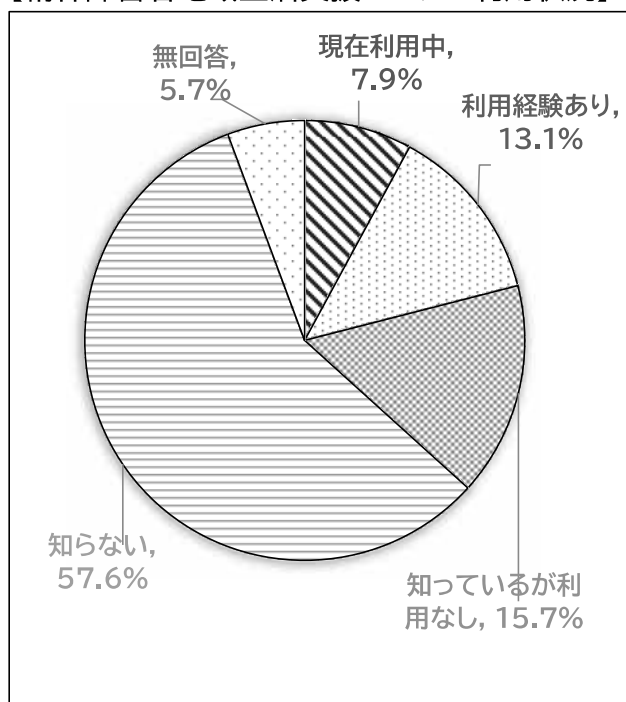
【その他のサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っているが利用なし	知らない	無回答
成年後見人制度	0.9	0.5	38.3	52.7	7.6
あんしんサポート (地域福祉権利擁護事業)	1.0	0.3	10.3	80.1	8.4
計画相談支援	14.6	4.9	8.8	63.7	8.0
地域移行支援	0.8	1.8	9.4	80.1	8.0
障害児相談支援	0.5	0.6	9.9	79.2	9.8
避難行動要支援者登録事業	3.9	1.9	17.4	67.8	9.0



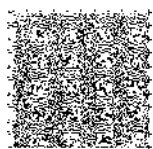
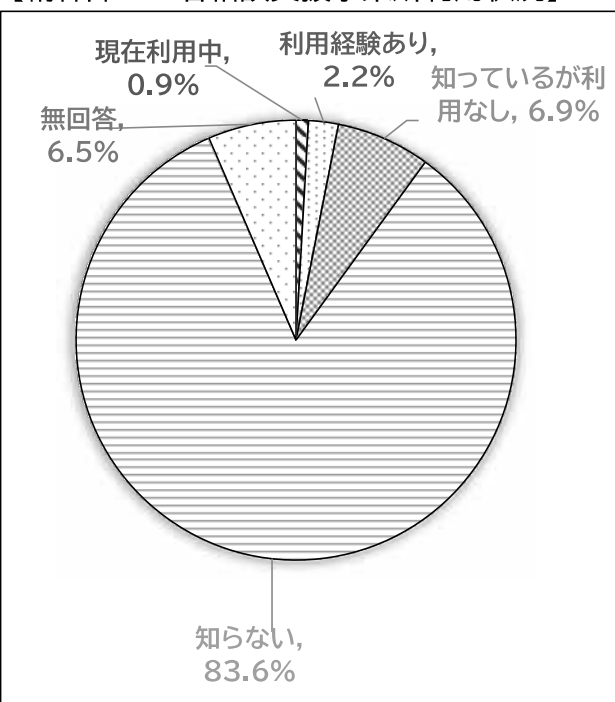
【その他のサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っているが利用なし	知らない	無回答
保健所相談	5.5	18.0	21.6	47.0	8.0
こころの夜間電話相談	0.4	4.9	24.7	60.9	9.0

【施設利用】	現在利用中	利用経験あり	知っているが利用なし	知らない	無回答
障害者福祉会館(アクロスあらかわ)	0.9	6.7	19.7	66.6	6.1
精神障害者地域生活支援センター (支援センターアゼリア)	7.9	13.1	15.7	57.6	5.7
荒川区精神障がい者相談支援事業所(コンパス)	0.9	2.2	6.9	83.6	6.5
荒川区障害者基幹相談支援センター	1.4	0.4	6.2	84.8	7.2
就労移行支援、就労継続支援事業所 (福祉作業所)	10.7	11.4	19.9	51.6	6.3
グループホーム	1.8	2.7	34.1	54.7	6.7
福祉ホーム	0.6	0.5	17.6	74.4	6.9
障害者就労支援センター (じょぶあらかわ)	4.6	11.2	16.8	60.4	7.1
東京都障害者総合スポーツセンター	0.8	5.8	13.7	72.6	7.1
ハローワーク足立 (足立公共職業安定所)	3.4	31.5	28.6	29.2	7.4

【精神障害者地域生活支援センター利用状況】



【精神障がい者相談支援事業所利用状況】



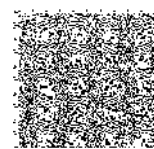
◇難病患者(n=633)

(単位:%)

【在宅系サービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
ホームヘルプ	3.2	1.1	38.1	44.2	13.4
ガイドヘルパー	0.2	0.5	23.1	60.8	15.5
ショートステイ	0.6	1.1	46.3	37.1	14.8
デイサービス	5.5	2.1	50.9	29.5	12.0

【その他のサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
計画相談支援	4.7	1.4	22.9	55.9	15.0
地域移行支援	0.2	0.5	20.9	63.3	15.2
地域定着支援	1.3	0.9	18.2	64.8	14.8
補装具の交付	1.7	1.6	25.4	56.1	15.2
日常生活用具の給付	2.4	1.3	22.7	58.9	14.7
就学相談・教育相談	—	0.8	23.2	59.6	16.4

【医療助成制度等】	現在利用中	利用経験 あり	知って いるが 利用なし	対象外の 制度で ある	知らない	無回答
心身障害者医療費助成(マル障)	2.5	1.4	5.2	33.6	36.3	20.9
難病等の医療費助成	74.1	3.6	2.8	1.9	8.2	9.3
自立支援医療(厚生医療)	0.6	0.2	3.6	28.0	47.7	19.9
自立支援医療(育成医療)	0.2	0.2	2.8	27.5	49.1	20.2
自立支援医療(精神通院)	1.4	0.5	2.5	27.6	47.9	20.1
小児精神障害者入院医療費助成	—	0.3	2.1	29.1	48.0	20.5
療養介護	1.1	0.3	3.6	23.4	51.2	20.4
医療型児童発達支援	0.2	0.2	1.7	27.5	49.9	20.5



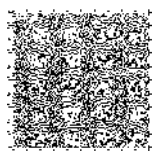
【施設利用】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
障害者福祉会館(アクロスあらかわ)	1.1	1.1	28.6	54.5	14.7
障害者就労支援センター (じょぶあらかわ)	0.2	0.3	19.3	64.5	15.8
荒川区保健所	1.4	12.6	51.3	19.4	15.2
東京都難病相談・支援センター	1.4	4.6	38.9	40.8	14.4
東京都障害者総合スポーツセンター	0.5	0.6	24.5	59.1	15.3
ハローワーク足立 (足立公共職業安定所)	0.8	10.4	36.8	37.3	14.7
荒川区子ども家庭総合センター	—	1.4	22.3	60.7	15.6

◇障害児通所支援利用者(n=140)

(単位:%)

【在宅系サービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
ホームヘルプ	—	1.4	21.4	66.4	10.7
ガイドヘルパー	—	—	15.7	73.6	10.7
ショートステイ	—	0.7	35.7	51.4	12.1
児童発達支援	46.4	11.4	24.3	11.4	6.4
医療型児童発達支援	5.7	0.7	28.6	55.0	10.0
保育所等訪問支援	2.9	1.4	27.1	57.9	10.7
居宅訪問型児童発達支援	1.4	—	15.0	71.4	12.1
放課後等デイサービス	31.4	2.1	43.6	15.0	7.9
日中一時支援	—	—	17.1	72.1	10.7

【その他のサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
障害児相談支援	52.1	7.1	15.0	17.1	8.6
就学相談・教育相談	20.7	22.9	25.0	24.3	7.1

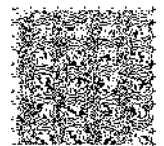


【施設利用】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
障害者福祉会館(アクロスあらかわ)	7.1	5.0	32.1	46.4	9.3
心身障害者福祉センター (荒川たんぽぽセンター)	45.7	37.9	10.7	2.1	3.6
精神障害者地域生活支援センター (支援センターアゼリア)	—	1.4	12.1	76.4	10.0
荒川区障害者基幹相談支援センター	0.7	0.7	12.9	76.4	9.3
荒川区保健所	5.0	33.6	46.4	6.4	8.6
東京都心身障害者福祉センター	0.7	0.7	20.7	68.6	9.3
東京都障害者総合スポーツセンター	—	1.4	15.7	73.6	9.3
荒川区子ども家庭総合センター	0.7	15.0	45.7	30.7	7.9

◇医療的ケア児等(n=166)

(単位:%)

【在宅系サービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
居宅介護(ホームヘルプ)	21.1	3.6	40.4	13.9	21.1
重度訪問介護	6.6	—	35.5	30.1	27.7
同行援護	4.8	3.0	30.7	32.5	28.9
行動援護	3.6	0.6	27.7	37.3	30.7
短期入所(ショートステイ)	6.6	10.2	39.8	18.7	24.7
生活介護	9.0	0.6	36.7	27.1	26.5
地域定着支援	2.4	—	25.9	44.0	27.7
児童発達支援	4.2	3.0	20.5	41.0	31.3
医療型児童発達支援	2.4	1.2	21.7	43.4	31.3
放課後等デイサービス	4.8	1.2	25.3	35.5	33.1
保育所等訪問支援	—	—	21.7	44.6	33.7
居宅訪問型児童発達支援	3.0	0.6	20.5	43.4	32.5
デイサービス	1.8	3.0	53.0	13.9	28.3
緊急一時保護	0.6	3.6	28.9	38.6	28.3
日中一時支援	0.6	1.2	30.1	39.8	28.3
留守番看護師派遣	7.2	0.6	20.5	44.6	27.1
医療的ケア児等家庭家事サポート	2.4	1.2	19.3	48.2	28.9

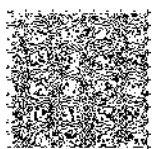


【日常生活用具】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
補装具	22.3	6.6	21.7	22.9	26.5
日常生活用具	30.7	6.6	21.1	17.5	24.1
住宅設備改善	－	6.6	33.7	31.3	28.3
紙おむつ等	23.5	3.0	30.7	19.9	22.9

【衛生に係るサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
寝具乾燥消毒	0.6	－	18.7	52.4	28.3
巡回入浴・施設入浴	5.4	1.8	44.6	19.3	28.9
理美容	4.8	1.2	22.9	44.0	27.1

【交通手段に係るサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
福祉タクシー券	20.5	3.6	31.9	21.7	22.3
リフト付自動車利用助成	3.6	1.2	31.3	36.1	27.7
自動車燃料費の助成	5.4	3.0	27.7	38.0	25.9
コミュニティバス乗車券	4.2	3.6	24.1	38.6	29.5

【その他のサービス】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
療養介護	5.4	0.6	34.3	31.9	27.7
施設入所支援	3.0	1.2	38.0	29.5	28.3
グループホーム	3.6	－	45.2	24.7	26.5
地域移行支援	－	0.6	27.7	42.8	28.9
障害児入所施設(福祉型・医療型)	1.8	1.2	26.5	39.2	31.3
計画相談支援・障害児相談支援	14.5	1.2	17.5	35.5	31.3
配食サービス	1.2	0.6	25.9	44.0	28.3
避難行動要支援者登録事業	7.8	1.8	18.1	44.6	27.7
緊急通報システムの設置	3.0	－	23.5	45.2	28.3
補助犬利用	－	－	36.1	34.3	29.5
成年後見人制度	2.4	－	36.1	33.7	27.7
地域福祉権利擁護事業	1.2	－	25.3	45.8	27.7
医療的ケア児等地域コーディネーター	2.4	1.2	17.5	50.0	28.9

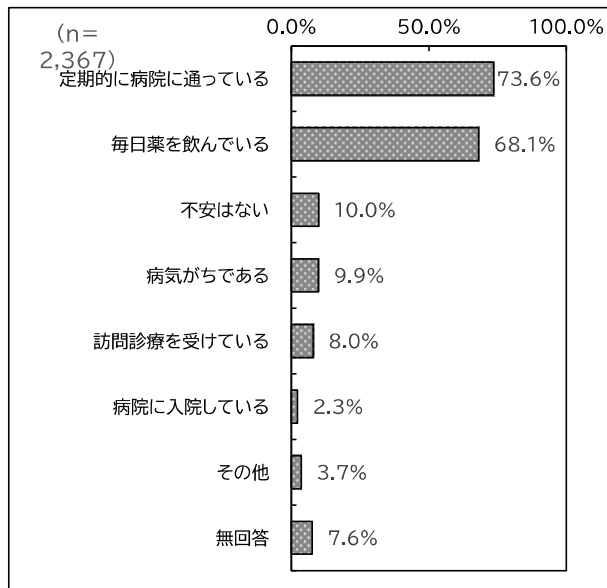


【施設利用】	現在利用中	利用経験あり	知っている が利用なし	知らない	無回答
障害者福祉会館(アクロスあらかわ)	8.4	4.8	27.7	37.3	21.7
心身障害者福祉センター (荒川たんぽぽセンター)の療育訓練	—	5.4	25.9	43.4	25.3
荒川福祉作業所・荒川生活実習所	3.0	—	29.5	44.6	22.9
尾久生活実習所 (希望の家本所・分場)	7.8	—	21.7	48.2	22.3
障害者就労支援センター (じょぶあらかわ)	—	1.2	22.9	51.2	24.7
荒川区障害者基幹相談支援センター	1.2	2.4	18.1	50.0	28.3
荒川区保健所	4.8	19.9	38.0	11.4	25.9
東京都心身障害者福祉センター	0.6	7.2	24.1	42.8	25.3
東京都障害者総合スポーツセンター	0.6	6.0	23.5	46.4	23.5
東京都障害者休養ホーム	—	3.0	15.1	56.6	25.3
荒川区子ども家庭総合センター	0.6	2.4	15.7	53.6	27.7

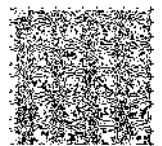
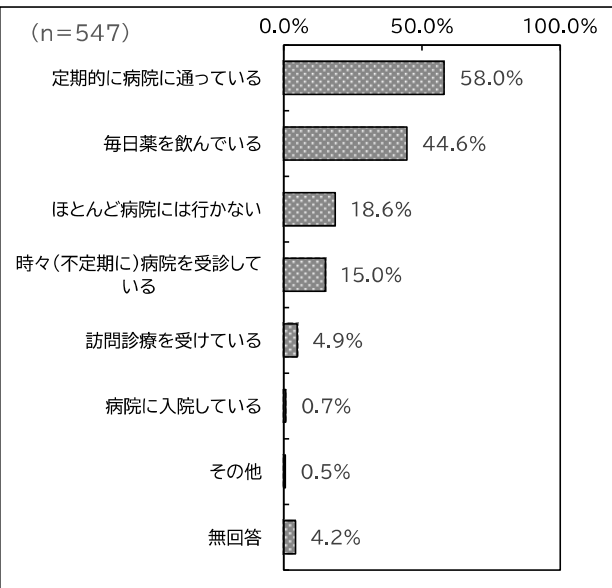
(7)医療機関の利用状況

○ 定期的に通院している人は、身体障がい者では73.6%、知的障がい者では58.0%、難病患者では90.8%、障害児通所支援利用では28.6%となっています。医療的ケア児等では、病院を2か月以上から6か月に1回受診していると答えた割合が38.6%と最も多くなっています。精神障がい者で継続して治療をしている人も93.0%となっており、障がい者の高齢化や障がいの重度化が進んでいることから、保険・医療のニーズが高まっています。

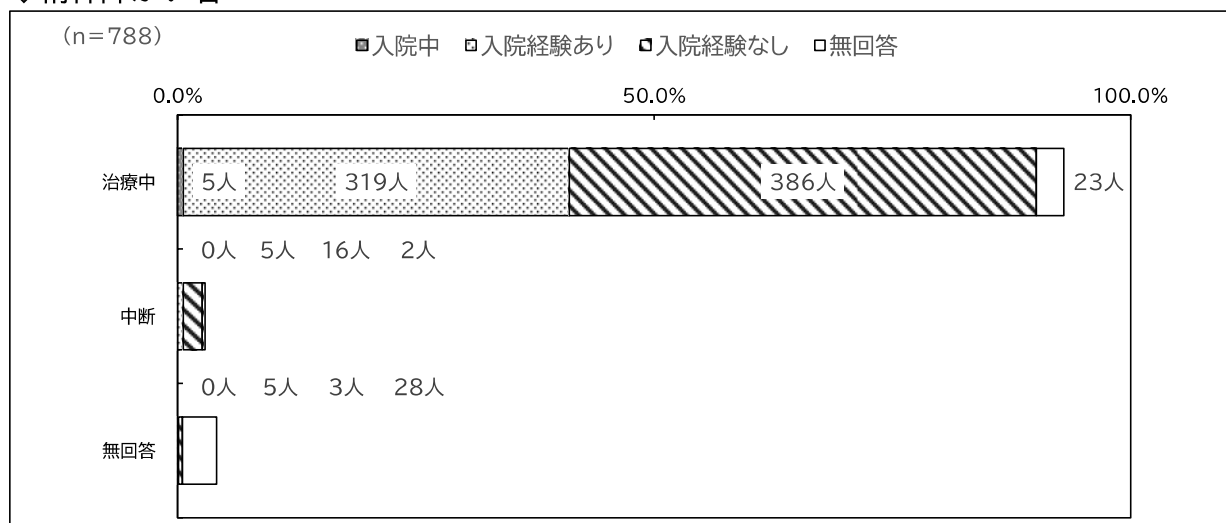
◇身体障がい者



◇知的障がい者

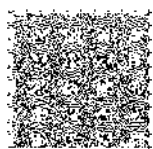


◇精神障がい者

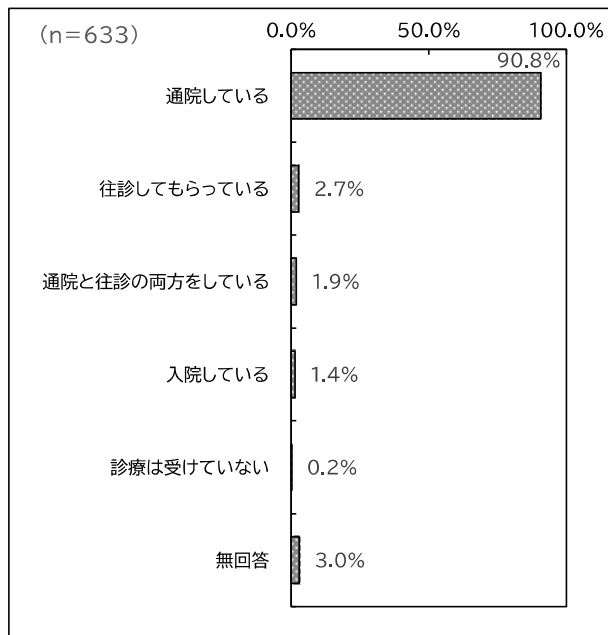


- 「入院中」又は「入院経験あり」の人の現在までの入院期間の合計は、「1年以上5年未満」が最も多く28.5%、次いで「1年未満」が7.6%となっており、10年以上の方は4.2%ほどいます。
- 前回調査時（「1年未満」50.4%、「1年以上5年未満」15.3%、「10年以上」1.5%）と比べ、入院期間が1年未満と回答した方の割合が減り、入院期間1年以上と回答した方の割合が増えています。

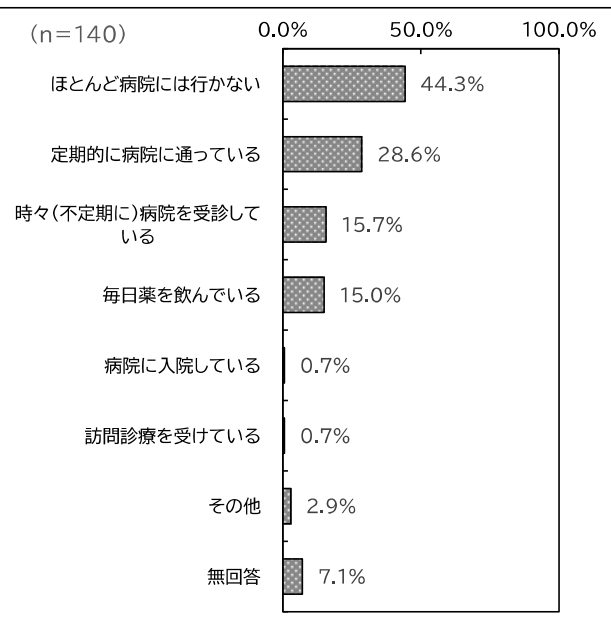
入院期間	人数 n=330人
1年未満	25人 (7.6%)
1年以上5年未満	94人 (28.5%)
5年以上10年未満	11人 (3.3%)
10年以上	14人 (4.2%)
無回答	186人 (56.4%)



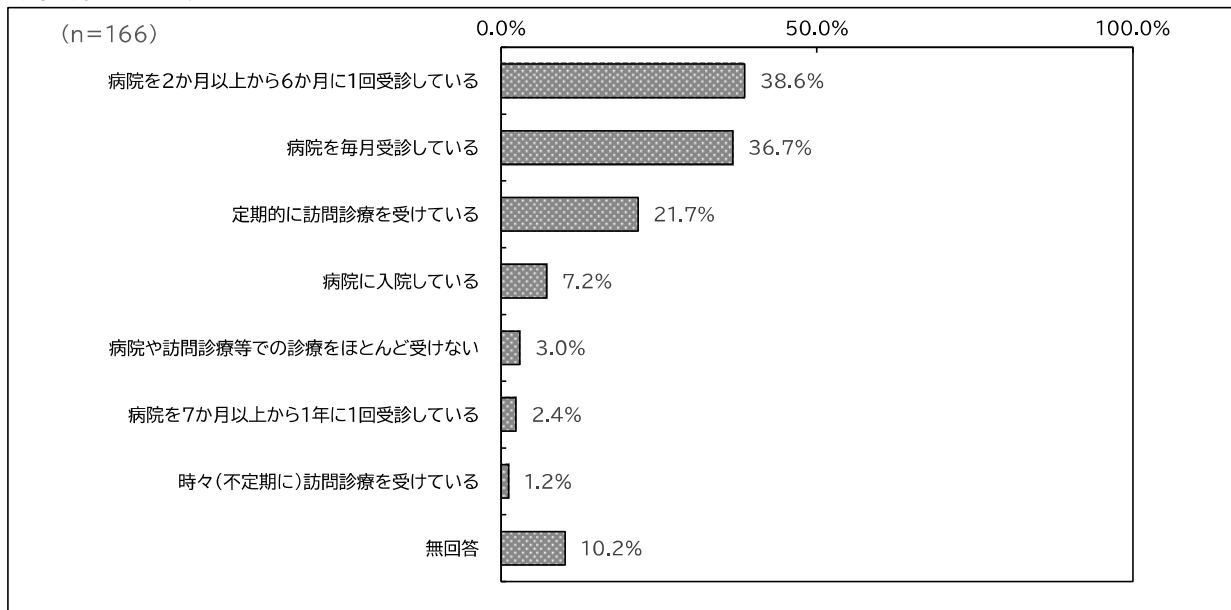
◇難病患者



◇障害児通所支援利用者



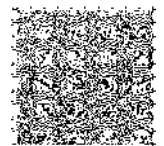
◇医療的ケア児等



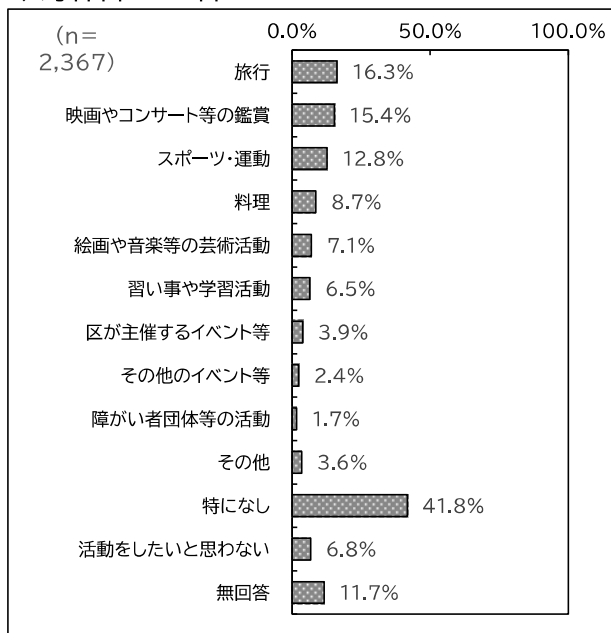
(8)文化芸術活動

① 1年間の文化芸術活動について

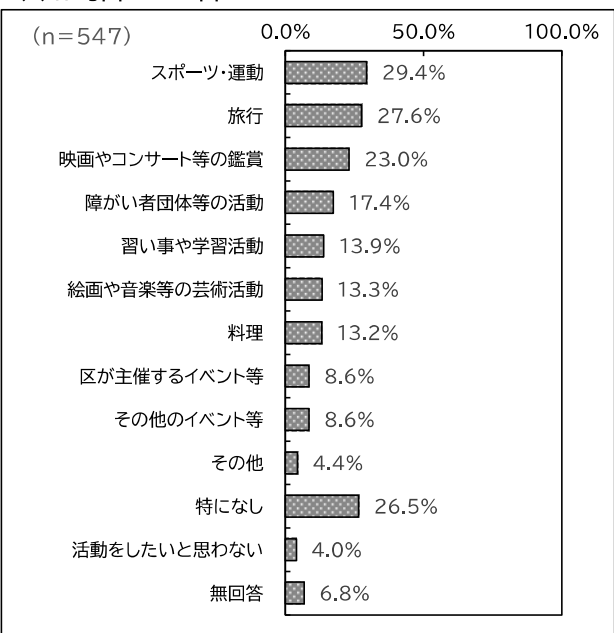
○ 1年間の文化芸術活動の内容について、身体障がい者では「特になし」が41.8%、知的障がい者では「スポーツ・運動」が29.4%、精神障がい者では「映画やコンサート等の鑑賞」が31.9%、難病患者では「特になし」が35.4%、障害児通所支援利用者では「旅行」が57.9%、医療的ケア児等では「特になし」が50.6%と最も多くなっています。



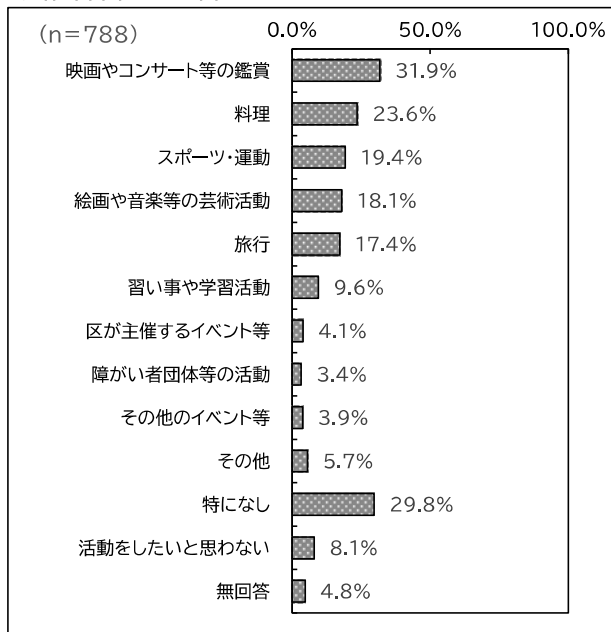
◇身体障がい者



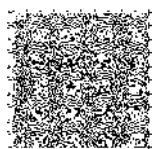
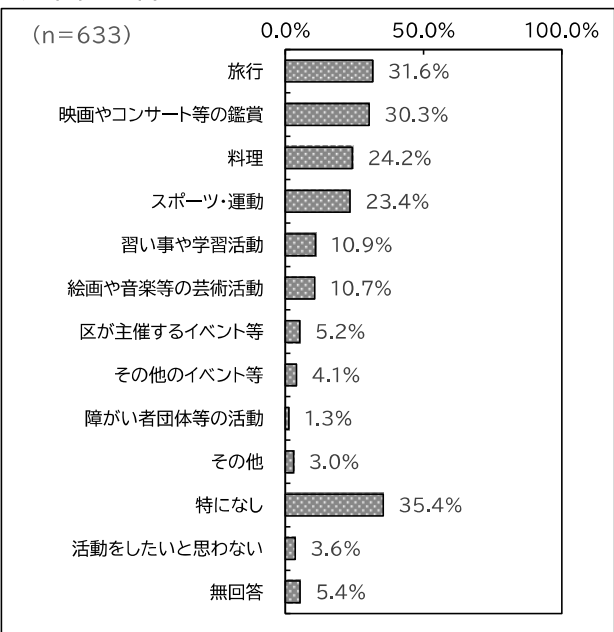
◇知的障がい者



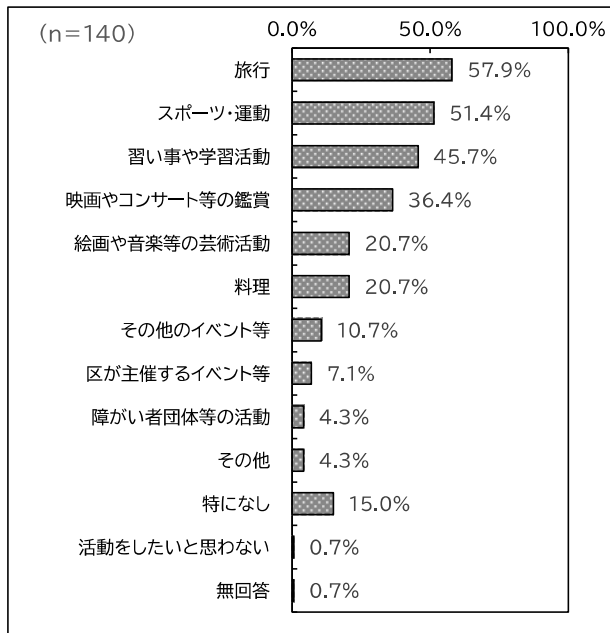
◇精神障がい者



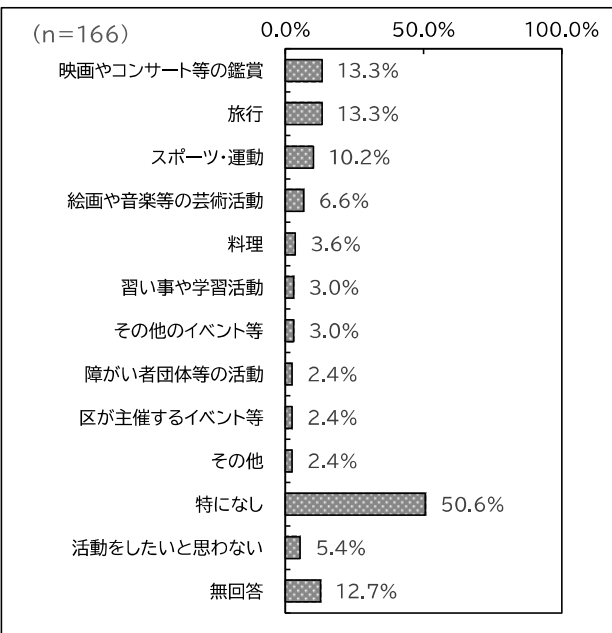
◇難病患者



◇障害児通所支援利用者



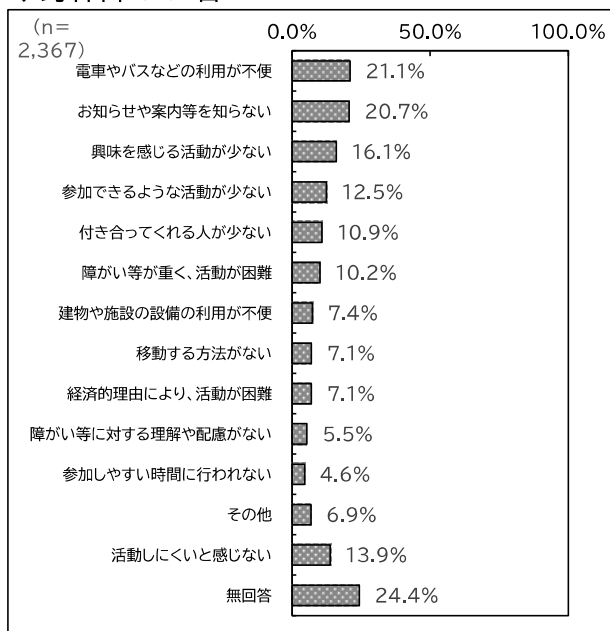
◇医療的ケア児等



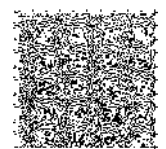
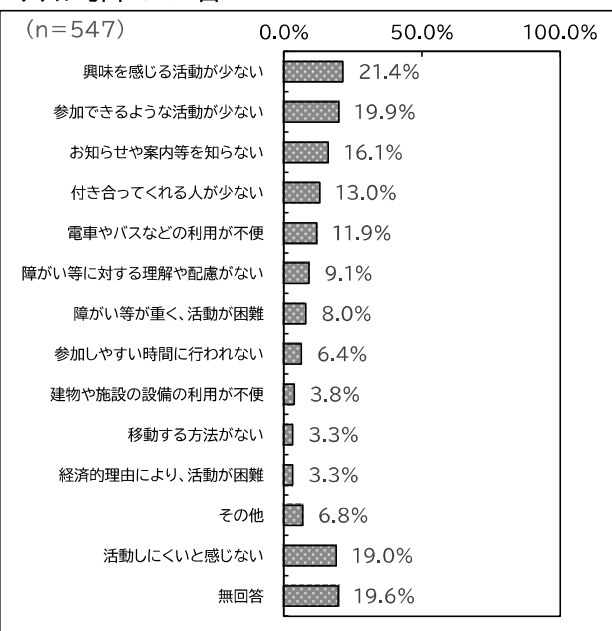
② 文化芸術活動を行う際に困ることや活動しにくいこと

○ 文化芸術活動を行う際に困ることや活動しにくいことについて、身体障がい者では「電車やバスなどの利用が不便」が21.1%、知的障がい者では「興味を感じる活動が少ない」が21.4%、精神障がい者では「興味を感じる活動が少ない」が29.3%、難病患者では「活動しにくいと感じない」が36.2%、障害児通所支援利用者では「活動しにくいと感じない」が42.1%、医療的ケア児等では「電車やバスなどの利用が不便」が22.3%と最も多くなっています。

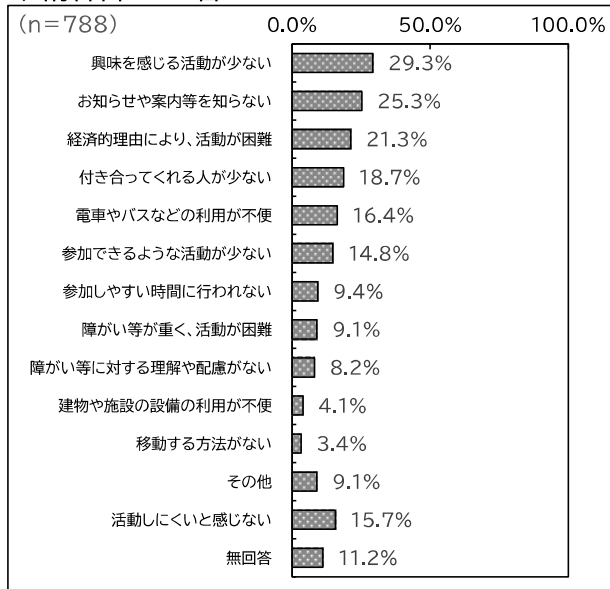
◇身体障がい者



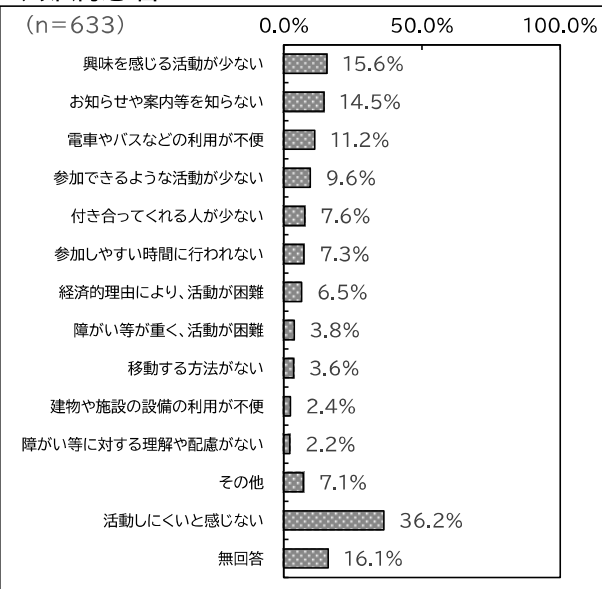
◇知的障がい者



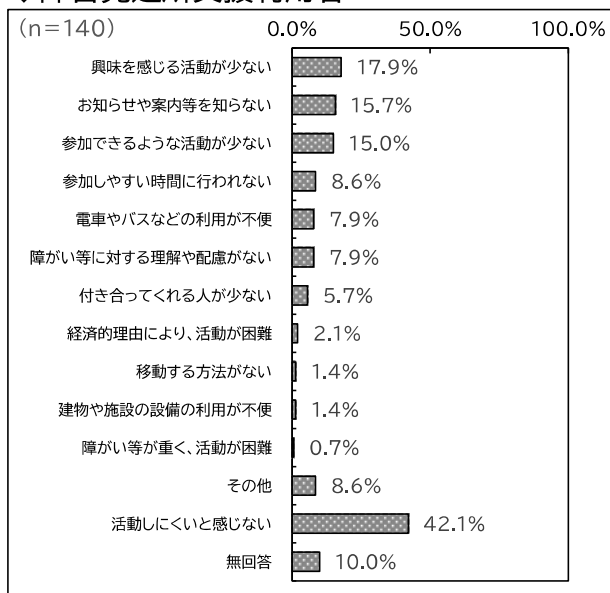
◇精神障がい者



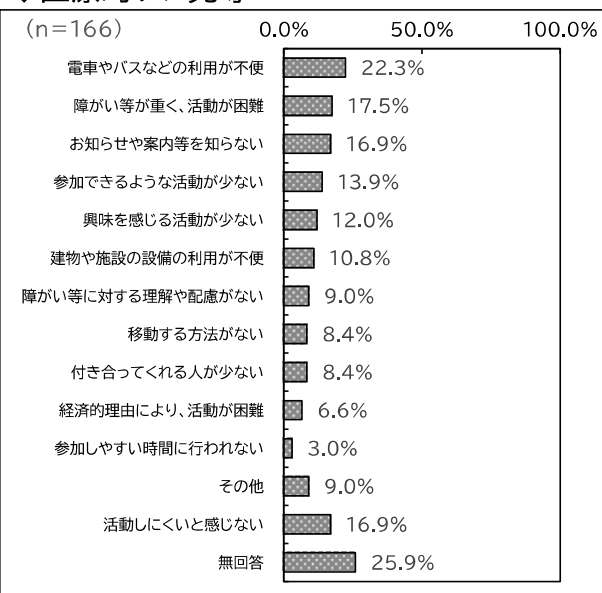
◇難病患者



◇障害児通所支援利用者



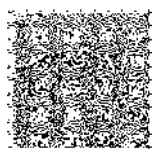
◇医療的ケア児等



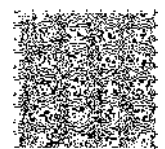
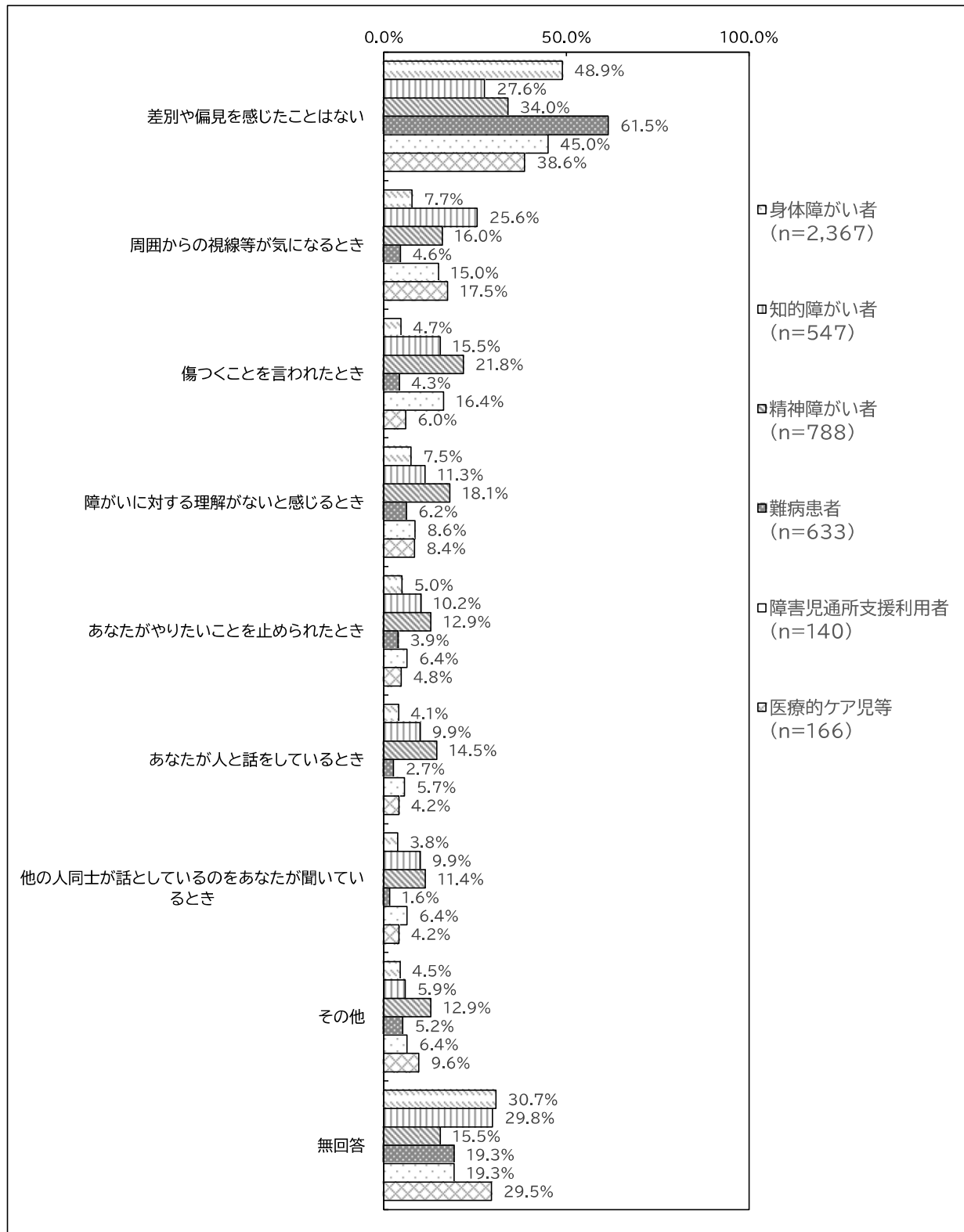
(9)障がいに対する差別や偏見

① 差別や偏見を感じたとき

- 差別や偏見を感じたときは、すべての調査区分で、「差別や偏見を感じたことはない」が最も多くなっています。次に割合が多かった項目は、身体障がい者では「周囲からの視線等が気になるとき」が7.7%、知的障がい者では「周囲からの視線等が気になるとき」が27.6%、精神障がい者では「傷つくことを言われたとき」が21.8%、難病患者では「障がいに対する理解がないと感じるとき」が6.2%、障害児通所支援利用者では「傷つくことを言われたとき」が16.4%、医療的ケア児等では「周囲からの視線が気になるとき」が17.5%となっています。

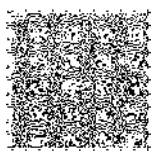
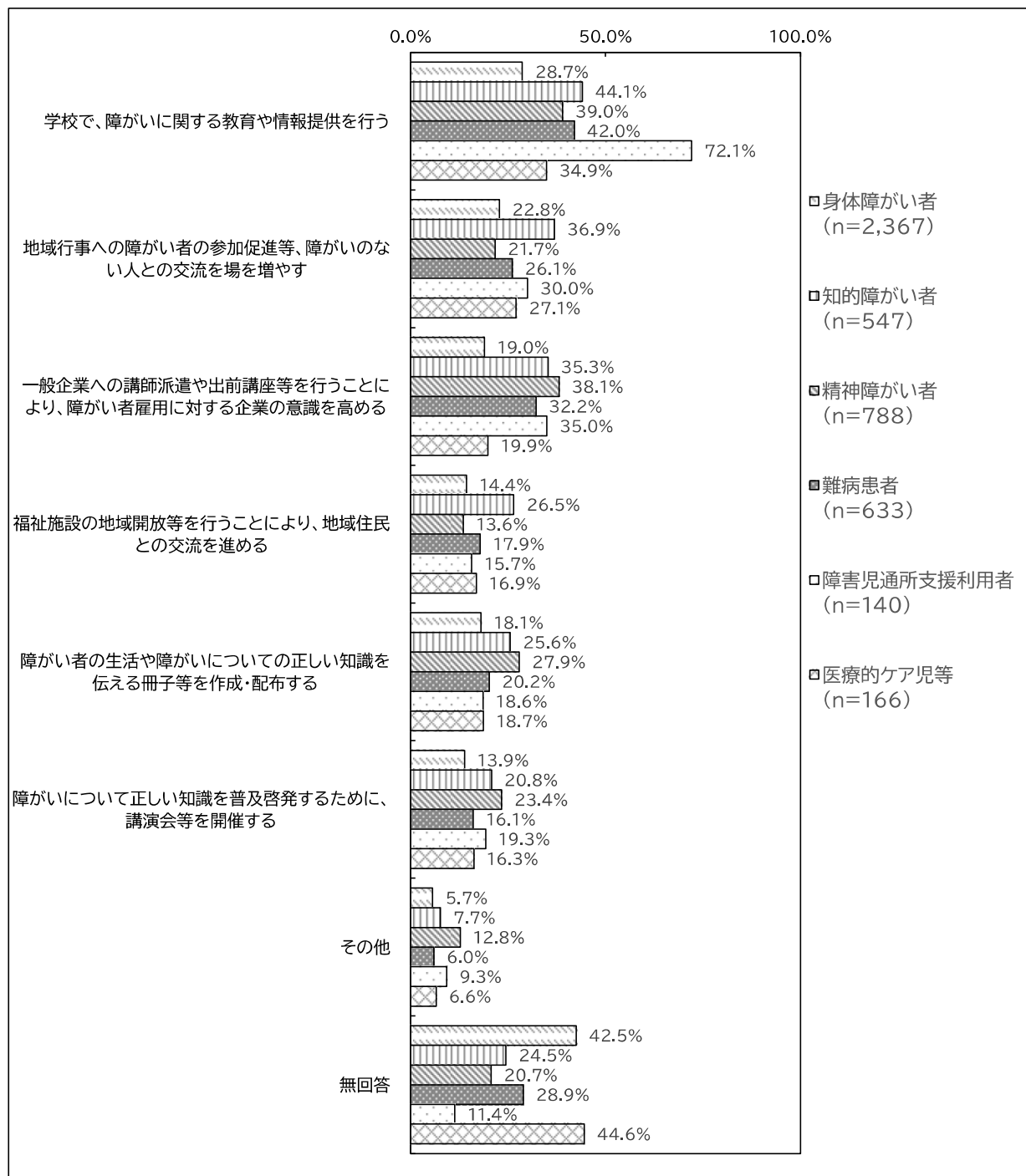


特に知的障がい・精神障がい者では、「差別や偏見を感じたことはない」と回答する割合が低いため、差別解消のための取組が必要です。



② 差別をなくし障がいへの理解を進めるために必要なこと

- 障がいへの理解を進めるために必要なことについて、最も多かった項目は、すべての調査区分で「学校で、障がいに関する教育や情報提供を行う」となっており、特に、障害児通所支援利用者では割合が72.1%と高くなっています。
- 地域行事への参加など地域との交流を増やす取組だけでなく、学校や企業における普及啓発により、障がいへの理解を進めていくことが必要であると考えられていることがわかります。



◆ 施設入所者

(1) 年齢について

- 年齢構成をみると、身体障がい者・知的障がい者とも50歳以上が半数以上を占めています。

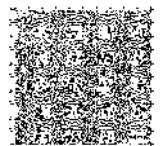
年齢	身体障がい者 n=11	知的障がい者 n=63	合計 n=74
18～29歳	0人 (0.0%)	1人 (1.6%)	1人 (1.4%)
30～39歳	0人 (0.0%)	6人 (9.5%)	6人 (8.1%)
40～49歳	0人 (0.0%)	8人 (12.7%)	8人 (10.8%)
50～59歳	2人 (18.2%)	15人 (23.8%)	17人 (23.0%)
60～64歳	4人 (36.4%)	11人 (17.5%)	15人 (20.3%)
65歳以上	5人 (45.4%)	19人 (30.2%)	24人 (32.4%)
無回答	0人 (0.0%)	3人 (4.8%)	3人 (4.0%)

(2) 施設入所者が将来望んでいる暮らし方について

① 今後生活したい場所

- 将来も「現在の施設で暮らしたい」を選んだ方が、身体障がい者は11人中6人、知的障がい者は63人中40人で全体数の62.1%です。
- 一方、「施設を出て地域で暮らしたい」を選んだ方は、身体障がい者は11人中2人、知的障がい者は63人中4人で全体数の8.1%です。

	身体障がい者 n=11	知的障がい者 n=63	合計 n=74
現在の施設	6人 (54.5%)	40人 (63.5%)	46人 (62.1%)
別の施設	0人 (0.0%)	3人 (4.8%)	3人 (4.1%)
施設を出て地域で暮らしたい	2人 (18.2%)	4人 (6.3%)	6人 (8.1%)
わからない	1人 (9.1%)	11人 (17.5%)	12人 (16.2%)
その他	1人 (9.1%)	4人 (6.3%)	5人 (6.8%)
無回答	1人 (9.1%)	1人 (1.6%)	2人 (2.7%)



② 施設生活を希望する理由(上記①で「現在の施設」又は「別の施設」を選択した方のみ)
(複数回答)

○ 施設での生活を希望する理由として、身体障がい者では「健康面等で不安があるため」が6人中4人、知的障がい者では「施設を出た後で援助してくれる者がいないため」が43人中16人、全体では「施設を出た後で援助してくれる者がいないため」が49人中19人で全体数の38.8%です。

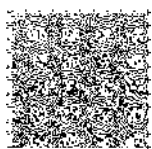
	身体障がい者 n=6	知的障がい者 n=43	合計 n=49
十分な在宅サービスがないため	1人 (16.7%)	6人 (14.0%)	7人 (14.3%)
今の在宅サービス基盤では自立した生活ができないため	0人 (0.0%)	9人 (20.9%)	9人 (18.4%)
周囲の理解や家族の理解が得られないため	1人 (16.7%)	6人 (14.0%)	7人 (14.3%)
住環境が悪く、自宅等に戻っても生活ができないため	0人 (0.0%)	3人 (7.0%)	3人 (6.1%)
一緒に生活している者に遠慮があるため	0人 (0.0%)	1人 (2.3%)	1人 (2.3%)
施設を出た後で援助してくれる者がいないため	3人 (50.0%)	16人 (37.2%)	19人 (38.8%)
健康面等で不安があるため	4人 (66.7%)	12人 (27.9%)	16人 (32.7%)
居住の場であるグループホームの受入れ先がないため	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
日中に活動できる事業所の受入れ先がないため	0人 (0.0%)	3人 (7.0%)	3人 (6.1%)
その他	0人 (0.0%)	13人 (30.2%)	13人 (26.5%)
無回答	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)

(3)障がいに対する差別や偏見

① 差別や偏見を感じたとき(複数回答)

○ 「周囲からの視線等が気になるとき」を選んだ方が身体障がい者は11人中3人、知的障がい者は63人中12人で、全体で20.3%の方が回答しています。

○ 「差別や偏見を感じたことはない」を選んだ方が身体障がい者は11人中2人、知的障がい者は63人中18人で、全体で27.0%の方が回答しています。

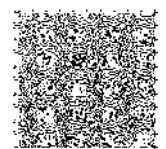


	身体障がい者 n=11	知的障がい者 n=63	合計 n=74
あなたが人と話をしているとき	3人 (27.3%)	4人 (6.3%)	7人 (9.5%)
他の人同士が話をしているのをあなたが聞いたとき	2人 (18.2%)	2人 (3.2%)	4人 (5.4%)
あなたがやりたいことを止められたとき	1人 (9.1%)	3人 (4.8%)	4人 (5.4%)
障がいに対する理解がないと感じるとき	0人 (0.0%)	3人 (4.8%)	3人 (4.1%)
周囲からの視線等が気になるとき	3人 (27.3%)	12人 (19.0%)	15人 (20.3%)
傷つくことを言われたとき	1人 (9.1%)	3人 (4.8%)	4人 (5.4%)
その他	0人 (0.0%)	8人 (12.7%)	8人 (10.8%)
差別や偏見を感じたことはない	2人 (18.2%)	18人 (28.6%)	20人 (27.0%)
無回答	0人 (0.0%)	16人 (25.4%)	16人 (21.6%)

② 差別をなくし障がいへの理解を進めるために必要なこと(複数回答)

- 「地域の行事への障がい者の参加促進等、障がいのない人との交流の場を増やす」と「福祉施設の地域開放等を行うことにより地域住民との交流を進める」を選んだ方が、全体でみると最も多く、全体の74人中32人で43.2%の方が回答しています。

	身体障がい者 n=11	知的障がい者 n=63	合計 n=74
地域の行事への障がい者の参加促進等、障がいのない人との交流の場を増やす	6人 (54.5%)	26人 (41.3%)	32人 (43.2%)
福祉施設の地域開放等を行うことにより地域住民との交流を進める	3人 (27.3%)	29人 (46.0%)	32人 (43.2%)
学校で、障がいに関する教育や情報提供を行う	4人 (36.4%)	25人 (39.7%)	29人 (39.2%)
障がいについての正しい知識を普及啓発するために、講演会等を開催する	3人 (27.3%)	11人 (17.5%)	14人 (18.9%)
障がい者の生活や障がいについての正しい知識を伝える冊子等を作成・配布する	3人 (27.3%)	14人 (22.2%)	17人 (23.0%)
一般企業への講師派遣や出前講座等を行うことにより、障がい者雇用に対する企業の意識を高める	4人 (36.4%)	9人 (14.3%)	13人 (17.6%)
その他	0人 (0.0%)	8人 (12.7%)	8人 (10.8%)
無回答	0人 (0.0%)	11人 (17.5%)	11人 (14.9%)

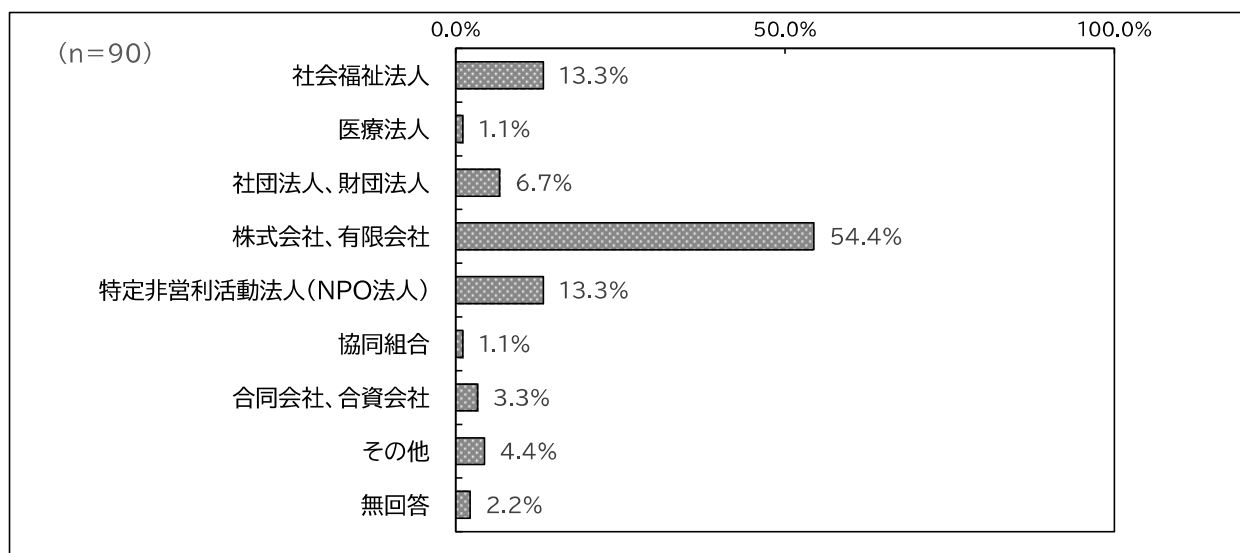


◆ 障害福祉サービス等事業所

(1) 事業所の経営主体や事業実施区域

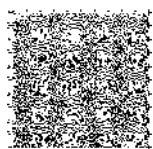
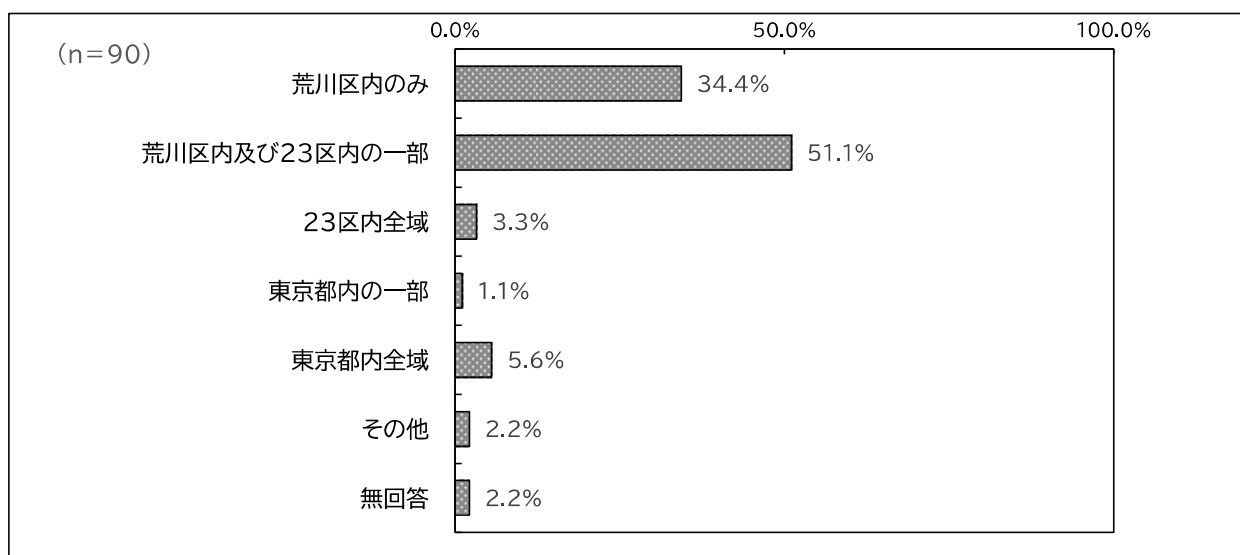
① 経営主体

- 事業所の経営主体について、「株式会社、有限会社」が54.4%と最も多くなっています。その次に多かったのは、「社会福祉法人」及び「特定非営利活動法人(NPO法人)」の13.3%となっています。



② 事業所による事業の実施区域

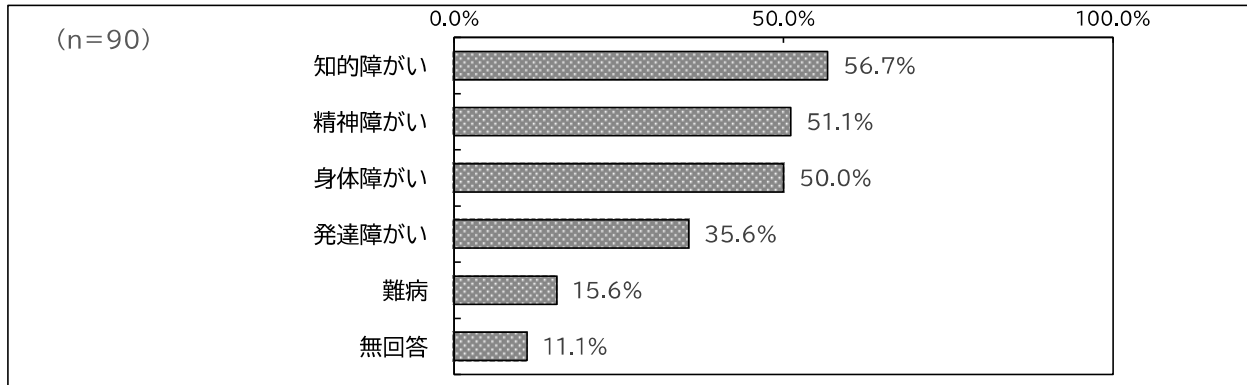
- 事業の実施区域について、「荒川区内及び23区内の一部」が51.1%と最も多くなっています。その次に多かったのは、「荒川区内のみ」の34.4%となっています。



(2)事業所の利用者の状況

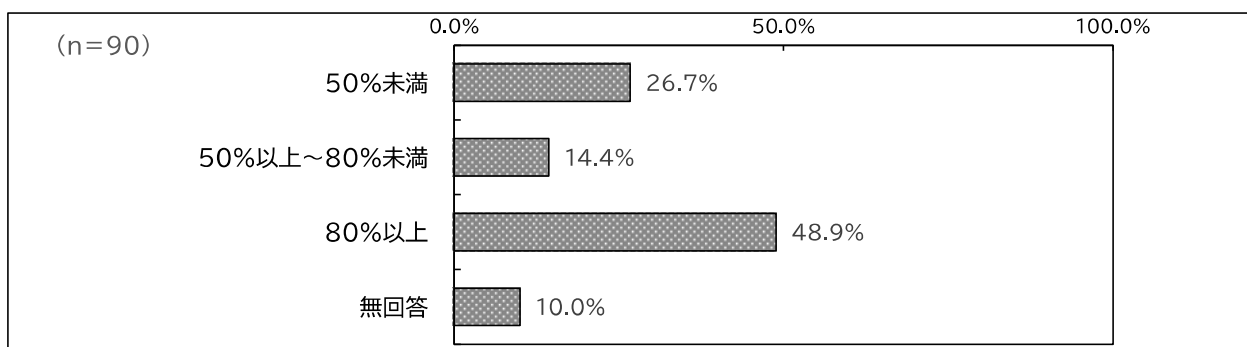
① 利用者の障がい種別

- 事業所の利用者の障がい種別について、「知的障がい」が56.7%と最も多くなっています。その次に多かったのは、「精神障がい」の51.1%となっています。



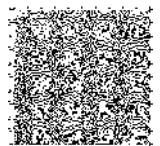
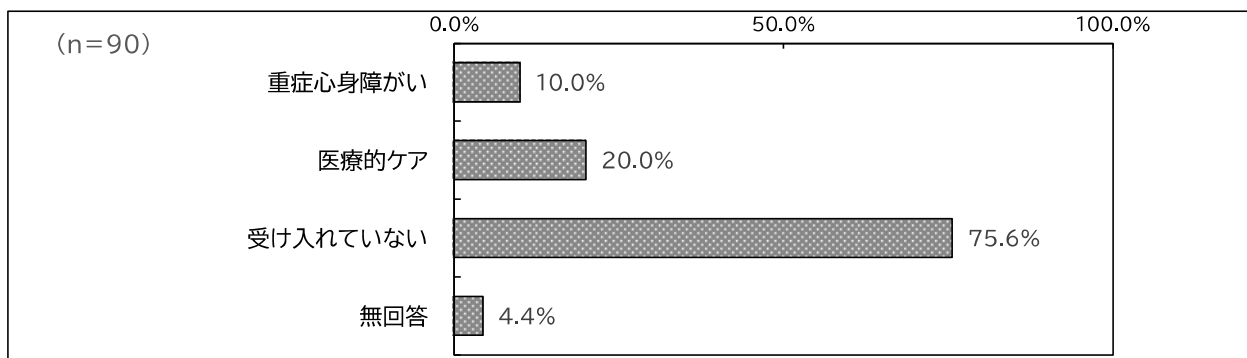
② 荒川区で支給決定を受けた方の割合

- 事業所の利用者における荒川区で支給決定を受けた方の割合について、「80%」が48.9%と最も多くなっています。その次に多かったのは、「50%未満」の26.7%となっています。



③ 重症心身障がい又は医療的ケアのある方の受け入れ状況

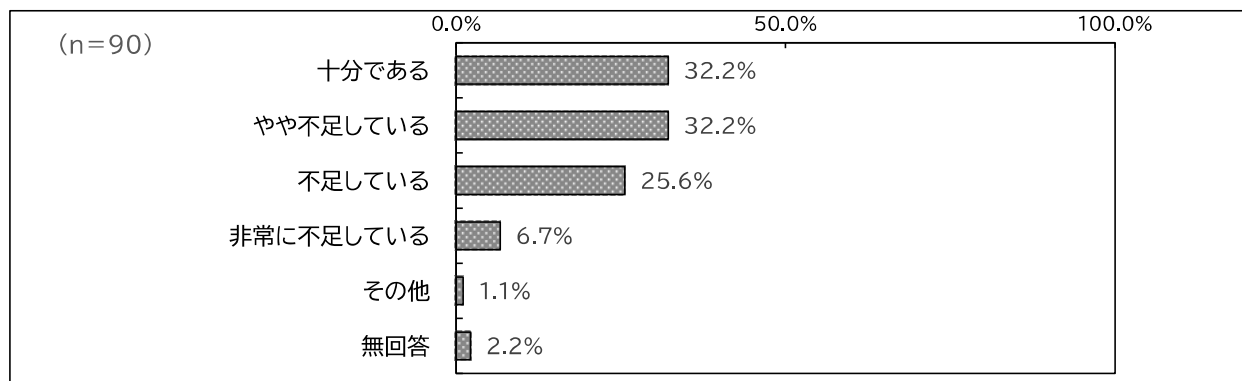
- 重症心身障がい又は医療的ケアの方の受け入れ状況について、「受け入れていない」が75.6%と最も多くなっています。その次に多かったのは、「医療的ケア」の20.0%となっています。



(3)事業所の職員の状況や人材育成

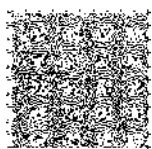
① 職員の充足状況

- 事業所の職員の充足状況について、「十分である」と「やや不足している」が32.2%と最も多くなっています。



- 事業所の職員の充足状況について、サービス種別にみると、「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」「就労移行支援」「就労定着支援」「児童発達支援」が「十分である」と回答した割合が多くなっています。
- 「生活介護」や「就労継続支援B型」等の通所系のサービスや「共同生活援助」等については、「やや不足している」と回答した割合が多くなっています。
- 「居宅介護」「同行援護」「移動支援」等の訪問系や「地域移行支援」「計画相談支援」「障害児相談支援」等の相談支援系、「短期入所」等については、「不足している」と回答した割合が多くなっています。

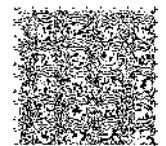
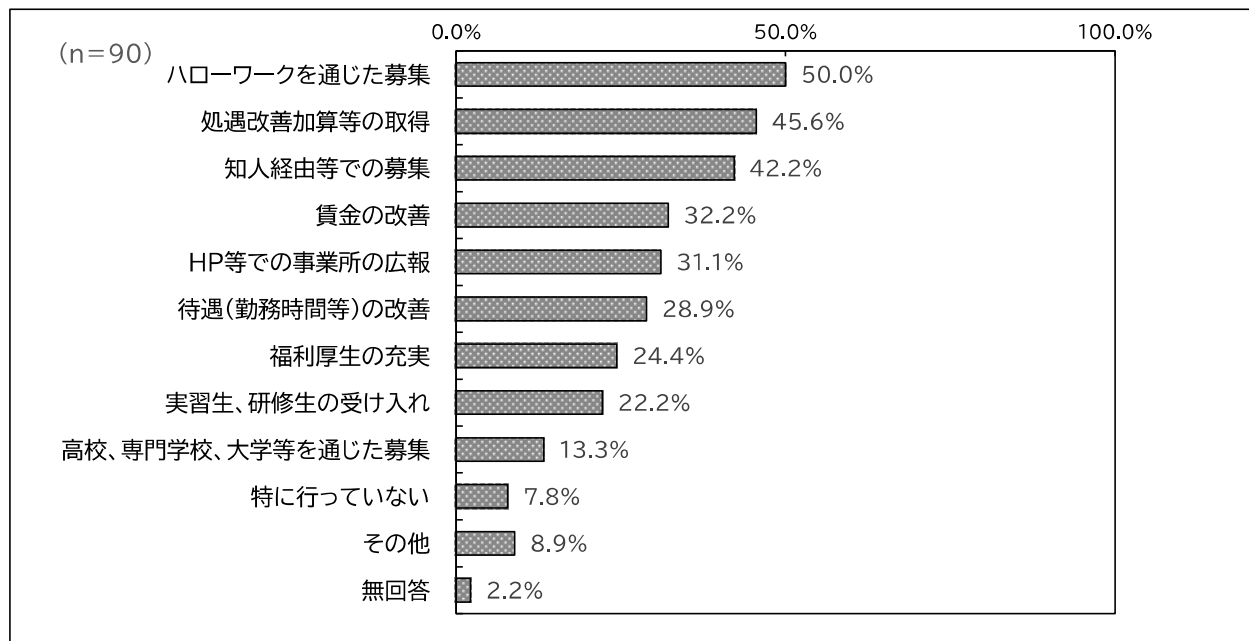
区分	十分である	やや不足している	不足している	非常に不足している	その他	無回答
居宅介護(n=28)	10.7	32.1	35.7	21.4	—	—
重度訪問介護(n=18)	5.6	38.9	33.3	22.2	—	—
同行援護(n=13)	15.4	23.1	38.5	23.1	—	—
行動援護(n=3)	—	33.3	33.3	33.3	—	—
短期入所(n=2)	—	—	50.0	50.0	—	—
生活介護(n=6)	16.7	50.0	33.3	—	—	—
自立訓練(機能訓練・生活訓練)(n=3)	66.7	33.3	—	—	—	—
就労移行支援(n=6)	50.0	50.0	—	—	—	—
就労継続支援(A型)(n=1)	—	100.0	—	—	—	—
就労継続支援(B型)(n=11)	36.4	45.5	9.1	—	9.1	—
就労定着支援(n=7)	57.1	28.6	14.3	—	—	—



区分	十分である	やや不足している	不足している	非常に不足している	その他	無回答
共同生活援助(n=12)	33.3	41.7	16.7	8.3	—	—
自立生活援助(n=1)	—	—	100.0	—	—	—
地域移行支援(n=1)	—	—	100.0	—	—	—
地域定着支援(n=1)	—	—	100.0	—	—	—
計画相談支援(n=9)	11.1	22.2	55.6	11.1	—	—
障害児相談支援(n=7)	14.3	—	71.4	14.3	—	—
児童発達支援(n=11)	54.5	18.2	27.3	—	—	—
放課後等デイサービス(n=13)	23.1	30.8	30.8	7.7	—	7.7
保育所等訪問支援(n=1)	—	100.0	—	—	—	—
移動支援(n=17)	11.8	29.4	41.2	17.6	—	—
その他(n=1)	100.0	—	—	—	—	—

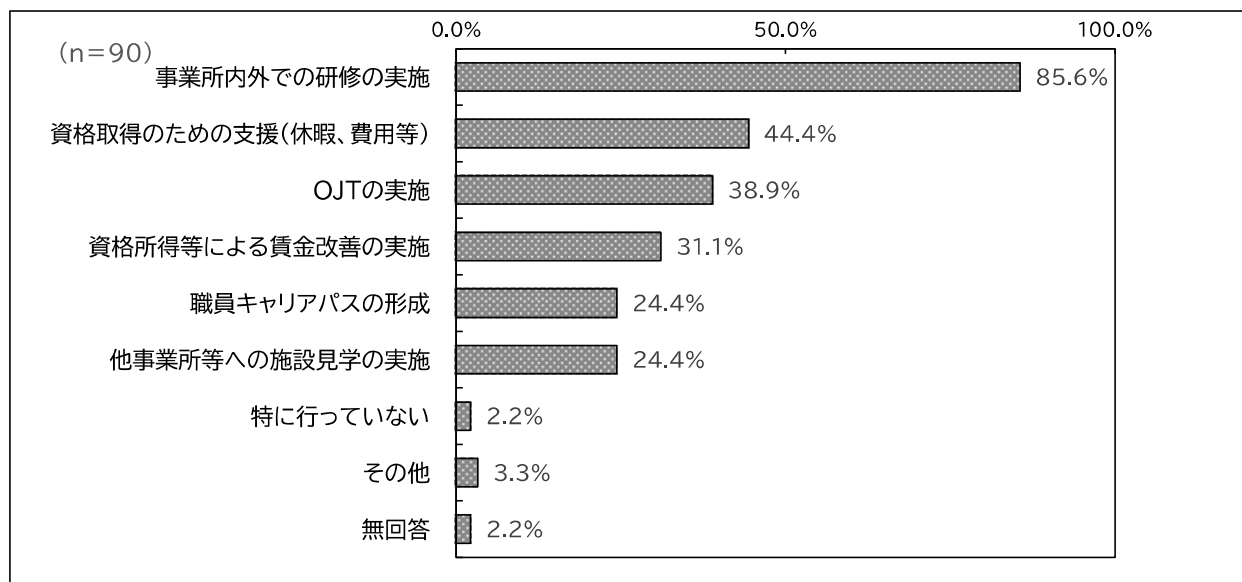
② 人材確保の取組

○ 事業所における人材確保の取組について、「ハローワークを通じた募集」が50.0%と最も多くなっています。その次に多かったのは、「処遇改善加算等の取得」で45.6%となっています。



③ 人材育成の取組

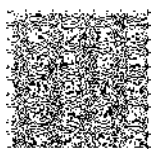
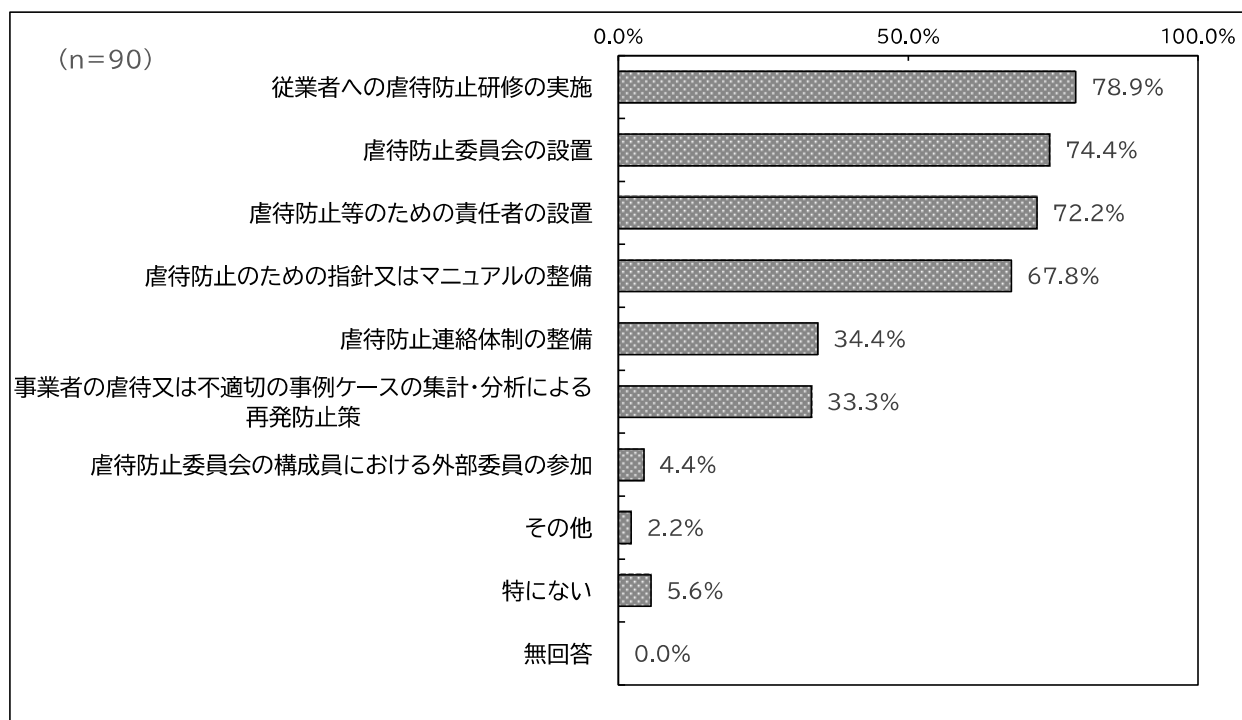
- 事業所での人材育成の取組について、「事業所内外での研修の実施」の85.6%が最も多くなっています。その次に多かったのは、「資格取得のための支援(休暇、費用)」の44.4%となっています。



(4)事業所における虐待防止などの各種対策の取組

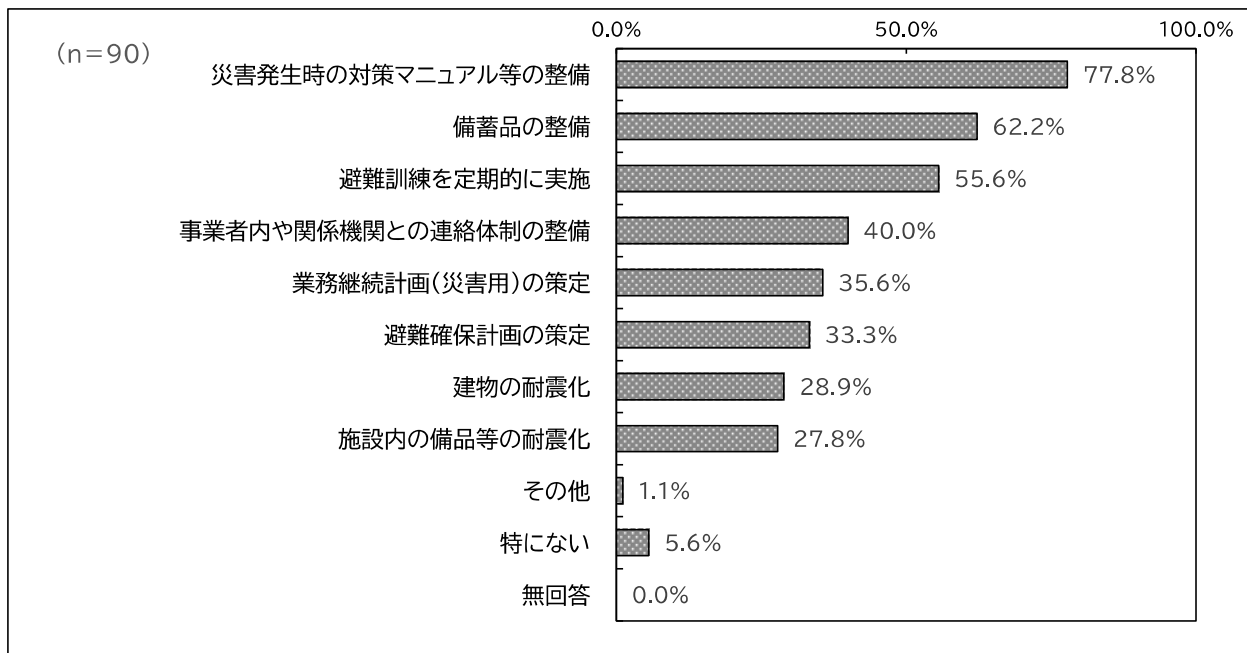
① 虐待防止対策の取組

- 事業所での虐待防止対策の取組について、「従業員への虐待防止研修の実施」が78.9%と最も多く、「虐待防止委員会の設置」が74.4%と次に多くなっています。



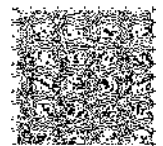
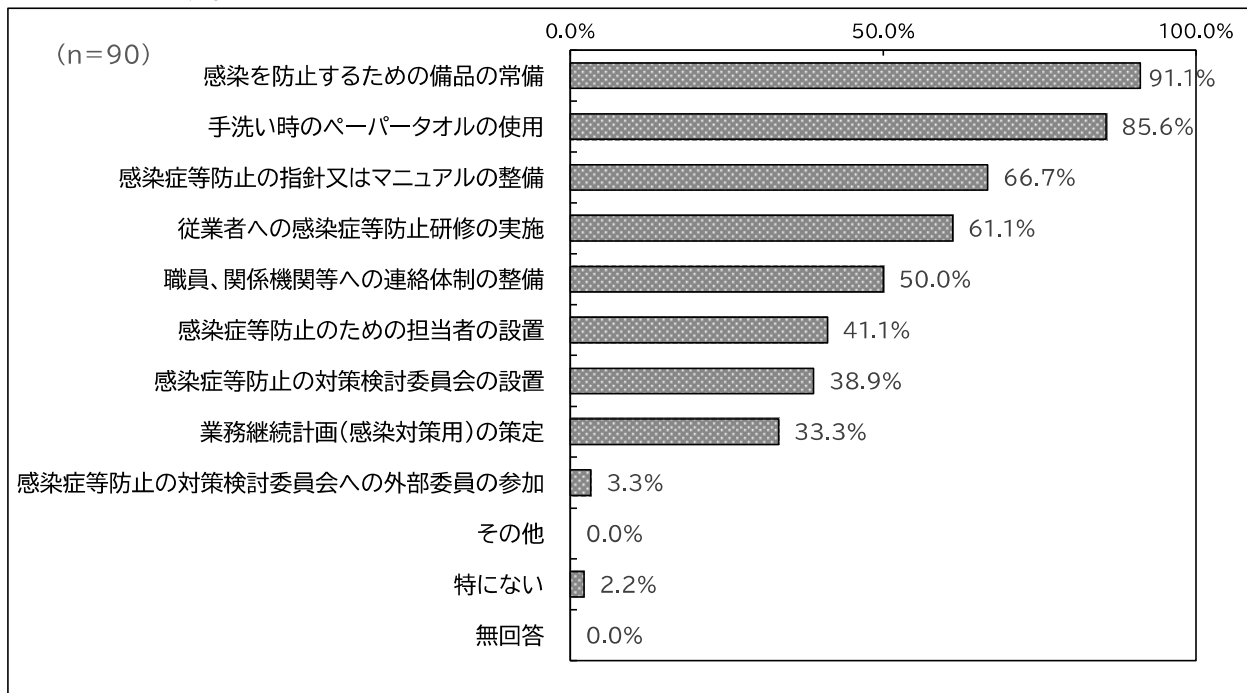
② 災害時の対策の取組

- 事業所での災害時の対策の取組について、「災害発生時の対策マニュアル等の整備」が77.8%と最も多く、「備蓄品の整備」が62.2%と次に多くなっています。



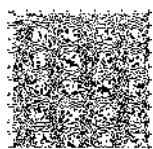
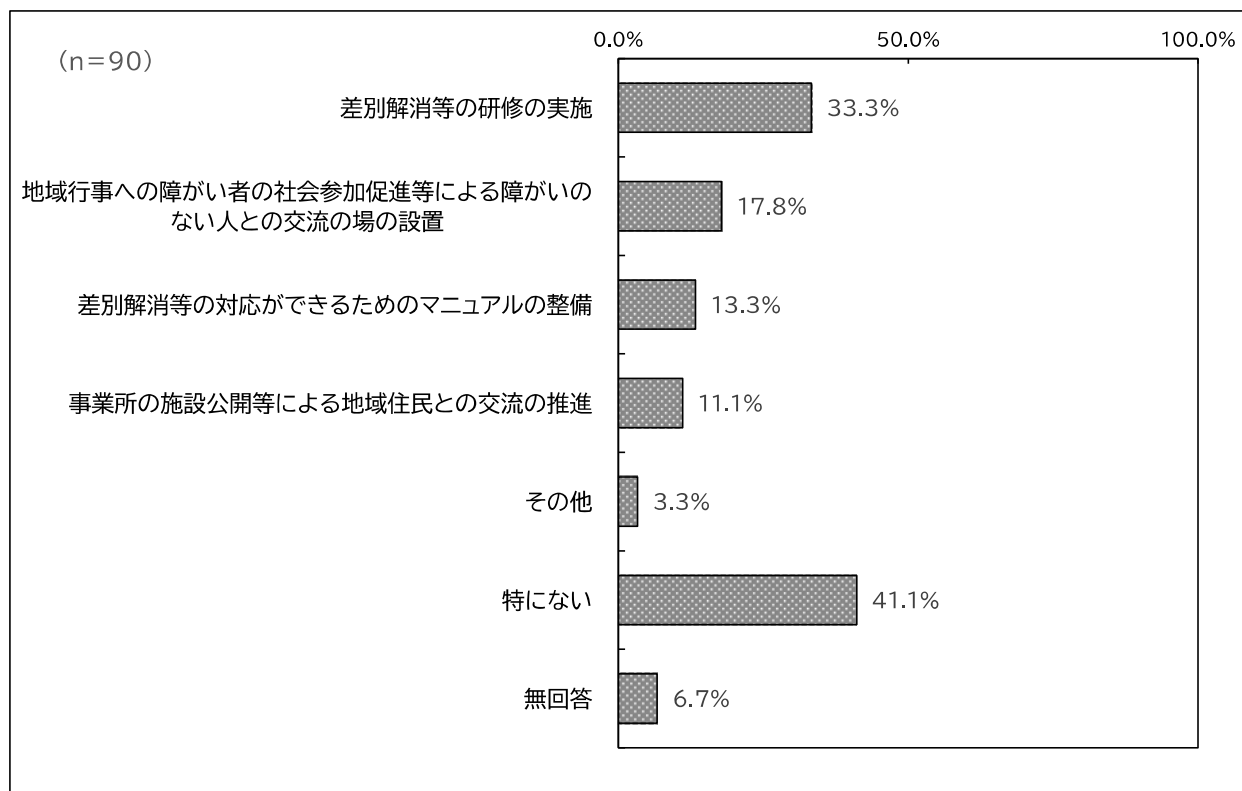
③ 感染症等防止対策の取組

- 事業所での感染症等防止対策の取組について、「感染を防止するための備品の常備」が91.1%と最も多く、「手洗い時のペーパータオルの使用」が85.6%と次に多くなっています。



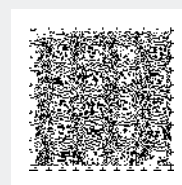
④ 障がい者の差別解消及び合理的配慮推進のための取組

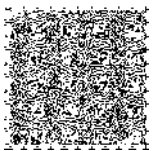
- 事業所における障がい者差別解消等の推進のための取組について、「特にない」が41.1%と最も多く、「差別解消等の研修の実施」が33.3%と次に多くなっています。



第 3 章

プランの基本的な考え方





第 3 章 プランの基本的な考え方

第1節 基本理念

(1) 基本理念の考え方

- 本プランの基本理念等を掲げるにあたり、区の将来像や区政全体の方向性を定めた、「荒川区基本構想」や「荒川区基本計画」等と整合を図りつつ、本プランにおける基本理念等を設定する必要があります。
- 区では、概ね20年後の将来像として「幸福実感都市あらかわ」を掲げ、すべての区民が認識を共有するとともに、その実現に向け、区とともに取り組んでいく方向性を示しました。さらに、平成29年に策定した令和8年度までを計画期間とする「荒川区基本計画」では、「荒川区基本構想」の基本理念や将来像等を継承しつつ、その実現を図るため、政策・施策の体系等を定めています。

【荒川区基本構想】

《基本理念》

- ・すべての区民の尊厳と生きがいの尊重
- ・区民の主体的なまちづくりへの参画
- ・区民が誇れる郷土の実現

《将来像》

- ・幸福実感都市 あらかわ

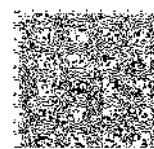
《都市像》

- ・生涯健康都市

《政策》

- ・高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 等

- 平成24年に策定した第3期荒川区障がい者プランでは、「荒川区基本構想」の基本理念のもと、ノーマライゼーションの実現を目指すため、基本理念を「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ ～生涯住み続けられる地域社会の実現～」と決めました。また、平成30年に策定された荒川区障がい者総合プランでは、「荒川区基本構想」や「荒川区基本計画」と整合を図りつつ、第3期荒川区障がい者プランの基本理念を継承しています。



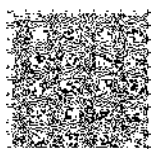
(2) 基本理念

- 今回、新たに策定する荒川区障がい者総合プランでは、「荒川区基本計画」における基本理念や方向性と整合を図りつつ、住み慣れた地域で誰もがお互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる「ノーマライゼーション社会」を実現していくため、第3期障がい者プランから続く、基本理念を継承します。

【基本理念】

誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ
～生涯住み続けられる地域社会の実現～

- 住み慣れた地域で、誰もが互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることはすべての人の願いです。
- 区では、障がい者が尊厳と生きがいを持ちながら自立した生活を営み、身近な支援者が不在となった、いわゆる「親なき後」においても、幸せを実感することができる地域社会の実現を目指します。



第2節 基本目標及び基本方針

(1) 基本目標及び基本方針の考え方

- 本プランにおける基本目標及び基本方針の設定については、計画期間内である「荒川区基本計画」と整合性をもって計画を策定するため、前荒川区障がい者総合プランにおける基本目標や基本方針を継承します。

(2) 基本目標と基本方針

基本目標1 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進

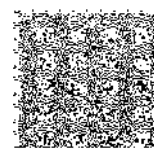
- 障がい者が安心して自分らしい生活を地域で送るためには、様々な生活基盤の整備が必要です。
- 障がい者が、在宅生活をより過ごしやすくするために、生活の困りごとなどについて幅広く相談に応じ、必要な障害福祉サービス等が受けられるよう、これまで区が築き上げてきた関係機関等との連携を強め、相談・支援体制を充実していきます。
- また、障がい者を含めた全ての人が安全・安心に暮らし、社会参加を進めるために、ソフト・ハード両面でバリアフリーを推進し、共生社会の実現を目指します。

《基本方針1 障がい者の相談・支援体制の充実》

障がい者が地域で安心して生活を送れるようにするため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化、地域生活支援拠点や自立支援協議会等を通じた支援体制の充実に取り組んでいきます。

《基本方針2 バリアフリーの推進》

障がいの有無に関わらず、お互いを尊重し合いながら、安心して暮らし続けることができる社会を目指すため、障がいの理解促進、障がいの特性に配慮した情報の取得・意思疎通や施設におけるバリアフリーの環境整備等、ソフト・ハード両面から取り組んでいきます。



基本目標2 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実

- 障がい者のライフステージに応じて、必要なサービスを切れ目なく提供できる体制を整え、障がい者の成長や自立を後押ししていく必要があります。
- そのために、地域における居住の場を確保するとともに、それぞれの障がい特性や生活状況、ライフステージに応じたサービスが適切に提供できるよう、支援していきます。
- また、子どもの成長を支援するために、その子の持つ可能性を広げ、将来の見通しを立てることで、保護者も安心して子育てできる環境づくりを目指します。

《基本方針3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援》

障がい者が自分らしく地域で生活ができるよう、グループホームなどの居住の場の確保に対する支援を推進するとともに、本人や家族のニーズに寄り添った日常生活支援の提供・充実に取り組んでいきます。

《基本方針4 障がいのある子どもの健全育成》

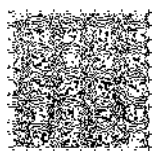
障がいのある子どもへの支援における地域の中核となる児童発達支援センターの整備・運営を進めるとともに、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進や医療的ケア児等への支援体制の強化を図り、地域全体で子育てできる環境整備に取り組めます。

基本目標3 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進

- 障がいの種別や程度に関わらず、個々の能力や適性を十分に発揮して、地域の一員としての役割を持ち、自立した生活を送れるよう、環境を整備していく必要があります。
- そのため、障がい者の適性に応じた就労の場の確保や、地域活動への障がい者の積極的な参加を促進します。

《基本方針5 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生》

障がい者がいきいきとして生活を送れるよう、日中に活動ができる場の確保や就労に向けた支援体制の強化を図りつつ、障がい者スポーツや文化芸術活動においても障がい者の活動促進に向けて取り組みます。

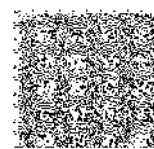


第3節 国が示す基本指針

- 国は、都道府県及び市町村が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たっての基本的な指針として「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号。以下、「基本指針」という。)」を定めています。この基本指針は、直近の障がい保健福祉施策の動向等を踏まえ、必要な見直しが行われ、令和5年5月に改正されました。主な改正内容は、次のとおりです。

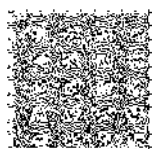
【基本指針における主な見直し内容】

項目	主な改正内容
①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	➤ 重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応 ➤ 強度行動障がい等を有する障がい者等への支援体制の充実 ➤ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ➤ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ➤ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	➤ 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性 ➤ 都道府県による、医療計画との整合性に留意した計画の策定
③福祉施設から一般就労への移行	➤ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ➤ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ➤ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ➤ 地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	➤ 市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的地域からの支援 ➤ 地域におけるインクルージョンの推進 ➤ 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定 ➤ 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定 ➤ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ➤ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定



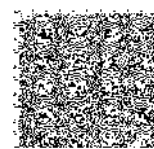
項目	主な改正内容
⑤発達障がい者等支援の一層の充実	➤ 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ➤ 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ➤ 強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
⑥地域における相談支援体制の充実・強化	➤ 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ➤ 地域づくりに向けた協議会の活性化
⑦障がい者等に対する虐待の防止	➤ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧地域共生社会の実現に向けた取組	➤ 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨障害福祉サービスの質の確保	➤ 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ➤ 都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
⑩障がい福祉人材の確保・定着	➤ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定	➤ 障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進 ➤ 市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	➤ 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	➤ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ➤ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	➤ 計画期間の柔軟化 ➤ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意

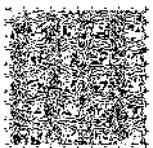
※令和5年5月19日付、厚生労働省及びこども家庭庁の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について(通知)」より抜粋。上記の主な改正内容には、都道府県を対象とした改正内容を一部含みます。



第 4 章

基本理念等に基づく施策について





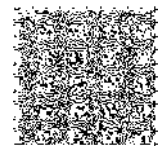
第4章 基本理念等に基づく施策について

第1節 施策の体系

- 前荒川区障がい者総合プランにおける施策体系を継承しつつ、国の基本指針の改正内容や区が抱える障がい福祉の課題等を踏まえ、施策に反映します。
- 施策体系図は、下表のとおりとなりますが、網掛け部分については、特に優先度の高い施策を重点施策に位置付けたものです。

【施策体系図】

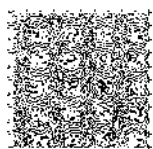
基本理念	基本目標	基本方針	施策名(第5期荒川区障がい者プラン)	
誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち 生涯住み続けられる地域社会の実現	基本目標1 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進	〈基本方針1〉 障がい者の相談・支援体制の充実	1-(1) 総合的な相談支援体制の充実	1-(2) 計画相談支援・障害児相談支援
			1-(3) 福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進	1-(4) 虐待防止対策の推進
			1-(5) 成年後見制度の利用支援等	1-(6) 自立支援協議会の運営
			1-(7) 自殺予防の推進	1-(8) 震災時等への備え
		〈基本方針2〉 バリアフリーの推進	2-(1) 意思疎通支援の充実	2-(2) バリアフリーの環境整備
			2-(3) 障がい者差別の解消	
	基本目標2 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実	〈基本方針3〉 障がい者の住まい・日常生活に対する支援	3-(1) グループホーム等の居住支援の推進	3-(2) グループホームの運営支援
			3-(3) 医療費の助成、健康管理の支援	3-(4) こころの健康管理支援の体制整備
			3-(5) 荒川ばん座位体操の実施	3-(6) 在宅系サービス等の提供
			3-(7) 本人、保護者への経済的支援	3-(8) 利用者負担軽減
		〈基本方針4〉 障がいのある子どもの健全育成	4-(1) 障がい児支援の充実	4-(2) 障がい児の保育・教育
			4-(3) 学齢期の子どもへの支援の充実	4-(4) 医療的ケア児等の支援
	基本目標3 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進	〈基本方針5〉 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生	5-(1) 生活介護・自立訓練・生活訓練等	5-(2) 機能訓練
			5-(3) 施設入所支援・障害児入所支援	5-(4) 就労支援の強化
			5-(5) 福祉的就労の支援	5-(6) 同行援護・行動援護・移動支援
			5-(7) 交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援	5-(8) パラスポーツの推進
			5-(9) 文化芸術活動の促進	5-(10) 地域活動支援センターの運営
			5-(11) 障害者福祉会館の運営	



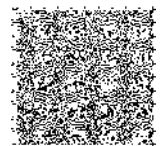
第2節 重点施策

- 区が重点的に取り組むべき施策については、前障がい者総合プランで定めた8つの重点施策を継承するとともに、新たに「医療的ケア児等の支援」を重点施策とし、合わせて9つの施策を重点施策として定めます。
- 各重点施策における考え方や取組の方向性については、以下の表のとおりです。

重点施策①	施策1－(1) 総合的な相談支援体制の充実
令和2年11月に「基幹相談支援センター」を設置し、地域の関係機関等のネットワークを構築するとともに、様々な障がいに係る相談に応じ、総合的な相談支援を実施してきました。基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であることから、引き続き、関係機関との連携を図りながら、相談支援体制の強化に取り組んでいきます。 また、強度行動障がい有者の方など、支援ニーズの把握に努め、支援体制の構築に向けた検討を進めていきます。	
重点施策②	施策1－(3) 福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進
障がい者が安心して地域で生活し、社会参加の機会を確保していくために、入所施設や精神科病院等で生活する障がい者の地域での生活のニーズを適切に把握し、地域生活への移行について、支援を行っていく必要があります。 そのために、地域移行支援、地域定着支援等の障害福祉サービスの活用を図るとともに、自立支援協議会の地域移行部会を通じ、ニーズ把握、地域の基盤整備や本人の意向に沿った支援等を行っていきます。	
重点施策③	施策2－(1) 意思疎通支援の充実
令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、共生社会の実現のためには、円滑な意思疎通等がますます重要となります。 区では、手話言語条例の制定、コミュニケーション支援事業やICTを活用した遠隔手話通訳等サービスなどを実施してきましたが、引き続き実施するとともに、さらなる利便性の向上等について検討を進めます。	
重点施策④	施策2－(3) 障がい者差別の解消
令和3年に障害者差別解消法が一部改正され、令和6年4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。 誰もが安心して共に暮らせる社会を実現するためには、障がいに対する関心や適切な認識を広げることが大切であるため、障がい理解の促進について、関係機関と連携を図りながら、啓発活動を実施していきます。	



重点施策⑤	施策3－(1) グループホーム等の居住支援の推進
地域での安心した生活を確保するため、区はグループホームを運営する民間事業所の誘致等に努めてきましたが、重度障がい者を受け入れるグループホームについては、依然として不足している状況にあります。 重度障がい者のグループホームを増やすため、重度障がい者のグループホームに対する施設整備費補助事業等により、開設を促進していきます。	
重点施策⑥	施策4－(1) 障がい児支援の充実
障害児通所支援利用者は年々増加傾向にあり、障がい児支援の充実を図るためには、児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築が重要になります。 荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化を行い、障がい児等に対する高度な専門性に基づく支援や療育の質の向上、インクルージョンの推進など、障がい児支援の中核となる機関として、地域支援体制の構築を進めていきます。	
重点施策⑦	施策4－(4) 医療的ケア児等の支援【新規】
医療的ケア児等が適切な支援を受けられるとともに、その家族が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、「医療的ケア児支援法」が施行されました。 区では、医療的ケア児等支援協議会の設置、コーディネーターの配置や家庭家事サポート等の事業を実施しております。今後もさらなる支援のため、事業の周知や新たな事業の検討等を図り、医療的ケア児等への支援の強化を進めていきます。	
重点施策⑧	施策5－(4) 就労支援の強化
障がいの種別や程度にかかわらず、個々の能力や適性を十分に発揮していくために、就労支援の強化への取組は重要になります。法定雇用率が段階的に引き上げられるとともに、短時間労働者も雇用率の算定に含まれるなど、障がい者の就労機会が拡大されていきます。 障がい者の就労機会が拡大される中、就労面での支援や生活面でのさらなる支援が必要となり、就労支援センターじょぶあらかわをはじめ、就労移行支援や就労定着支援を通じ、関係機関と連携を図りながら、就労支援の強化を進めていきます。	
重点施策⑨	施策5－(9) 文化芸術活動の促進
障がい者の地域における社会参加を促進するためには、地域でいきいきと安心して暮らすことができる社会を目指すことが重要になります。 引き続き、アクロスあらかわや生活実習所等の施設で制作した作品について、区内施設を活用した展覧会等を定期的で開催し、地域交流を図りつつ、障がい者が芸術文化に触れる機会や活動に参加する機会の拡充を図ります。	

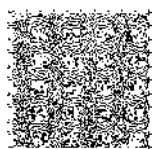


第3節 【基本方針1】障がい者の相談・支援体制の充実

◆ 施策1－(1) 総合的な相談支援体制の充実 【重点施策①】

(1) 主な現行事業

事業名	内容
区の窓口	障がい者の個々の状況に応じた、きめ細やかな相談・各種の支援と助言を行っています。
荒川たんぽぽセンターにおける相談事業	心身障がい児者等についての福祉・医療・発達・訓練等に関する相談に応じて、適切な問題解決が図られるよう援助します。また、障がい当事者によるピアカウンセリングも実施しています。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的・専門的な事例に対し、相談・助言を行っています。
精神障害者地域生活支援センター(アゼリア)	精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進しています。
精神障害者相談支援事業所(コンパス)	精神障がい者の相談に応じるとともに、関係機関と連携した相談支援体制を構築し、より多くの障がい者に対し、適時適切な支援を行っています。
地域生活支援拠点等	障がい者の地域での生活を支援する地域生活支援拠点等の機能を有する拠点機能事業所の認定を行い、支援体制の構築を行っています。
難病相談室	荒川区医師会は難病・膠原病の検診を実施しており、専門医の診察により潜在する難病患者の発見と区職員及び関係機関による保健・福祉面からの療養相談を行っています。
こころの健康相談	精神科医と民間相談員により、本人・家族及び関係者を対象に、精神障がいの早期対応、早期発見、早期治療及び社会復帰に関する相談を受け地域、職場での安定した生活ができるよう支援しています。
障害者相談員	身体障がい者や知的障がい者、その家族に対し、民間相談員による各種相談、日常生活の援助等社会的自立のための各種支援を行っています。



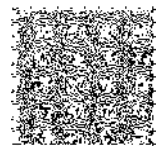
(2) 現状と課題

- 令和2年11月に基幹相談支援センターを開設し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の関係機関等のネットワークを構築するとともに、身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病など様々な障がいに係る相談に応じ、総合的な相談支援体制を整備しています。
- 区においては、障がいのある方やその家族の生活を地域全体で支える体制を構築するため、地域生活支援拠点等の機能を備えた複数の事業所による「面的」な体制を整備しています。また、その機能を担う事業所を「拠点機能事業所」とし、令和4年度末で7事業所を区で認定しています。加えて、地域生活支援拠点等の機能の充実及び強化を行うため、地域生活支援拠点等の実績等を踏まえた運営状況の検証の方法等について検討を行う必要があります。

【拠点機能事業所の認定状況】

事業所名		担う機能
1	荒川区障害者基幹相談支援センター	相談、専門的人材の確保及び養成、地域の体制づくり
2	荒川区精神障害者相談支援事業所（コンパス）	相談
3	ソラティオ23	相談、緊急時の受入れ及び対応、体験の機会及び場の提供、地域の体制づくり
4	支援センター アゼリア	相談、地域の体制づくり
5	アクロスあらかわ	相談、地域の体制づくり
6	スクラムあらかわ	相談、緊急時の受入れ及び対応、体験の機会及び場の提供
7	グループホームひぐらし	緊急時の受入れ及び対応、体験の機会及び場の提供

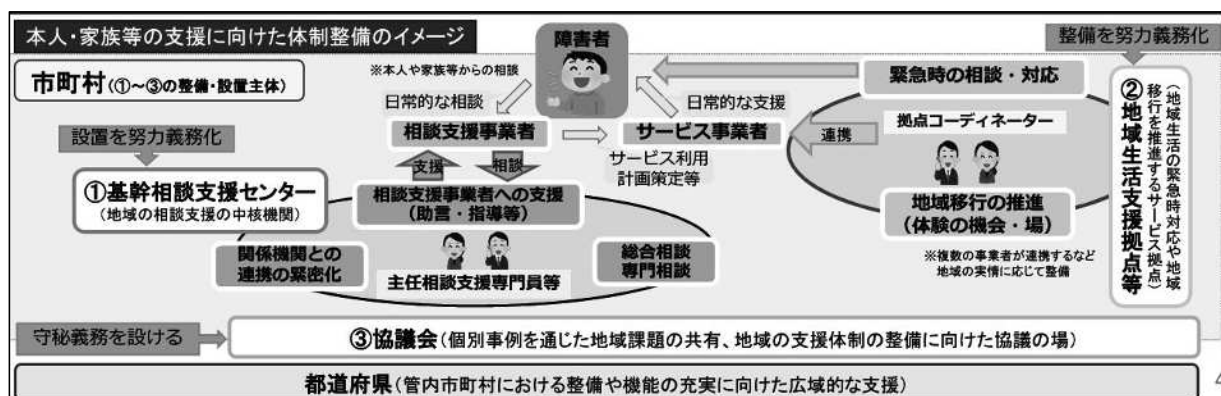
- 支援センターアゼリアは、平成15年1月に開設し、地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する拠点として活動を行っています。一方で、建物は昭和43年度に建築された建物を使用しており、建物の老朽化が進んでいるため、精神障がい者の地域生活を支援する拠点としてより一層安心・安全な運営の場の確保が必要になります。
- 障がい分野以外にも高齢分野や子ども分野などの様々な課題を抱えた家庭、いわゆる重層的・複合的な課題を抱える家庭に対し、各関係機関と連携をして、さらなる相談支援体制の構築が必要となります。
- 区では、障害福祉サービスの支給決定を行う際の区分認定調査において、強度行動障がいを有するかどうかの確認を行い、それに応じた支給決定を行っているところですが、より詳細な支援ニーズの把握や支援体制の確保が必要となります。



(3) 今後の方向性

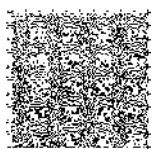
- 基幹相談支援センターでは、主に障がい分野における重層的な課題を抱えた事例について、相談支援事業所や関係機関からの相談に応じ、専門的な支援・助言を行うとともに、その事例を通じて関係機関とのさらなるネットワークの構築・強化を行っていきます。引き続き、基幹相談支援センターのさらなる活用に向け、認知度向上に向けた周知を行うとともに、区内の相談支援事業所に対するモニタリング検証等を通じ、地域全体の相談支援体制の強化を行います。
- 地域生活支援拠点等の機能を備えた拠点機能事業所の整備を行ってきましたが、拠点機能事業所の機能強化・充実を図るため、自立支援協議会の専門部会等を通じて、運営状況の検証・検討を行い、障がい者の地域生活の支援体制の充実を行います。
- また、さらなる地域生活の支援に向けて、拠点機能事業所等との連携強化など効果的な支援体制の構築を進めるにあたり、その中心的な役割を担う「地域生活支援拠点等コーディネーター」を配置します。【新規】

【地域の支援体制の整備イメージ】



※厚生労働省の資料より

- 支援センターやコンパスの認知度向上に向け、さらに周知を行うとともに、精神障がい者の地域生活の支援の拠点となる支援センターアゼリアのより一層の安心・安全な運営を確保するため、建物の建替え等について検討を進めていきます。
- 区の相談支援等の既存の体制を活かしつつ、地域住民の重層的・複合的な支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を行うため、重層的支援体制整備事業について、検討を進めていきます。
- 強度行動障がいの方に対する支援体制の確保を図るため、対象者への実態調査を実施し、より詳細な支援ニーズの把握を行い、支援策の検討を行います。【新規】



◆ 施策1－(2) 計画相談支援・障害児相談支援

(1) 主な現行事業

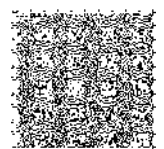
事業名	内容
計画相談支援事業、 障害児相談支援事業	障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するにあたり、本人の希望や生活環境等を踏まえ、適切なサービスの利用計画の作成を行います。また、支給決定後は、サービスの利用状況や本人の状況などの確認を定期的に行い、必要に応じて計画の変更を行います。

(2) 現状と課題

- 計画相談支援や障害児相談支援を行う事業所は、区において事業所の指定を行っています。令和5年8月時点では、区内に11事業所の指定を行っており、そのうち、障害児相談支援を行う事業所は9事業所となっています。
- 障害福祉サービスや障害児通所支援の利用にあたっては、サービス等の利用計画の作成が必要になります。利用計画は、相談支援事業所を通しての作成若しくはご自身で計画を作成するセルフプランの2種類がありますが、障害者手帳の取得者数や手帳不所持者の障害児通所支援利用者の増加により、やむを得ずセルフプランによって、サービスを利用している方がいる状況です。
- 相談支援事業所は、利用計画作成後、一定期間ごとにサービスの利用状況等についてモニタリングを行っています。相談支援事業所が行うモニタリング結果に対し、基幹相談支援センターが検証することで、相談支援事業所及び相談支援専門員の質の向上を図っています。
- 区内の相談支援事業所を対象とした事業所連絡会を月に1回開催し、各事業所における活動状況や情報共有を行うなど、連携体制を確保しています。

(3) 今後の方向性

- 計画相談支援や障害児相談支援の利用を必要としている方が円滑にサービスを利用できるよう、相談支援事業所における相談支援専門員の稼働率のさらなる向上、相談支援事業所の体制の強化を働きかけるとともに、新たな事業所の誘致にも努めていきます。
- 相談支援事業所に対するモニタリング結果の検証を実施し、相談支援事業所のさらなる質の向上を図っていきます。



◆ 施策1－(3) 福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進【重点施策②】

(1) 主な現行事業

事業名	内容
地域移行支援事業	施設や病院に入所等をしている人が地域で自立した生活ができるよう、グループホーム等への移行を支援しています。
地域定着支援事業	単身等で生活する障がい者等が地域での生活を継続できるよう、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急時などに必要な支援を行っています。

(2) 現状と課題

- 地域での生活を希望する方々が、安心して地域生活を送るためには、地域全体で支える体制を確保する必要があります。そのためには、本人やその家族のニーズを把握するとともに、関係機関との連携を図り、地域資源を最大限活用していくことが必要です。
- 自立支援協議会の地域移行部会を通じ、知的障がい者においては、障害区分認定調査の訪問時における聞き取り、精神障がい者においては、長期入院されている方々への調査実施など、ニーズの把握に努めています。
- 令和5年度には、重度障がい者を受け入れるグループホームや生活介護施設に対する施設整備補助事業を開始し、地域移行を行うための受け皿の確保に向けた取組を進めています。

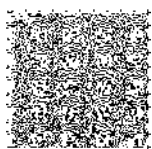
【サービス利用者数及び入院患者数(令和4年度)】

	地域移行支援	地域定着支援	施設入所支援	都内精神科病院 への入院※
人数	1人	36人	116人	134人

※都内精神科病院への入院患者数については、令和3年度厚生労働省630調査を参照

(3) 今後の方向性

- 障害区分認定調査時や自立支援協議会の地域移行部会などを通じ、地域生活への意向を調査し、各関係機関との連携を図りつつ、地域移行に向けた障害福祉サービスの利用促進に向け取り組んでいきます。さらに、精神障がいによる長期入院患者については、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の推進を進め、地域移行に取り組みます。
- 地域移行先となるグループホームや生活介護施設について、障がい者グループホーム等施設整備事業の活用の促進を図る等、地域資源の開発に努めます。



◆ 施策1－(4) 虐待防止対策の推進

(1) 主な現行事業

事業名	内容
虐待防止センター	区では、虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐため、虐待を発見した場合の通報窓口である虐待防止センターの設置・運営を行っています。
虐待防止の普及啓発	虐待防止の啓発のため、パンフレットの配布や虐待防止講演会を開催しています。
指導検査事業	区内の障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等に対し、給付費等の支給及び施設運営の適正化を図るため、指導検査を実施しています。

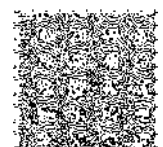
(2) 現状と課題

- 虐待発見時の通報窓口となる虐待防止センターを設置し、夜間や休日の閉庁時には、委託先のコールセンターに繋がるなど、24時間受け付けることができる体制を確保しています。また、パンフレットの作成及び配布や区内の事業者向けの虐待防止講演会を開催するなど、区民や事業所へ向けた普及啓発も実施しています。
- 虐待の通報があった場合、虐待の事実の有無や緊急性等を判断するため、管理職を中心とした「虐待緊急コア会議」を行い、通報に対応しています。
- 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等については、令和3年度より、利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会の設置など、虐待防止の措置が努力義務化となり、令和4年度からは、虐待防止の措置が義務化となりました。

(3) 今後の方向性

- 虐待防止センターの運営を行い、いつでも虐待の通報や相談できる体制を確保していきます。また、障がい者の虐待防止について、パンフレットの配布や虐待防止講演会の開催を通じて、より一層虐待の理解を深める取組を行います。
- 虐待の通報があった場合には、速やかに虐待緊急コア会議を開き、組織的な対応を行うとともに、その後の処遇方針等については、関係機関と連携を図り、障がい者本人の支援を行います。
- 区内の障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等については、虐待防止講演会等により、虐待の理解促進を図るほか、指導検査等により、虐待防止対策のさらなる適正化を進めていきます。

【パンフレット】



◆ 施策1－(5) 成年後見制度の利用支援等

(1) 主な現行事業

事業名	内容
親なき後支援事業	知的障がい者や精神障がい者のうち自分自身で十分な判断をすることができない方について、福祉サービスの適切な利用契約締結や身上監護、財産管理のための支援等を行っています。

(2) 現状と課題

- 成年後見制度の普及啓発のため、パンフレットの作成や基幹相談支援センターによる権利擁護研修の実施などを行ってきました。障がい者実態調査の結果を見ると、徐々に認知度は上がっておりますが、制度自体が複雑であることから、利用者は少数となっており、周知と利用支援が重要となります。また、本人申立てが困難な場合に、区長による後見開始の申立てを行い、それに伴う事務費及び後見料等助成等を行っています。

【障がい者実態調査から見る成年後見制度の認知度の推移】

	平成16年度	平成22年度	平成29年度	令和4年度
知的障がい者	16.2%	34.2%	41.7%	45.2%
精神障がい者	16.2%	23.1%	35.2%	39.7%

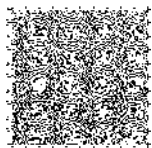
【区長申立て件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区長申立て件数	1件	4件	1件	1件

- 個人別ライフプランの作成支援のため、「個人別ライフプランナー」による個人相談を行っています。新型コロナウイルス感染症の拡大により、相談件数は減少しており、個人別ライフプランの必要性や作成支援を周知していく必要があります。
- 荒川区社会福祉協議会では、「成年後見センター・あんしんサポートあらかわ」の運営を行っており、福祉サービス利用援助、成年後見制度の制度説明や申立ての相談・支援を実施しています。さらに、成年後見制度の申立て費用の助成や成年後見人等への報酬の助成等を行っており、成年後見制度の利用支援に取り組んでいます。

(3) 今後の方向性

- 成年後見制度は、制度や利用方法が難しいことから、荒川区社会福祉協議会と連携を図り、制度のさらなる理解促進や利用する際の手続きの支援・費用の助成等に取り組めます。また、個人別ライフプランの作成支援については、引き続き、事業の周知を図るとともに、様々な場面で説明会の開催などを行っていきます。



◆ 施策1－(6) 自立支援協議会の運営

(1) 主な現行事業

事業名	内容
障害者地域自立支援協議会運営事業	障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、事業所、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者によるネットワークの構築と個別支援の場として、自立支援協議会を運営しています。

(2) 現状と課題

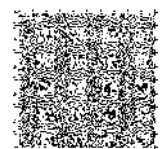
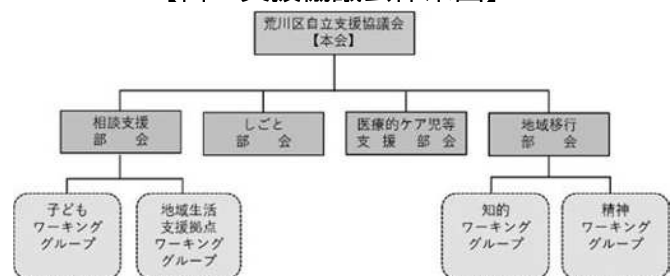
- 区では、障がい者が地域で安心して自立した生活を送れる社会の実現を目指すため、当事者の代表・障害福祉サービス等事業所・雇用・教育・医療等の地域の関係機関が連携して、情報の共有及び協働を図るためのネットワークを構築することを目的とし、自立支援協議会を設置・運営をしています。
- 自立支援協議会には、地域のニーズや課題に応じて、専門的に検討を進められるよう、相談支援部会・地域移行部会・しごと部会・医療的ケア児等支援部会の4つの専門部会を設けて活動をしています。また、一部の部会の中には、テーマごとにワーキンググループを設け、さらに細分化を図り、地域課題の解決に向け、取組を進めています。なお、地域課題の抽出及びその課題を踏まえての支援体制の整備につなげていくためには、地域のニーズを把握する必要があります。
- 専門部会の一つである相談支援部会において、令和5年度から障がいのある子ども等に関することや支援体制等について、検討を行うために「子どもワーキンググループ」を設けました。

(3) 今後の方向性

- 自立支援協議会や各部会での個別の検討を通じ、地域の関係機関とのネットワークの強化を図るとともに、地域の課題解決に向け、地域の関係機関との協働を図ります。また、新たに設けた「子どもワーキンググループ」において、障がい児支援の支援体制等の検討を行い、設置を予定している児童発達支援センターを中心とした連携体制の確保を図ります。

【自立支援協議会体系図】

- 地域のニーズや支援課題を把握していくために、自立支援協議会等における個別の事例の検討を通じた地域課題の抽出・把握を図り、支援体制のさらなる強化等につなげていきます。



◆ 施策1－(7) 自殺予防の推進

(1) 主な現行事業

事業名	内容
自殺予防対策事業	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、ゲートキーパー研修、大学病院と連携した自殺未遂者支援、若年世代の自殺予防相談、図書館等と連携した普及啓発事業に取り組みます。

(2) 現状と課題

- 平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、令和元年度に「荒川区自殺対策計画」を策定しました。荒川区自殺対策計画は、「基本施策」・「重点施策」・「生きる支援の関連施策」の3つの施策から構成され、「かけがえのない命」を守り、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のため、各施策の取組を進めています。
- 区内の自殺者の現状は、以下の表のとおりとなっています。新型コロナウイルス感染症拡大の状況の中、経済的・心理的な影響により、令和3年度の自殺者は増加してしまいましたが、令和4年度は例年の傾向となっています。中でも若者や高齢者の自殺者が多い傾向となっているため、年齢層のニーズにあった啓発活動などが必要となります。

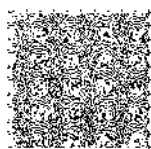
【区内の自殺者の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自殺者数	31人	39人	37人	52人	35人

- また、人材育成の取組として、自殺のサインに「気づく」、「つなげる」、「支える」ため、命の門番となるゲートキーパーの研修を毎年開催し、区の職員や区内関連事業者も対象とし、人材の育成を行っています。また、区民を対象とした自殺対策講演会の開催や相談窓口等の啓発活動などを行い、普及啓発に取り組んでいます。

(3) 今後の方向性

- 関係機関や関係部署等との連携を図り、ゲートキーパー研修や自殺対策講演会を含めた普及啓発活動を行うなど、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応が出来るような取組をさらに進めていきます。
- また、普及啓発活動を進める中で、SNSを活用した発信など、その年齢層に応じた情報発信をより一層進めていきます。



◆ 施策1－(8) 震災時等への備え

(1) 主な現行事業

事業名	内容
障がい者の福祉避難所	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった高齢者や障がい者のうち、要介護度や障がいの程度が高く、一次・二次避難所での避難生活の困難な避難者が避難するための専用施設を指定しています。
避難行動要支援者登録事業	地震や火災等の緊急時において、障がい者の安否確認を迅速に行い、避難誘導や救命活動を支援するために、要援護者名簿を作成し、地域での援護体制を整備しています。
ヘルプカードの配布	障害者手帳所持者に限らず、難病の方、発達障がいの診断を受けた方、その他必要な方が緊急の際に、周囲の方へ自己の障がいの状況や緊急連絡先を伝えられるように、ヘルプカードを配布しています。
日常生活用具給付事業（自家発電設備等）	災害時の安全確保等のため、在宅人工呼吸器使用者に対して自家発電設備等の購入費の一部の助成をしています。
指導検査事業【再掲】	区内の障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等に対し、給付費等の支給及び施設運営の適正化を図るため、指導検査を実施しています。

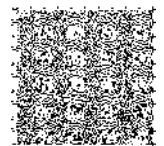
(2) 現状と課題

- 現在、区では福祉避難所を13施設指定しており、施設に対して施設ごとの福祉避難所開設マニュアルの配付や MCA 無線の配備など、災害時の運営・連絡体制の確保や強化を行っています。また、福祉避難所における備蓄品の配備及び定期的な買い替えを行い、災害時等に備えています。
- 令和4年度に実施した障がい者実態調査の結果、地震等の災害時における一人での避難の有無や避難時の援助者については、以下のとおりとなりました。一人で避難ができず、援助者も特にいないという方に対して、地域での援護体制が必要となります。

【障がい者実態調査から見る災害時の避難について】

	身体	知的	精神	難病	障がい児	医療的ケア児等
一人で避難ができない方	44.4%	68.7%	26.8%	16.7%	30.7%※	49.4%
内、援助者が特にいない方	14.0%	2.1%	29.9%	13.2%	7.0%	3.7%

※未就学児の場合は、保護者が一人で子どもを連れて避難できない割合

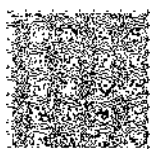


- 地震等の大規模災害による停電等の際にも人工呼吸器を使用することができるよう、日常生活用具の給付対象について、自家用発電装置等の品目を拡大しました。
- 災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿の要件に該当する障がい者を名簿に登録しています。名簿については、情報提供に同意した方のみ避難支援関係者に情報共有を図り、災害時における地域での避難支援体制の強化を図っています。
- 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等は、感染症や災害の発生時に、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実施等について、令和3年度から努力義務化、令和6年度からは義務化となっています。

(3) 今後の方向性

- 福祉避難所での避難訓練の実施や備蓄品の整備などを行い、震災時等の備えを強化していきます。
- 震災時等への備えとして必要な日常生活用具について、令和4年度に品目の拡大を図ったところではありますが、さらに利用者のニーズの把握に努め、品目や対象者等の拡大など、調査研究を進め、柔軟に対応していきます。
- 避難行動要支援者名簿への登録を随時行うとともに、登録を受けた方に係る災害時の支援に必要な情報等をあらかじめ記載する「個別避難計画」の作成について、対象者の状況を見極めつつ、作成率の向上に向け、事業の周知を行っていきます。【充実】
- 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等における災害・感染症への取組について、研修制度の周知や指導検査等により、適正化を進めていきます。

【ヘルプカード】

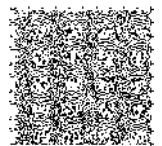


第4節 【基本方針2】バリアフリーの推進

◆ 施策2－(1) 意思疎通支援の充実 【重点施策③】

(1) 主な現行事業

事業名	内容
手話言語条例の制定	手話は言語であるとの認識の下に、手話に関する施策を推進し、すべての区民が相互に尊重しながら、地域社会の実現を目指すため、荒川区手話言語条例を制定しました。
コミュニケーション支援事業	障がいの特性に応じたコミュニケーションの手段を提供することにより、日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図っています。
遠隔手話通訳等サービス及び電話代行サービス事業	手話ができるオペレーターを活用した窓口支援や電話代行サービス等を行い、いつでも窓口での手続きや相談ができるよう支援体制を確保しています。
手話講習会事業	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する人に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する人を養成しています。
聴覚障がい者相談事業	障害者福祉課に手話通訳者を配置して相談日を設け、聴覚障がい者の各種相談の円滑化を図っています。
盲ろう者生活支援推進事業	視覚障がいと聴覚障がい重複し、コミュニケーションを取ることが難しい盲ろう者に対し、安定した日常生活を確保するとともに、積極的に社会参加の機会を確保しています。
福祉電話事業	難聴又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の使用料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするるとともに、料金の負担を軽減しています。
図書館における障がい者サービス	図書館への来館が困難な方や活字図書の利用が困難な方に対し、図書館を利用できるよう、様々なサービスを提供しています。
デージー図書等による区報・便利帳	視覚障がい者のための音声によるデージー図書等で区報や便利帳を配布し、さらにホームページでも音声データを掲載しています。

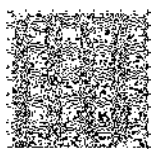


(2) 現状と課題

- 手話が言語であるとの理解を広げ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に認め合う社会の実現を目指すため、平成30年7月に「荒川区手話言語条例」を施行しました。本条例の下、手話の普及のための施策の推進に関する検討等を行うため、「荒川区手話言語普及施策検討委員会」を設置し、定期的に施策等の検討を行っています。また、手話の普及・啓発や障がい者と区民との交流を図るため、イベントを定期的に開催しています。
- テレビ電話遠隔手話通訳・筆談・音声認識機能を備えた専用のタブレット端末を障害者福祉課をはじめ、区内4カ所に配置し、聴覚障がいや音声・言語障がいのある方への窓口支援を行っています。また、ご自身のスマートフォンを使って、自宅からでも外出先からでも、オペレーターと手話等を通じて、リアルタイムでコミュニケーションができる電話代行サービスも行っています。障がい特性に応じたコミュニケーションが円滑に行えるよう、コミュニケーション手段の確保が必要となります。
- 区では、聴覚障がい者及び言語障がい者や法人等に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っていますが、需要等を踏まえ、必要な方にサービスが行きわたっているか、定期的に見直しが必要です。また、派遣事業を円滑に行い、社会参加を促進するためには、手話通訳者の育成及び確保が重要となります。
- ゆいの森あらかわをはじめ、区内の各図書館では、障がいの有無に関わらず、誰でも読書ができるよう、自宅への図書の配達・郵送サービスや、録音図書・デージー図書・点字本・大活字本・LLブック等の貸し出しなどを行っています。ゆいの森あらかわや尾久図書館等では、難聴者の聞こえを支援するヒアリンググループや対面音訳室を設けるなど、環境整備を進めています。
- また、ゆいの森あらかわにおいては、令和4年度から、図書館における障がい者向けサービスの認知と利用の促進を図るため、バリアフリー図書展示会を実施するとともに、令和5年度から、本を読むことが難しい方を対象に、ボランティアの方が読み聞かせを行う代読サービスを開始しました。

(3) 今後の方向性

- 障がいの有無によらず、自立した生活や社会参加を促進するためには、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援が必要となります。ICTを活用した遠隔手話通訳等サービスなどを行っていますが、ICTを活用したコミュニケーション支援について、より一層障がい特性に応じた支援を研究していきます。

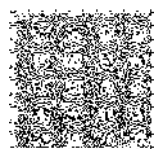


- 手話通訳者等の派遣事業について、要望に応じた派遣が円滑に行えるよう、年10回までとしている派遣回数制限を撤廃するとともに、制度の安定的な運営に向け、手話講習会を開催する等、人材育成に取り組めます。【充実】
- 図書館では、これまでも大活字本の貸し出しを行ってきましたが、障がい者等の多くの方が読みやすい大活字本の蔵書数を充実させていきます。また、これまでカセットテープで製作してきた録音図書のデジタイ化を進めており、利便性・耐久性・保管に優れたデジタル録音方式であるデジタイ図書の充実を図っていきます。
- 知的障がいのある方や日本語を母語としない方など、文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人でもやさしく読めるように工夫されているLLブックの蔵書の充実も図っていきます。さらに、障がい等により図書館へ来館することが困難な方や、読書が困難な方も含め、あらゆる立場の方々の読書環境の充実を図るため、音声読み上げ機能や文字サイズ拡大機能などを持つ電子書籍の導入を検討しています。

【拡大読書機】



【音声読み上げ機】



◆ 施策2-(2) バリアフリーの環境整備

(1) 主な現行事業

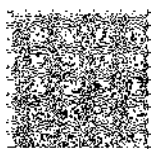
事業名	内容
バリアフリー整備促進事業	すべての人にとって暮らしやすいまちづくりの実現のため、公共施設等のバリアフリー化を推進しています。

(2) 現状と課題

- 区では、平成21年度に「荒川区バリアフリー基本構想」を策定し、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備の実現に向けた取組を進めており、令和2年度には、地区別構想やこれまでの評価をまとめ、計画を更新した「荒川区バリアフリー基本構想(更新版)」を策定しました。
- この更新版においても、環境整備などのハード面だけではなく、「心のバリアフリー」などのソフト面も含め、総合的にバリアフリー化を進める4つの重点整備地区として、「町屋駅・区役所周辺地区」、「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」、「南千住駅周辺地区」及び「熊野前駅周辺地区」を指定しています。また、各地区内における特定事業計画の推進状況を管理するために、推進協議会、住民検討委員会、特定事業検討委員会を随時開催しています。

(3) 今後の方向性

- 「荒川区バリアフリー基本構想(更新版)」に基づき、荒川区バリアフリー基本構想推進協議会を開催し、重点整備地区における各事業主体が定めた特定事業計画の進捗管理やバリアフリー推進に関する協議を行いながら、官民協働で区全体のバリアフリー化を推進していきます。
- ハード面の環境整備だけではなく、バリアフリーを正しく理解し、相互に配慮ができる地域社会づくりのため、区民一人ひとりのバリアフリーに対する意識、理解の向上、さらには「気づき」の醸成につながるよう「心のバリアフリー」を推進していきます。



◆ 施策2－(3) 障がい者差別の解消【重点施策④】

(1) 主な現行事業

事業名	内容
障がい者差別解消事業	障がい者を理由とする偏見や差別をなくすため、区職員への研修や民間事業者等への講演会を実施するなど意識啓発等の事業を実施しています。
ヘルプマークの配布	援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる、「ヘルプマーク」を配布しています。
人権啓発事業	障がい者差別を含めた人権問題に関する啓発を行うとともに、課題解決のための相談窓口を設置しています。

(2) 現状と課題

- 令和3年度に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障がいのある方への合理的配慮を行うことが、義務付けられます。区では障がい者の差別解消に関するパンフレットや普及啓発用ノベルティグッズの配布を行うとともに、民間事業者等を対象とした差別解消講演会を行い、障がい者差別解消への取組を行っています。
- 令和4年度に実施した、障がい者実態調査では、それぞれの障がい区分で「差別を感じたことがない」という回答が最も多かったものの、差別を感じたことがあるという方も知的障がい者では約25%という結果になりました。障がい者の差別解消に向けて、取組を進めていく必要があります。

【令和4年度障がい者実態調査:抜粋】

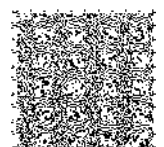
Q:差別や偏見についてどのような時に感じたことがあるか。

A:【知的障がい者】周囲からの視線が気になる(25.6%)

【精神障がい者】傷つくことを言われた(21.8%)

【障害児通所支援利用者】傷つくことを言われた(16.4%)

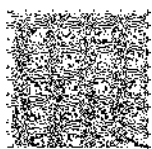
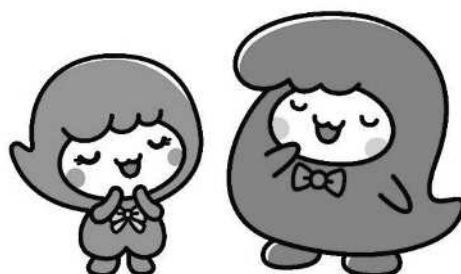
- 援助が必要な方が周囲に配慮が必要なこと知らせ、援助を得やすくなる目的のため、東京都が作成し、今では全国共通マークとなった「ヘルプマーク」について、荒川区においても配布を行っています。



- 区職員向けに、障害者差別解消法の理解や介助の実践等を行う研修を実施し、区職員における障がい理解や適切な支援方法等の習得を図っています。
- 毎年12月4日～10日の人権週間に合わせて、人権週間講演会や人権週間パネル展の開催、区報人権週間特集号の発行などにより、人権推進の全体の取組の中で障がい理解の促進・差別解消も含めた啓発活動を実施しているほか、人権に関する様々な相談を受け付けています。

(3) 今後の方向性

- 区民・事業所への障がい理解を図るため、普及啓発グッズによる周知や差別解消講演会等の事業を行うとともに、女性や子どもであること等による異なる支援の必要性にも留意しつつ、さらなる普及啓発を図ります。また、障がい者実態調査から、障害児通所支援利用者の方が比較的多く「差別を感じたことがある」と回答したことから、関係機関との連携を図りながら、小中学生や教員等に向けた普及啓発にも取り組んでいきます。
- 障害者差別解消法の改正に伴い、事業者による合理的配慮が義務化になることから、事業者への制度周知等が必要になります。区報等を通じて、障害者差別解消法の周知を図るとともに、誰もが安心して共に暮らせる社会の実現を目指します。
- 区の新規採用職員や、職層の節目を迎える職員に対し、研修受講の機会を設け、障害者差別解消法への理解及び障がい者への支援方法等の知識の習得ができるよう取り組んでいきます。
- 人権全体の取組の中で、講演会やパネル展を通して、引き続き障がい理解の促進・差別解消のための啓発活動を行っていきます。また、相談事業についても継続して実施していきます。



第5節 【基本方針3】障がい者の住まい・日常生活に対する支援

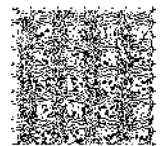
◆ 施策3－(1) グループホーム等の居住支援の推進 【重点施策⑤】

(1) 主な現行事業

事業名	内容
障がい者グループホーム等施設整備事業	重度障がい者のグループホームや生活介護施設の新設及び改修に係る区独自の補助金を創設し、重度障がい者の居住の場の確保を図ります。
親なき後支援事業	障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を確保するために、区内で新たにグループホームを設置する事業所に、備品購入費等の一部を補助しています。
グループホーム消防設備整備補助事業	区内にグループホーム等を新たに設置する場合の整備費を補助することにより、障がい者の生活する場を確保します。

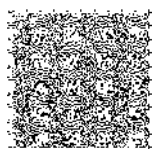
(2) 現状と課題

- 障がい者の居住の場を確保するため、これまで区では、平成24年度にはグループホーム及び短期入所等を併設した「スクラムあらかわ」、平成30年度には「グループホームひぐらし」の整備を行ってきました。また、親なき後支援事業の一環としての「障害者グループホーム設置促進事業」、「グループホーム消防設備整備補助事業」などを行い、グループホームの整備に向け、取り組んできました。
- 令和5年度に、重度障がい者を受け入れるグループホームへの施設整備費補助事業を民有地での建設や既存施設の改修、株式会社等の民間企業にも対象を拡大し、居住の場の確保に取り組んでいます。さらに、同年に管理事務費や備品等の開設準備経費を補助するグループホーム設置促進事業について、重度障がい者の受け入れを要件として、新たに株式会社等の民間企業も対象とし、グループホーム整備の促進に取り組んでいます。
- 区内のグループホームの整備数は増加してきており、軽度の障がい者のグループホームについては、居住の場の確保は進んできておりますが、重度障がい者向けについては、さらなる取組が必要な状況です。
- 令和5年度から、安心居住推進事業として、高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者向けの「専用住宅」として登録した大家への改修費補助や家賃低廉化補助を開始し、障がい者を含む住宅確保要配慮者への住宅確保の取組を実施しています。さらなる体制整備を図るため、居住支援団体等の関係機関との連携が重要になります。



(3) 今後の方向性

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい者グループホーム等施設整備事業やグループホーム設置促進事業の制度周知等を行うほか、課題である建設用地の確保についても公共用地の活用を積極的に検討するなど、重度障がい者を受け入れるグループホームの確保を進めていきます。
- 障がい者が住み慣れた地域で自立して生活を送るためには、地域における生活を支援するとともに、その生活の基盤となる居住の場の確保に係る支援が必要となります。そのためには、グループホームなどの整備に加え、地域の関係機関が一体となって居住に係る支援を行うことも重要となることから、不動産・建築関係団体や居住支援団体、区の関係部署等からなる「(仮称)荒川区居住支援協議会」の設置の検討を進めるとともに、居住の場の確保に向けた支援策も検討していきます。



◆ 施策3－(2) グループホームの運営支援

(1) 主な現行事業

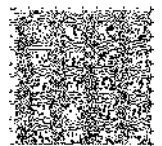
事業名	内容
障がい者グループホーム費支給事業	グループホームの入居者や運営事業所に対し、家賃や運営経費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減及びグループホームの安定的運営の支援を行い、障がい者の地域における自立した生活の促進を図っています。
重度障がい者グループホーム運営支援事業	重度の知的障がい者の地域における生活を支援するため、生活の場であるグループホームの運営経費の一部を補助する等の支援を行っています。
重度身体障がい者グループホーム運営支援事業	重度の身体障がい者の地域における生活を支援するため、生活の場であるグループホームの運営経費の一部を補助する等の支援を行っています。
スクラムあらかわ	社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障がい者地域生活支援施設を整備・運営させることにより、障がい者の福祉の向上を図っています。

(2) 現状と課題

- グループホームは、障がい者の居住の場となり、夜間も含めると、支援の時間数も多くなるため、支援体制の確保は重要となります。また、障がいの程度によって、支援方法も異なるため、事業所の質の向上を図ることが必要になります。
- 区では、グループホームの安定的な運営を確保し、障がい者の自立した生活の促進を図るため、グループホームを運営する事業者に対し、運営費の補助を行っています。また、区内の事業者を対象に、グループホーム連絡会を開催し、情報共有等を行う体制を確保しています。

(3) 今後の方向性

- 障がい者の地域における自立した生活の促進のため、グループホームの運営事業者に対し運営費の補助を行う等、グループホームの安定的な運営や支援体制の確保をさらに進めてまいります。
- グループホーム連絡会の開催を通じ、グループホーム間での情報交換や支援方法の検討を行い、技術向上を図りつつ、区内グループホームの全体の質の向上を図ります。



◆ 施策3－(3) 医療費の助成、健康管理の支援

(1) 主な現行事業

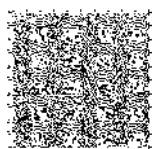
事業名	内容
心身障害者医療費助成事業	医療費の一部を助成し、心身障がい者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図っています。
難病医療費助成事業	原因不明または治療方法が確立していない特定疾病に係る医療費を軽減するため、難病患者の医療保険の自己負担について助成しています。
小児慢性特定疾病医療費	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分を助成しています。
自立支援医療(更生医療)	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を助成しています。
自立支援医療(育成医療)	将来身体障がいを発生する可能性の高い児童に対し医療費を給付し、早い段階に治療(手術)を受けられるようにしています。
自立支援医療(精神通院)	精神障がい者が治療を継続し、地域での安定した社会生活を送ることができるよう通院医療について医療費の助成を行っています。
小児精神障害者入院医療費助成事業	小児精神障がい者が早期に適切な治療を受けるため、入院治療に要する費用を助成しています。
療養介護事業	医療を要する障がい者に対し、病院において機能訓練、療養上の管理、介護を行っています。

(2) 現状と課題

- 区では、障がい等により、定期的に病院を受診し、適切な治療を必要としている方々に対し、医療費の助成や健康管理の支援を行っています。
- また、難病法に基づく国の指定難病は、定期的に対象難病が拡大され、平成27年度7月には対象となる疾病が101疾病から306疾病に、その後、定期的に拡大があり、令和3年11月では現在の338疾病に拡大されました。それに伴い、医療費助成の利用者が増加しているため、適切な情報提供などが必要になります。

(3) 今後の方向性

- 医療等を必要としている方々に対し、ホームページや区の窓口の案内、パンフレットの配布など様々な機会をとらえ、適切な周知を図るとともに、対象者のニーズに合わせて、関係機関との連携やSNS等の様々な媒体の活用を図り、医療費助成や福祉サービス等のさらなる周知を進めていきます。



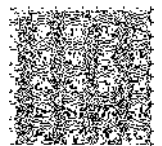
◆ 施策3－(4) こころの健康管理支援の体制整備

(1) 主な現行事業

事業名	内容
精神保健福祉ネットワーク事業	精神保健福祉に携わる実務担当者が情報交換・学習会などを通して行政と医療・保健・福祉・介護・司法等の関係機関の連携強化と顔の見えるネットワークによる連携した支援が円滑にできるよう取り組んでいます。
精神保健福祉事業	地域精神保健福祉活動の一貫として、関係機関・施設との連携のもとに、精神障がい者が在宅で生活できるよう社会復帰及び障害福祉サービス等の相談、訪問等を行っています。
精神保健事業	精神障がい者の早期治療の促進、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、区民のこころの健康の保持増進に取り組んでいます。
薬物・酒害対策事業	アルコールや薬物等の依存症の方や家族に対して、専門医・保健師による相談や依存症の認知度を高めるための講演会等を行っています。

(2) 現状と課題

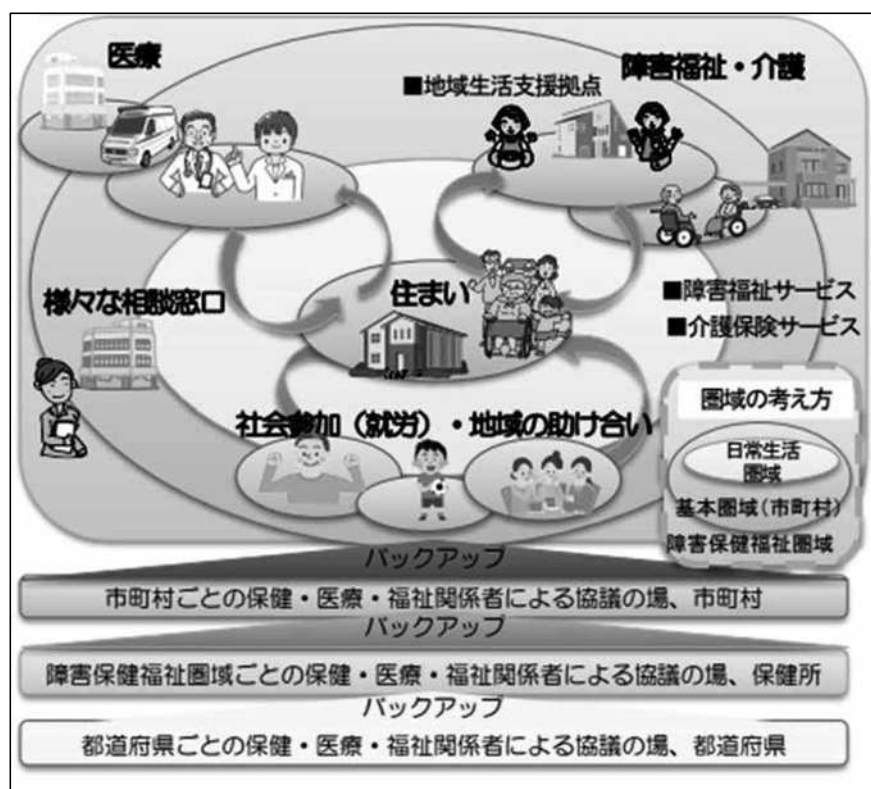
- 精神障がい者(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む)が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをするためには、障害福祉サービスや医療、生活支援等が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築が重要になります。区では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、精神保健福祉連絡協議会・精神保健福祉ネットワーク会議・自立支援協議会地域移行部会精神ワーキンググループの3つの会議を協議の場と位置付け、保健・医療・福祉等の関係者との連携強化を図り、状況把握や分析、仕組みづくり等について検討をしています。
- また、精神障がい者の手帳取得者の増加に伴い、今後も精神保健に関する相談対応件数の増加が見込まれます。より一層、精神障がい者が地域で安心して暮らせる社会資源の充実、人材確保・相談も含めた体制整備が必要となっています。
- アルコールや薬物等の依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な病気です。一方で、本人自身が依存症であることを否認することで治療や支援につながりにくく、止められないのは意志が弱いからといった周囲の誤解が多い病気です。本人が依存症であることに気づき、治療へつなげるためには周囲の適切な関わりが重要ですが、正しい関わり方の知識が普及していない状況です。さらには、若年世代のインターネット・ゲーム依存、買い物依存などの多様な依存症の問題も出てきています。区では、精神科医師と民間相談員による専門相談、保健師による相談、依存症に関する講演会を行い、予防・普及啓発を進めています。



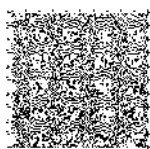
(3) 今後の方向性

- 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図るため、精神保健福祉法の改正や国の状況等を踏まえつつ、システム構築に向けた協議の場として位置付けた精神保健福祉連絡協議会等を含む3つの会議の場において、状況の把握・共有や検討、連携体制の強化等をより一層進めていきます。
- 精神障がい者及びその家族に対して、精神科専門医による相談や保健師による相談を継続して実施し、早期発見・早期治療、治療継続等につながるよう取り組んでいきます。また、精神疾患を抱える方の家族のストレスケアも重要であるため、家族相談会を実施するとともに、講演会等を開催し、区民・関係者に精神障がいの啓発を行い、関係機関と連携を図りつつ、当事者が医療につながりやすく、暮らしやすい街づくりを目指します。
- 引き続き、アルコールや薬物等の依存症に悩む本人及びその家族に対して、専門医と民間相談員による相談や保健師による相談を実施し、依存症の理解促進の観点から、講演会の実施や区内小中学校への健康教育を通じ、普及啓発や依存症の予防に取り組んでいきます。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのイメージ】



※厚生労働省の資料より



◆ 施策3－(5) 荒川ばん座位体操の実施

(1) 主な現行事業

事業名	内容
障がい者向け健康体操事業(荒川ばん座位体操)	障がいの有無に関わらず、誰もが元気に自分らしく暮らし続けることを目標とした健康体操であり、区内の6会場では研修を受けたリーダーが中心となり体操を実施しています。

(2) 現状と課題

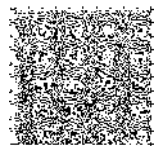
- 「荒川ばん座位体操」は、ひとりでも多くの方が、いすに腰掛けた姿勢(座位)で行える10分間の体操であり、自発的に手足を動かすことができない方も、介助者と一緒に楽しく行えるものとなっています。体操を通して障がい者の健康づくりを促進するため、体操を実施し、令和4年度では、区内の4会場で体操を開催しております。
- 区では、体操の指導者を養成するリーダー養成研修やリーダーを対象とする体操教室の運営方法やレクリエーション技術を学ぶステップアップ研修を実施し、体操の実施に向けた環境整備を行っています。
- リーダーについては、リーダーの高齢化が進んでおり、長くリーダーを務めていただくことや新たなリーダーの養成などが必要になっています。

【リーダー人数の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
リーダー人数	111人	117人	117人	117人	126人

(3) 今後の方向性

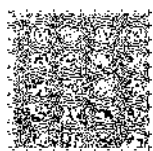
- 荒川ばん座位体操は、ひとりでも多くの方が取り組めるよう、座った体勢で行える体操であるため、障がい者等の健康維持・健康管理の意識を高めるために重要な取組となります。引き続き、養成研修やステップアップ研修等を通じて、リーダーの養成に取り組むとともに、様々な機会をとらえ体操の周知を進め、さらなる事業の活性化を図ります。



◆ 施策3－(6) 在宅系サービス等の提供

(1) 主な現行事業

事業名	内容
ホームヘルプサービス費支給事業(居宅介護)	介護・援助を必要とする障がい者に対し、身体介護・家事援助等必要なサービスを提供しています。
ホームヘルプサービス費支給事業(重度訪問介護)	常時介護が必要な重度障がい者に、自宅で入浴や排泄、食事、見守り等の介助や外出時の移動を支援しています。
短期入所給付費支給事業	自宅で主に介護をしている人が病気等の場合、必要な期間施設で介護をしています。
緊急一時保護事業	在宅の障がい者を介護している人が、緊急的理由及びレスパイト(介護者の旅行や休養等)により、一時的に介護ができない場合に介護者に代わって支援を行います。
配食サービス事業	重度の障がいにより、食事の調理が十分にできない一人暮らしの障がい者等に対して食事を配達し、栄養と健康を確保するとともに安否の確認もしています。
留守番看護師派遣事業	医療的ケアを必要とする者又は重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、安定した地域生活の確保及び介護者の負担軽減を図っています。
緊急通報システム事業	ひとり暮らし等の重度身体障がい者が、家庭内で病気等による緊急事態に陥ったときに、消防庁や民間受信センター等の関係機関に通報できる機器を貸与しています。
訪問入浴サービス事業	家庭で入浴が困難な重度の障がい者に対し、巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供することにより健康及び衛生保持を図っています。
施設入浴(スクラムあらかわ)	家庭で入浴が困難な重度の障がい者に対し、施設で入浴の機会を提供し、健康及び衛生保持を図っています。
理美容サービス事業	店頭で理容又は美容を受けることが困難な重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣しています。
障がい者紙おむつ購入助成事業	重度の心身障がい者に対し、紙おむつの購入費の一部を助成し、経済的負担を軽減しています。
寝具洗濯乾燥消毒事業	寝たきり状態にある重度の心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図ります。
補装具費支給事業	身体障がい者の失われた機能を補うため、その障がい部位に応じた補装具を交付又は修理しています。
日常生活用具給付事業	在宅の心身障がい者や難病患者に対し、生活を容易にし、自立を高めるため、日常生活用具を給付しています。



事業名	内容
住宅設備改善給付事業	在宅の重度身体障がい者に対し、その居住する浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め介護者を支援しています。

(2) 現状と課題

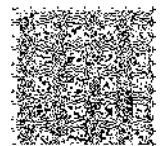
- 障がい者への在宅系サービス等については、障がいの程度に応じて、多種多様なサービスがあります。障がい者やその家族がすべてのサービスを把握することは困難なため、サービスの利用を必要としている方へ適切な情報提供を行う必要があるほか、利用者の希望に応えられるよう、サービス量の確保を図る必要があります。
- 高齢化に伴う介護保険への移行については、関係部署や機関と連携を行っていますが、さらなる円滑な移行のため、連携の強化が必要となります。
- 障がい者実態調査によると、家事や家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の若者、いわゆるヤングケアラーについて、各障がい種別に、約2～13%いることがわかりました。

【障がい者実態調査から見る当事者への支援の状況について】

	身体	知的	精神	難病	障がい児	医療的 ケア児等
18歳未満が支援	2.3%	7.1%	7.0%	7.1%	13.5%	8.6%
内、手助けの頻度 (毎日)	4.2%	14.8%	17.2%	0.0%	23.5%	0.0%

(3) 今後の方向性

- 福祉サービス等の利用を必要としている方に対し適切な情報提供を行うため、引き続き、ケースワーカー等による案内や福祉サービスの情報が集約された「障がい者のしおり」の発行などを行うほか、供給量の確保に向け、事業所の確保や設備の充実、研修等を行うなど、地域で安心して生活ができるよう支援していきます。
- 障がい福祉から介護保険の移行について、それぞれの関係機関との連携強化のため、関係部署との連携や基幹相談支援センター及び地域包括支援センターによる相互の研修及び個別事例を通じた連携など、より一層体制強化に取り組んでいきます。
- 重度訪問介護について、支援体制の充実を図るため、事業所の質の向上やサービスを行える事業所の確保に努めていきます。
- 自らがヤングケアラーであるという認識をしていない場合もあることから、関係者が「気づく」ことが必要であるため、チェックリストを作成し、事業者等がヤングケアラーの確認を行い、支援につなげます。【充実】



◆ 施策3－(7) 本人、保護者への経済的支援

(1) 主な現行事業

事業名	内容
特別障害者手当等 (国の制度)	重度の心身障がい者の福祉の増進と所得保障を図るため、特別障害者手当等を支給しています。
重度心身障害者手当 (都の制度)	心身に重度の障がいを有するため、常時複雑な介護を必要とする人に対して手当を支給し、福祉の向上を図っています。
心身障害者福祉手当 (区の制度)	心身障がい者及び難病患者に対し手当を支給し、福祉の増進を図っています。
特別児童扶養手当 (国の制度)	精神または身体に障がいを有する児童について手当を支給し、これらの児童の福祉の増進を図っています。
児童育成手当 (障害手当)(都の制度)	20歳未満の心身障がい児などを扶養している方に対して手当を支給しています。
原爆被爆者援護事業 (区の制度)	区内の原爆被爆者に対して、年1回見舞金を給付し、被爆者の苦労をねぎらい福祉の向上を図っています。

(2) 現状と課題

- 障がいの程度や経済状況に応じて、各種手当を支給し、経済的な支援を通じて、福祉の増進を図っています。各種手当の支給状況は以下のとおりです。

【手当の受給者数の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当	227人	234人	242人	252人
重度心身障害者手当	144人	140人	141人	134人
心身障害者福祉手当	3,633人	3,671人	3,672人	3,642人
特別児童扶養手当	177人	165人	161人	161人
児童育成手当(障害手当)	109人	95人	105人	105人

- 身体障がい者や知的障がい者への経済支援は各種手当の支給がありますが、精神障がい者の方からも経済的困窮を訴える声があがっています。障がい者実態調査では、経済的な支援を必要としていると回答した方は、約38%となっております。

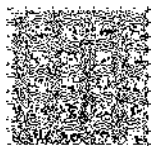
【令和4年度障がい者実態調査:精神障がい者抜粋】

Q:必要だと思う制度やサービス等は。

A:経済的な支援(手当等)(38.3%)

(3) 今後の方向性

- 心身障害者福祉手当について、精神障がい者へ対象を拡大します。【充実】



◆ 施策3－(8) 利用者負担軽減

(1) 主な現行事業

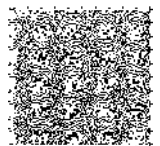
事業名	内容
障害福祉サービス利用者負担軽減事業	利用者負担額の軽減を区独自に実施しています。

(2) 現状と課題

- 障害福祉サービスの利用については、サービス利用費の総額の10%が利用者の自己負担額となります。障害福祉サービスを多く利用する重度の障がい者の地域での自立生活を支援することを目的とし、区では独自の利用者負担軽減を行い、在宅系サービス(居宅介護系サービス、同行援護、行動援護、短期入所、通所施設、児童通所)の利用者の自己負担額をサービス利用費の総額の10%から3%に軽減しています。

(3) 今後の方向性

- 引き続き、利用者負担軽減の事業を行い、経済的な支援を通じて、地域での自立生活を支援するとともに、利用者や障害福祉サービス事業所に対し、制度の周知を図り、より一層の適切な運用に努めていきます。



第6節 【基本方針4】障がいのある子どもの健全育成

◆ 施策4－(1) 障がい児支援の充実 【重点施策⑥】

(1) 主な現行事業

事業名	内容
荒川たんぽぽセンターの運営	通所利用の障がい児等やその家族に対する支援を行うとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児等やその家族への相談、障がい児等を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育施設の役割を担っています。
障がい児通所支援給付費支給事業	障がい児等が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に対応できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスを行っています。また、重度で外出困難な障がい児に対し、居宅訪問型児童発達支援を行っています。
日中一時支援事業	障がいのある児童・生徒が特別支援学校等の下校後に活動する場所を確保し、また、障がい児者に宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供し、日常生活の援助、日中活動の支援等を行っています。

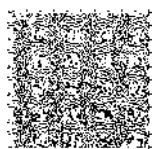
(2) 現状と課題

- 地域における療育支援の中核となる「児童発達支援センター」について、令和5年度時点では、区内における設置がない状況です。障害児通所支援利用者は増加傾向にあるため、児童発達支援センターを中心とした、障害児通所支援の体制整備が必要となります。
- 区内には、障がい児等が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に対応できるよう療育を行う、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」を行う施設があります。児童相談所の設置に伴い、これまで東京都が行っていた児童発達支援や放課後等デイサービスを含む障害児通所支援事業所の指定業務について、令和2年7月から区に業務の移管がされました。児童発達支援は、令和5年8月現在、12事業所あり、放課後等デイサービスは18事業所ありますが、障がい者実態調査の障害児通所支援利用者からの回答では、サービス提供等事業者が少ないと回答した割合が約39%となっており、事業所が不足していると感じている利用者が多くなっています。

【令和4年度障がい者実態調査：障害児通所支援利用者の抜粋】

Q1：障害福祉サービス等について、困っていることは。

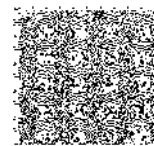
A1：サービス提供事業者が少ない(39.3%)



- 区内の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所のうち、重度の障がい等の状況にある障がい児(重症心身障がい児)を主に受け入れる事業所については、令和5年8月現在、児童発達支援は2事業所、放課後等デイサービスは3事業所となっており、重症心身障がい児を支援する事業所が不足している状況にあります。
- 荒川たんぽぽセンターでは、地域の障がい児の発達支援の相談の入り口として、心身の発達や障がいに関する一般相談や心理相談など、心理士等による専門的な相談体制を確保しています。また、令和5年度からは、障害福祉サービスにおける相談やサービスの利用計画の作成を行う障害児相談支援事業を開始しました。
- 自立支援協議会の専門部会の一つである相談支援部会において、令和5年度より、障がいのある子ども等に関することや支援体制等について、検討を行うため、「子どもワーキンググループ」を設けました。【再掲】
- 障がいの有無に関わらず、お互いが理解・尊重し合う社会を実現するためには、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進の体制を確保する必要があります。

(3) 今後の方向性

- 荒川たんぽぽセンターを「児童発達支援センター」へと充実させ、地域の障害児通所支援の中核的な拠点とし、専門的な支援の機能強化や他の障害児通所支援事業所への援助・助言、関係機関との連携体制の強化等を行い、地域全体の支援体制の強化を図ります。また、併せて療育定員の拡大を行い、障害児通所支援の利用者の受け皿の拡大を図ります。【新規】
- 障害児通所支援事業所の指定については、区内の障害児通所支援の一定の質を確保するため、事業の実施を希望する法人が想定する療育の体制や法人の制度理解等を確認しつつ、事業所の指定を行っていきます。
- 区内の障害児通所支援事業所の質の向上を図るため、障害児通所事業所連絡会の開催を通じ、制度理解の促進や情報共有等を行います。また、区内の障害児通所支援事業者等に対し、給付費等の支給及び施設運営の適正化を図るため、指導検査を継続して実施していきます。
- 発達障がい児について、発達障がいの相談の入り口として専門的な相談支援体制を確保しつつ、家族の支援としてペアレントトレーニング、ペアレントメンター事業を実施し、発達障がい児とその家族等に対する支援を実施していきます。
- インクルージョン推進のため、荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化を図りつつ、児童発達支援センターが、保育所等訪問支援の実施や保育所等の障がい児への支援の協力を行うなど、インクルージョン推進体制の中心となり、関係機関との連携体制の構築・強化を図ります。【充実】



◆ 施策4－(2) 障がい児の保育・教育

(1) 主な現行事業

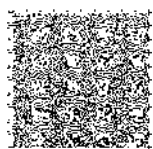
事業名	内容
障がい児通所支援給付費支給事業 (保育所等訪問支援)	保育園や幼稚園等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活の適応に課題のある児童に対する支援及び保育所等の職員に対する支援方法の指導・助言などの専門的な支援を行います。
障がい児の保育・教育	各公私立保育園・幼稚園において、障がい等に応じた保育・教育を実施しています。

(2) 現状と課題

- 荒川たんぽぽセンターにおいて、インクルージョン推進を図る観点から、令和5年度に、保育所等へ訪問し、児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う「保育所等訪問支援」という障害児通所支援のサービスの指定を受けました。保育所等訪問支援の効果的な実施と保育所等との連携が必要になります。
- 区内の公立や私立等の各保育園において、障がい等による特別な支援を必要とする子どもの受入れを実施しています。一方で、特別な支援を必要とする子どもについては、年々増加傾向にあるため、各保育園の受入れへの協力が必要になります。また、特別な支援を必要とする子どもの保育を適切に行うため、保育相談専門員が各保育園の保育士に対し、相談及び助言を行うなどのサポート体制を確保しています。
- 公立幼稚園やこども園では、スクールカウンセラー(心理専門相談員)が、公立幼稚園・こども園への定期巡回相談を行い、主に子どもや保護者へのカウンセリング、対象児の行動観察、職員に対するコンサルテーションを実施し、子どもや保護者の悩みの早期解消を図っています。なお、相談内容の多様化・複雑化などにより、より専門的な相談対応が求められており、スクールカウンセラーの能力向上が必要となります。

(3) 今後の方向性

- インクルージョン推進のため、荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化を図りつつ、児童発達支援センターが、保育所等訪問支援の実施や保育所等の障がい児への支援の協力を行うなど、インクルージョン推進体制の中心となり、関係機関との連携体制の構築・強化を図ります。【充実】【再掲】
- 特別な支援を必要とする子どもの受入れについて、各保育園へ受入れの協力を依頼するとともに、保育園における適切な職員体制の確保や研修等の実施による技能向上等により、保育の場の確保に努めていきます。
- スクールカウンセラーについて、より具体的な相談事例による検討・検証を行う研修等の実施などにより、スクールカウンセラーの資質の向上を図り、特別な支援を必要とする子どもの受入れ体制の強化に努めます。



◆ 施策4－(3) 学齢期の子どもへの支援の充実

(1) 主な現行事業

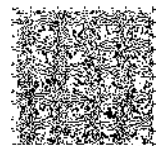
事業名	内容
特別支援教育	特別な支援を必要とする子どもたち一人一人に応じた教育体制を構築しています。
学童クラブ等	保護者の就労、疾病等の理由により昼間家庭において適切な保護を受けることができない児童に対し、遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図っています。

(2) 現状と課題

- 特別な支援を必要とする児童生徒の障がいや発達状況に応じて、子どもたちのもつ可能性を伸ばし、社会生活に積極的に参加できるようにするための教育の場として、区立小中学校に特別支援学級等を設置しています。特別な支援を必要とする児童生徒数は年々増加していることから、特別支援学級等の適正配置について再検討を行う必要があります。
- 特別支援教育支援員等を必要に応じて、区立小中学校及び区立幼稚園・子ども園に配置し、子どもたちの学校生活や学びを支援しています。また、児童生徒の障がいの状態や発達状況に応じて、最もふさわしい教育を受けることができるよう、保護者と共に考えていく就学相談を実施しています。
- 学童クラブ等では、保護者の就労等の理由により、遊びや生活の場が必要な児童の受入れを行っていますが、特別な支援を必要とする子どもにおいても、障がいや発達状況に応じて、職員を追加で配置し、受入れを行っています。また、子育て支援カウンセラーが、学童クラブ等を巡回し、子どもへの支援方法等について、助言や支援を行い、支援体制の強化を行っています。

(3) 今後の方向性

- 特別支援学級等の在籍児童生徒数及び見込み数をもとに、適正配置について検討していくとともに、特別支援教育支援員等を対象にした研修を継続して実施し、支援の質の向上を図ります。また、就学相談について、就学相談委員会での判断を丁寧に説明し、子どもたちにとって適切な教育の場を選択できるように支援をしていきます。
- 引き続き、学童クラブ等において、職員体制を確保しつつ、特別な支援を必要とする子どもの受入れを行うとともに、子育て支援カウンセラーの巡回等を通じて職員の質の向上を図ります。
- 荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化を図りつつ、特別な支援を必要とする子どもへの支援に関する援助・助言など、学校や学童クラブ等との連携を図り、インクルージョン推進の体制整備を行います。【充実】



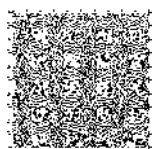
◆ 施策4－(4) 医療的ケア児等の支援【重点施策⑦】

(1) 主な現行事業

事業名	内容
医療的ケア児等支援事業	医療的ケア児が地域において安心して生活を営めるよう、医療的ケア児等支援協議会の設置や医療的ケア児等地域コーディネーターの配置などを実施しています。
留守番看護師派遣事業【再掲】	医療的ケアを必要とする者又は重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、安定した地域生活の確保及び介護者の負担軽減を図っています。
日常生活用具給付事業(自家発電設備等)【再掲】	災害時の安全確保等のため、在宅人工呼吸器使用者に対して自家発電設備等の購入費の一部の助成をしています。
医療的ケア児保育事業	保育所等において集団保育を希望する医療的ケア児を受け入れることができるよう、区内の保育所等の受入れ体制の整備を支援しています。
医療的ケア児支援事業	医療的ケア児が地域の学校等で安心して教育を受けられるように、看護職員を配置するなど医療的ケアを安全に実施するための体制整備を図ります。

(2) 現状と課題

- 医療的ケア児等に対する支援体制の充実を図るため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関で構成する「荒川区医療的ケア児等支援協議会」を令和2年度に設置し、医療的ケア児等の支援ニーズの把握や必要な支援策について検討を行っています。
- 医療的ケア児等への支援では、病院や保育、学校、障害福祉施設など多数の機関が関わることがあるため、医療的ケア児等をそれぞれの発達段階や状態に応じて、関係機関と連携しサポートする、「医療的ケア児等地域コーディネーター」を配置しています。また、医療的ケア児等と暮らすきょうだい児がいる家庭に、ホームヘルパーを派遣し、きょうだい児が保護者とふれあう時間等を確保できるように支援する、「医療的ケア児等家庭家事サポート事業」も実施しています。なお、両事業とも令和4年度から開始した事業であることから、事業の認知度を上げていく必要があります。
- 令和4年度には、留守番看護師派遣事業について、既存の対象者に加えて医療的ケア児も対象とし介護を行っている家族の負担軽減を図っています。また、日常生活用具給付事業について、医療的ケア児等を含む在宅人工呼吸器使用者に対して自家発電設備等の購入費の一部の助成を行い、在宅療養における安全・安心を確保する体制の整備を図っています。

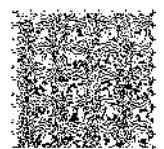


- 医療的ケア児保育事業では、保育所等における医療的ケア児の受入れにあたり、看護師や保育士等の配置に係る人件費や施設整備費等への補助、医療的ケア児の受入れへの研修の受講支援を行っています。
- 医療的ケア児支援事業では、医療的ケア児を受け入れる学校に対して、看護職員の配置の実施や学校教職員への医療的ケアの研修の実施など、医療的ケア児が地域の学校等で安心して教育を受けられるような体制整備を図っています。
- 重度の医療的ケアや重症心身障がい児等について、車いすやストレッチャーなど、移動が困難な方がいるため、移動への支援が必要となります。

(3) 今後の方向性

- 医療的ケア児等支援協議会を開催し、医療的ケア児等の支援ニーズの把握を図りつつ、区における医療的ケア児等への支援の状況について、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と課題の共有を行い、支援策について検討を行います。
- 医療的ケア児等地域コーディネーターや医療的ケア児等家庭家事サポート事業、留守番看護師派遣事業など、必要な方が必要な時に支援を受けられるよう、医療的ケア児等の支援に係る事業の情報発信を行い、医療的ケア児やその家族の方が地域において安心して生活を営める体制を構築していきます。
- 医療的ケア児を含め、特別な支援を必要とする子どもの保育園や学校等での受入れニーズが高まっていくことが想定されるため、高まるニーズに対し、柔軟に対応できるよう、各保育園や学校等とより一層の協力関係を構築するとともに、受入れ体制の整備を支援していきます。
- 医療的ケアや重症心身障がい児等について、リフト付きタクシーの費用助成の拡大など外出支援に向けた環境整備を行います。【新規】

【コーディネーターのパンフレット】



第7節【基本方針5】障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

◆ 施策5－(1) 生活介護・自立訓練・生活訓練等

(1) 主な現行事業

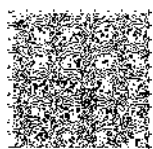
事業名	内容
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業(生活介護)	常に介護を必要とする方に対し、日中の時間帯に、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動等を行っています。
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業(自立訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行っています。
障害福祉サービス等相談支援事業費(自立生活援助)	自宅で生活をする方に訪問や相談対応を行い、自立した日常生活を送るために必要な援助を行っています。
荒川生活実習所運営事業、尾久生活実習所運営事業	主に知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行う2施設を指定管理施設として運営し、生活の充実及び社会的な自立を支援しています。
障がい者グループホーム等施設整備事業【再掲】	重度障がい者のグループホームや生活介護施設の新設及び改修に係る区独自の補助金を創設し、重度障がい者の居住の場の確保を図ります。

(2) 現状と課題

- 特別支援学校の卒業生の進路先の一つとして、荒川生活実習所や尾久生活実習所の生活介護施設が選ばれておりますが、区内の生活介護施設の定員数について、今後の特別支援学校の卒業生の見込み等を考慮した上で、不足しないよう定員数を確保していくことが必要になります。
- 令和5年度に、民有地での建設や既存施設の改修などを対象に含んだ、生活介護施設への施設整備費補助事業を新たに開始し、障がい者の日中活動の場の確保に取り組んでいます。

(3) 今後の方向性

- 障がい者グループホーム等施設整備事業の制度周知等を行い、区内の生活介護施設の誘致を図り、重度障がい者の日中活動の場の確保を進めていきます。また、特別支援学校の卒業生の動向等を見ながら、指定管理の生活介護施設の定員の拡大を検討していきます。
- 生活介護施設における医療的ケアを必要とする方の受け入れについては、医療的ケアの方でも、自立に必要な指導・訓練等を安心して受けられるよう、指定管理施設の受け入れ体制の強化に努めていきます。



◆ 施策5－(2) 機能訓練

(1) 主な現行事業

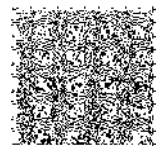
事業名	内容
機能訓練(荒川たんぽぽセンター)	18歳以上の主に身体障がい者を対象に、機能回復訓練、生活訓練、創作的活動など、利用者の日々の生活の充実と社会生活力の向上を図るための機能訓練を実施しています。
高次脳機能障がい者支援促進事業(荒川たんぽぽセンター)	高次脳機能障がい者、その家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、就労支援センター等の関係機関との連携を図り、適切に支援しています。

(2) 現状と課題

- 荒川たんぽぽセンターでは、18歳以上の主に身体障がい者を対象として、機能訓練を実施しています。
- また、荒川たんぽぽセンターにおいて、高次脳機能障がい者へ外出訓練や調理訓練などの生活訓練の支援を実施していますが、高次脳機能障がい者の支援は、確立された支援プログラムがないこと、また、個別性が高いことで専門性が高くなるなど、障がい特性に応じた丁寧な支援が必要となります。
- 高次脳機能障がいは、外見では障がいということがわかりにくく、周囲の理解が得られにくいという現状があるため、高次脳機能障がいの周知や理解促進を図る必要があります。

(3) 今後の方向性

- 高次脳機能障がいの方への支援については、障がいの特性により、支援内容が多様であることから、理学療法士や作業療法士などの様々な職種によるチームでの支援を行っていきます。また、支援には専門性が求められるため、様々な研修を通じ、支援に関わる職員のさらなるスキルアップを図ります。
- 高次脳機能障がいの理解促進を図るため、講演会の開催等を行っていきます。



◆ 施策5－(3) 施設入所支援・障害児入所支援

(1) 主な現行事業

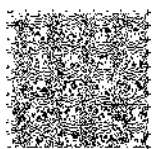
事業名	内容
障がい者施設介護・訓練等 給付費支給事業(施設入所 支援)	在宅では十分に介護を受けることができない場合、自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設等への入所支援を行っています。
障害児入所支援	障害児入所支援施設において、保護、日常生活の指導及び自立に必要な知識技能の訓練を受けるための支援を行っています。

(2) 現状と課題

- 施設に入所する障がい者に対して、主に夜間、入浴、排せつ及び食事等の介助や生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行っています。なお、施設入所における地域移行の取組が進み、施設入所者数は減少傾向にあります。障がい者への支援の状況や家族の意向など、適切にニーズを把握し、施設入所の支給決定を行う必要があります。
- 児童相談所の設置に伴い、これまで東京都が行っていた障害児入所給付費の支給決定や障害児入所施設の指定業務について、令和2年7月から区に業務が移管されました。
- 子ども家庭総合センターでは、障害児入所給付費の支給申請を受け付けるとともに、児童・保護者の意見・状況を調査して入所先を探す支援、すぐに入所できない場合の在宅サービス等の提供先の紹介等、様々なニーズに対応する機関として障がい児支援を行っています。

(3) 今後の方向性

- 地域移行の促進を図りつつ、施設入所することが必要な障がい者については、障がい者やその家族の意向を適切に把握し、適切な支援が行えるよう、関係機関と連携を図っていきます。
- 障害児入所支援については、児童福祉法の改正の趣旨を踏まえつつ、引き続き、施設、福祉事務所、市町村、特別支援学校その他関係機関と連携して、子どもの発達状況や家庭の事情に応じた、適切かつ必要な支援を提供します。



◆ 施策5－(4) 就労支援の強化【重点施策⑧】

(1) 主な現行事業

事業名	内容
障害者就労支援センター運営事業(じょぶ・あらかわ)	就労を希望する人に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供し、一般就労を支援します。また、就労中の者に対しては、職場定着の支援をしています。
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業(就労移行支援)	一般企業等への就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識の習得や能力向上を図るための訓練を行っています。
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業(就労定着支援)	一般就労に移行した人の移行後について、就労の継続を図るため、日常生活や社会生活に関して相談や助言の支援をしています。
障がい者雇用支援事業	一般企業等への就労を希望する人を対象に、就労するための能力を身に付けるための訓練を行っています。
特例子会社との連携	特例子会社を設立しようとしている企業に対し、障がい者雇用に係る支援を行っています。

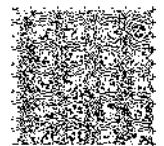
(2) 現状と課題

- 区では、障害者就労支援センター(以下「じょぶあらかわ」という。)を荒川区社会福祉協議会に委託し、就労・生活支援コーディネーターなど専任の職員が、本人や家族、企業からの相談を受け、就労機会の拡大や安心した就労を図るための支援をしています。また、じょぶあらかわでは、障がい者の自宅や勤務先を定期的に訪問し、必要な指導・支援を行う「就労定着支援」を実施する事業所と連携しながら、障がい者の就労の定着に向けた支援も行っています。
- 就労の機会の拡大などにより、じょぶあらかわの登録者数については、年々増加傾向にあります。令和5年度には、じょぶあらかわの人員を増やすなど、支援体制の強化に努めてきておりますが、国の動向などを考慮すると、今後も一般就労をする方は増加すると想定され、さらなる就労支援体制の強化が求められます。また、働きづらさなどを感じている方に対する相談先などの周知も必要になります。

【じょぶあらかわの利用者数の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	518人	570人	623人	681人	720人

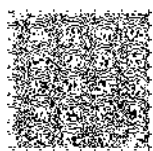
- 就労支援について、区では、庁内における清掃及び施設受付の実習による就労訓練や接客・配膳作業等の実習を行う喫茶補助訓練を実施しています。さらに、障がい者の一般就労のためのスキルアップを図り、自立と社会参加を促進するため、スタート町屋でパソコン講習やビジネスマナー講習を実施しています。



- 企業に障がい者雇用の理解の促進を図り、積極的な雇用につなげるため、「企業向け障がい者雇用促進セミナー」を実施しています。
- また、国の事業のうち、自営等や企業で働く重度障がい者等に対して、重度訪問介護等事業者を通じ、通勤や職場等における支援を行う「重度障害者等就労支援特別支援事業」について、重度障がい者等の就労やその移動を支援するため、事業の活用を検討していく必要があります。

(3) 今後の方向性

- 令和8年度までに、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げとなるほか、障がい者の雇用が求められる企業の範囲が拡大されます。さらに、障がい特性で長時間の勤務ができない障がい者の方に対し、雇用の機会を拡大するため、令和6年度以降、精神障がい者や重度の身体障がい者・知的障がい者について、週所定労働時間が10時間以上20時間未満でも雇用率上、算定ができるようになります。このような状況を踏まえ、区においても、じょぶあらかわによる就労及び生活面での支援を行うとともに、就労移行支援や就労定着支援事業所などの関係機関との連携を強化し、障がい者の就労への支援体制の強化を図っていきます。
- 働きづらさを感じている方に対し、働きづらさ等の要因となっている病状や発達特性などの相談については保健所の保健師が支援しており、障害者手帳がない方については、就労支援課のわかもの就労サポートデスク、障害者手帳取得者については、じょぶあらかわが相談窓口となり、各々関係機関と連携を図りながら、支援に取り組んでいきます。
- また、就労を希望する障がい者のニーズや社会状況に対応し、本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供するため、新たな障害福祉サービスとして、「就労選択支援」が新設されます。当サービスを積極的に周知するとともに、就労選択支援のサービスを実施する事業所と関係機関との連携体制を構築し、さらなる就労支援の強化を図ります。
- 清掃及び施設受付の実習による就労訓練や接客・配膳作業等の実習を行う喫茶補助訓練、パソコン講習、ビジネスマナー講習などの訓練を実施し、障がい者の就労に向けた取組を行っていきます。
- 障がい者の雇用にあたっては、雇用を行う企業側の障がい者に対する理解や配慮が必要になります。そのため、引き続き、企業向け障がい者雇用促進セミナーを開催し、企業における障がい者理解の促進を図り、より一層雇用機会の拡大を図っていきます。
- 重度障害者等就労支援特別支援事業について、重度障がい者等の就労やその移動におけるニーズを把握し、事業の活用を行っていきます。【新規】



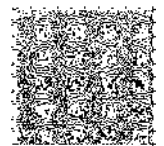
◆ 施策5－(5) 福祉的就労の支援

(1) 主な現行事業

事業名	内容
障がい者施設介護・訓練等 給付費支給事業 (就労継続支援)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っています。A型は雇用型で、利用者には賃金が支払われます。B型は非雇用型で、利用者には工賃が支払われます。
荒川福祉作業所運営事業	一般就労が困難な心身障がい者に対して、継続的な作業活動及び生活能力向上等を支援する施設を運営することで、地域で自立した生活を送れるようにしています。
作業所等経営ネットワーク 支援事業	障がい者就労関係施設等の会議を開催し、施設間の情報交換を行う等して連携の強化を図ります。福祉作業所の受注活動を支援し、企業等からの作業受注の際にコーディネートを行っています。
日中活動サービス事業等補助事業	一般就労の困難な人に福祉的就労の場を提供する福祉作業所の運営を支援しています。

(2) 現状と課題

- 区では、一般就労が難しい方に対し、区立の荒川福祉作業所や民間の就労継続支援事業所において、福祉的就労として、生産活動にかかる知識や能力の向上・維持を図るため、支援をしています。また、就労継続支援事業所を対象に、経営改善及び工賃向上を目指した研修を実施し、地域の福祉的就労の支援体制の強化に取り組んでいます。
- 就労継続支援事業所では、事業所ごとにおける作業の発注状況に応じ、利用者へ工賃が支払われることとなりますが、現在の区の平均工賃は、国や東京都の平均賃金を下回っており、平均賃金の上昇のためには、より高い工賃の作業への移行や付加価値の高い自主製品の開発が必要となります。
- 就労継続支援B型の事業所の工賃の上昇を図るため、単独作業所では対応できない大規模請負案件の共同対応が可能となる共同受注の拠点を設置し、作業の受注幅の拡大を図っています。

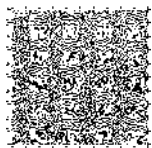


- 就労継続支援事業所において、利用者が作成する自主製品の販売を行う「ふれ愛マーケット」を開催し、障がい者の社会参加や勤労意欲の向上を図るとともに、平均賃金向上のための自主製作品の販路拡大を行っています。また、令和4年度には、リニューアルした荒川遊園において、事業所の自主製品の販売を行っています。

(3) 今後の方向性

- 就労継続支援事業所における平均賃金の向上のため、各事業所で作成する自主製作品の新たな販路の拡大や付加価値の高い製品の販売など、各事業所へのより一層の支援を行っていきます。
- 大規模請負案件への対応や受注幅の拡大、近隣区とのネットワークの強化など、共同受注の拠点を中心とし、さらなる工賃の向上を図っていきます。

【ふれ愛マーケットの様子】



◆ 施策5－(6) 同行援護・行動援護・移動支援

(1) 主な現行事業

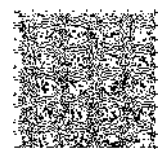
事業名	内容
ホームヘルプサービス費支給事業(同行援護)	視覚障がい者に対し、行動するときに必要な介助や外出時の移動を支援しています。
行動援護	知的障がい者や精神障がい者により、行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な方に対し、行動時の介助や支援をするサービスです。
移動支援	全身性障がい者、視覚障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際にガイドヘルパーを派遣し、障がい者の自立と社会参加を促進します。

(2) 現状と課題

- 障がい者の日常生活や社会生活の支援に向け、行動や移動について、同行援護や行動援護、移動支援を実施しています。
- 移動支援については、利用者数の増加に伴い、希望する時間帯での利用が困難になるなど、移動支援事業所数や人員の不足等が課題となっています。また、同行援護においても、ヘルパーの高齢化等の状況が見られ、人員の確保や人材の育成の必要があります。
- また、国の事業のうち、自営等や企業で働く重度障がい者等に対して、重度訪問介護等事業者を通じ、通勤や職場等における支援を行う「重度障害者等就労支援特別支援事業」について、重度障がい者等の就労やその移動を支援するため、活用を検討していく必要があります。【再掲】

(3) 今後の方向性

- 移動支援について、利用者のニーズを把握するとともに、移動支援を実施する事業とのマッチングを支援する等、事業を充実していきます。また、同行援護についても、ヘルパーの確保・質の向上を図るため、資格取得費用の助成や同行援護従業者養成研修の周知を図るなど、人材の確保・育成に努めていきます。【充実】
- 重度障害者等就労支援特別支援事業について、重度障がい者等の就労やその移動におけるニーズを把握し、事業の活用を行っていきます。【新規】【再掲】



◆ 施策5－(7) 交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援

(1) 主な現行事業

事業名	内容
福祉タクシー事業 (福祉タクシー券)	外出に支障のある人に対し、通院や日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を交付しています。
福祉タクシー事業 (リフト付タクシー)	通常のタクシー利用が困難な人に対し、リフト付タクシーを利用した場合に、利用料金の一部を助成しています。
自動車燃料費助成事業	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成しています。
コミュニティバス障がい者 利用負担助成	区内を運行するコミュニティバスの運賃を、身体障害者手帳、愛の手帳及び精神保健福祉手帳の所持者については無料としています。

(2) 現状と課題

- 区では、通院等による健康の維持や社会参加による生活圏の拡大等のため、福祉タクシー券の交付やリフト付タクシーの利用助成、自動車燃料費の助成などを実施しています。
- 区で実施している交通機関等や車の運転に係る支援については、障害者手帳を取得している方への支援となっており、難病患者など、手帳不所持の方への支援策の検討が必要になります。また、障がい者実態調査では難病患者に関し、「医療費の負担が大きい」や「医療機関が近くにない」といった回答の割合が高くなっています。

【令和4年度障がい者実態調査：難病患者の抜粋】

Q:医療や健康管理について困っていることは。

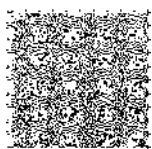
A:医療費の負担が大きい(26.7%)

専門的な治療を行ってくれる医療機関が近くにない(21.2%)

(3) 今後の方向性

- 交通機関や車両における移動等に係る支援を行い、通院その他の外出による健康の維持、社会参加等の促進を図ります。
- 難病患者への支援の充実に向け、難病患者を対象とした通院支援を行います。

【新規】



◆ 施策5－(8) パラスポーツの推進

(1) 主な現行事業

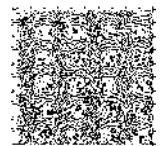
事業名	内容
障がい者運動会	障がい者団体の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」を支援しています。
パラスポーツ事業	パラスポーツ教室の開催やパラスポーツサポーター養成講習会や初級パラスポーツ指導員養成講習会の実施など、スポーツを通じた障がい者の社会参加の促進などに取り組んでいます。

(2) 現状と課題

- 荒川区心身障害児者福祉連合会が主催する「荒川区障害者大運動会」が毎年秋に開催されておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和2年度と令和3年度は開催ができておりませんでした。令和4年度には、区内の民間作業所や荒川区社会福祉協議会が主催していた「ハートの運動会」と統合し、新たな運動会として「ハートフル運動会」を荒川総合スポーツセンターにて開催しました。
- 東京2020パラリンピック競技大会におけるパラアスリートたちの活躍以降、パラスポーツへの関心は高まっており、区民へのパラスポーツ推進の好機となっています。区では、令和元年度に実施した荒川総合スポーツセンターのリニューアル工事においてバリアフリー化を推進し、障がい者の方が身近にスポーツに取り組むことができる施設を整備するとともに、パラスポーツの体験・紹介等を行うパラスポーツフェスティバルやパラスポーツ教室を積極的に開催するなど、パラスポーツの推進に取り組んでいます。また、パラスポーツサポーター養成講習会や初級パラスポーツ指導員養成講習会の実施など、パラスポーツに関する基礎知識を持つ人材の育成にも取り組んでいます。

(3) 今後の方向性

- 障がい者及び家族の親睦・交流の場となっているハートフル運動会の開催を支援し、障がい者のレクリエーションの充実と一層の社会参加の促進を行います。
- 障がいの有無に関わらず誰でも気軽に取り組めるパラスポーツを通じて、障がい者の社会参加を促進するとともに、障がい者に対する理解が深められるよう、引き続き、各種のパラスポーツ体験会や教室の実施、パラスポーツサポーター等の養成を推進することに加えて、今後、大規模改修工事を実施するあらかわ遊園スポーツハウスや、三河島駅前北地区の再開発事業で建設する多目的アリーナにおいても、誰もがスポーツに親しめる環境を整備するなど、ソフトとハードの両面からパラスポーツを支える仕組みづくりを進めていきます。



◆ 施策5－(9) 文化芸術活動の促進【重点施策⑨】

(1) 主な現行事業

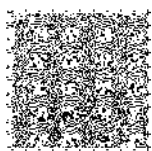
事業名	内容
文化芸術活動の促進	生活実習所や福祉作業所等において、障がい者が文化芸術に触れる機会の充実に努めるとともに、社会参加・交流を促進しています。
心身障がい者青年教室「さくら教室」	区立中学校特別支援学級卒業生及び区内の知的障がい者を対象に、知識や技能の習得や余暇活動の充実、個性や特性を発揮する場の創設を目的として教室を開催しています。

(2) 現状と課題

- 荒川生活実習所や尾久生活実習所などの指定管理施設では、施設の利用者が作成した絵画やステンドグラス等の創作作品を施設公開時などに展示し、ゆいの森あらかわにおいても展示しています。また、支援センターアゼリアでは、様々なプログラムを行い、中にはレザークラフトのプログラムなどの講師を招いて、利用者の作成の支援を行っています。
- 12月上旬の障がい者週間では、区役所1階の総合相談窓口前にて、来庁者向けに、指定管理施設での取組の周知や利用者の作品の展示などを行っています。
- 心身障がい者青年教室「さくら教室」では、音楽・美術などを行うクラブ教室や城北ブロック4区合同レクリエーション大会などを行っています。また、文化交流推進課や荒川たんぽぽセンター、東京藝術大学卒業生グループとの連携により、知的障がい・発達障がいのある子どもとその保護者を対象としたアートワークショップ(アートセラピー)を実施しています。
- 障がい者実態調査では、文化芸術などの活動を実施していないと回答した割合が約50%を超える障がい種別もあり、全体的に見ても活動をしていない方が高い傾向にあり、文化芸術活動に触れる機会の創出やイベントの周知等が必要となります。また、調査の結果、特に医療的ケア児等の割合が高く、文化芸術活動を行う上での困りごとなどについての調査では、「電車やバスなどの利用が不便」と回答した割合が最も高くなっています。医療的ケア児等の方は、車いすやストレッチャーなど移動が難しい方もいるため、文化芸術や余暇活動を行う上での支援が必要となります。

【障がい者実態調査から見る1年間の文化芸術活動の実施について】

	身体	知的	精神	難病	障がい児	医療的 ケア児等
特になし	41.8%	26.5%	29.8%	35.4%	15.0%	50.6%



【令和4年度障がい者実態調査:医療的ケア児等の抜粋】

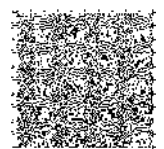
Q:文化・芸術・余暇活動等の活動をする際に、困ることや活動しにくいことは。

A:電車やバスなどの利用が不便(21.1%)

(3) 今後の方向性

- 障がい者の文化芸術活動を促進するため、イベントなどについて、より効果的な周知方法を検討していきます。
- 今後も、荒川たんぽぽセンターをはじめとする、障がい者関連施設等と連携し、ワークショップ等を通じて、創作等の文化芸術活動をさらに促進していきます。また、区内施設の利用者が作成した作品について、引き続き、区役所やゆいの森あらかわ等で展示を継続するとともに、東京都立大学荒川キャンパスなどの成果の発表の場の拡大に努め、作品を通じた交流・理解促進や障がい者が地域で自分らしく輝くための環境づくりに取り組んでいきます。
- 医療的ケアや重症心身障がい児等について、リフト付きタクシーの費用助成の拡大など外出支援に向けた環境整備を行います。【新規】【再掲】

【区役所での展示】



◆ 施策5－(10) 地域活動支援センターの運営

(1) 主な現行事業

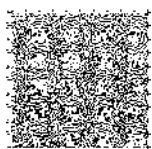
事業名	内容
たんぽぽセンターにおける障がい者地域自立生活支援センター事業(講座等)	在宅の障がい者に対し、福祉サービスや社会資源の利用援助及び情報の提供を行うことにより、地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図っています。
精神障害者地域生活支援センター運営事業(地域活動支援センター事業)	精神障がい者の特性等に合わせた多様なプログラムと個別及びグループ相談を行い、復帰と自立、社会参加の促進を図っています。
スクラムあらかわ運営事業(地域活動支援センター事業)	生活訓練、創作的活動等により、利用者の日々の生活の充実と社会生活力の向上を図っています。

(2) 現状と課題

- 地域活動支援センターは、障がい者等が通所する施設において、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法に基づく施設です。
- 現在、区内には、荒川たんぽぽセンター(身体障がい者・高次脳機能障がい者対象)、支援センターアゼリア(精神障がい者対象)、スクラムあらかわ(知的障がい者対象)の3か所で地域活動支援センターとして運営をしています。荒川たんぽぽセンターでは機能訓練・生活訓練及び自立生活支援セミナー・高次脳機能障がい講演会の開催、支援センターアゼリアでは書道墨絵や写真同好会など多種多様なプログラムの実施、スクラムあらかわでは、各種プログラムによる創作活動や生産活動などを実施しています。

(3) 今後の方向性

- 地域活動支援センターでは様々なプログラムの提供を行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図っていきます。さらに、プログラムの提供については、利用者のニーズの把握を行い、利用者の特性に沿った支援が行えるように、地域活動支援センターと連携を図りながら取り組んでいきます。



◆ 施策5－(11) 障害者福社会館の運営

(1) 主な現行事業

事業名	内容
障害者福社会館運営事業	障害者福社会館「アクロスあらかわ」を運営し、区民への啓発・交流の場、自主的な活動の場を提供することで、障がい者自身の地域参加及び自立を図っています。

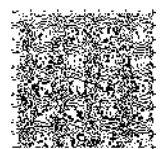
(2) 現状と課題

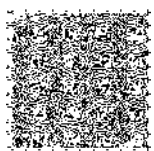
- アクロスあらかわは、障がい者の自主的活動の場の提供や福祉サービスの利用支援、社会参加の促進を目的として、運営をしています。
- 障がいのある方の自主的な活動の場や交流の場として、ホールや会議室などを貸し出すとともに、料理教室やパソコン講座といった文化・教養講座を開催し、障がい者の社会参加を促進しています。
- また、施設でのバリアフリーへの対応として、車椅子の方がエレベーターの操作ができるように足元にもボタンを設置したり、聴覚障がい者向けに緊急時の警報を目で見て分かるように伝えるフラッシュライトを設置したりしています。心のバリアフリーとしても、障がいのある人を講師とした障がい者理解や福祉教育を実施し、障がい理解へ向けた情報発信にも取り組んでいます。

(3) 今後の方向性

- 障がい者の自主的活動の場の提供や福祉サービスの利用支援を行うとともに、障がいの有無に関わらず、様々な方との交流の場となるよう施設の運営を行っていきます。

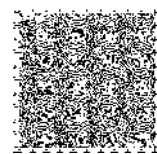
【アクロスあらかわの外観】

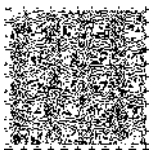




第 5 章

荒川区障がい福祉計画及び
荒川区障がい児福祉計画における
成果目標・活動指標



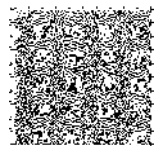


第 5 章 成果目標・活動指標

第1節 成果目標

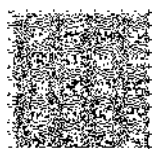
- 第3章の第3節「国の示す基本指針」で記載しましたが、国は、都道府県及び市町村が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たっての基本指針を定めています。
- この国が定めた基本指針に基づき、第6期荒川区障がい福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)において、以下の7つの成果目標を定めました。
- 第7期荒川区障がい福祉計画及び第3期荒川区障がい児福祉計画(令和6年度～令和8年度)では、改正後の国の基本指針に基づき、引き続き、以下の7つについて新たな成果目標を定め、その目標の達成に向け、取り組んでいきます。

成果目標	内容
成果目標1	施設入所者の地域生活への移行
成果目標2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
成果目標3	地域生活支援の充実
成果目標4	福祉施設から一般就労への移行等
成果目標5	障がい児支援の提供体制の整備等
成果目標6	相談支援体制の充実・強化等
成果目標7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

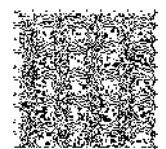


(1) 施設入所者の地域生活への移行

第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)						
成果目標	国	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上減少させることが基本とされています。				
	区	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数123人のうち8人(6.5%)を地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から4人(3.3%)減少させることを目標とします。				
実施状況 [各年度末時点]		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)
地域生活移行者数		0人	1人	1人	2人	3人
		目標値:計8人→実績値:計7人				
施設入所者数		123人	123人	115人	116人	116人
		目標値:計4人減→実績値:計7人減				
令和3年度～令和5年度の取組状況		○ 障がい者の自己決定を尊重し、自立と社会参加が図れるよう、入所先や入院先への訪問時に、本人の希望やご家族の意向を適切に把握し、またその意思決定の支援に配慮するとともに、グループホームや自宅等にて地域生活が可能かどうか検討を進め、地域移行を行っているところです。 ○ 自立支援協議会の地域移行部会にて、東京都島しょ部のグループホームで生活している利用者について、都内市部のグループホームへの移行支援の調整を行いました。 ○ 施設入所者の地域移行を含む障がい者の重度化等に対応した体制整備のため、施設整備費補助等の支援策について検討を行い、令和5年度には重度障がい者グループホームや生活介護施設に対する施設整備費補助事業を開始いたしました。				
令和3年度～令和5年度の評価・今後の方向性		○ 地域移行について、本人や家族のニーズを適切に把握し、本人の意向に沿った支援を行っていく必要があります。 ○ 地域移行の促進のため、その受け皿となる重度化や高齢化に対応したグループホームや日中に活動する場の確保が必要となります。				

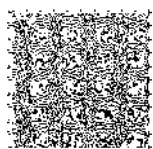


第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画(令和6年度～令和8年度)						
成果目標	国	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上減少させることが基本とされています。				
	区	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数116人のうち7人(6.0%)を地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から6人(5.2%)減少させることを目標とします。				
目標値 [各年度末時点]		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
地域生活移行者数		2人	3人	1人	1人	2人
		目標値:計7人				
施設入所者数		116人	116人	114人	112人	110人
		目標値:計6人減				
今後の取組及び方策		○ 障害区分認定調査時に訪問する施設入所者に対し、地域で暮らしていきたいかどうかの意向確認を行うとともに、施設から入所者に対する聴き取りを行い、地域移行の可能性を模索していきます。 ○ 東京都から地域移行体験室の受託を受け、荒川区内でスクラムあらかわを運営している社会福祉法人すかいと連携し、皇海荘に入所している荒川区民の方の地域移行が促進されるように協力していきます。				

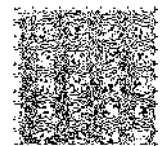


(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)		
成果目標	国	精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する観点から、協議の場の活性化に向けた取組を行っていくことが基本とされています。
	区	保健・医療・福祉関係者による協議の場において、地域課題を共有し、適切な連携・協議を図り、一人一人の思いが地域でかなえられる支援体制の構築を目指します。あわせて、地域のニーズ・課題に答えられているか等を検証・検討し、目標設定及び評価を行っていきます。
令和3年度～令和5年度の取組状況		○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するための協議の場としての以下3会議を実施しました。また、協議の場において、目標の設定や活動実績に対する意見などをいただき、評価を行っています。 ① 精神保健福祉連絡協議会(年1回:書面開催を含む) ② 精神保健福祉ネットワーク会議 ③ 自立支援協議会地域移行部会の精神ワーキンググループ ※②は精神保健福祉連絡協議会の部会としても位置づけています。
令和3年度～令和5年度の評価・今後の方向性		○ 長期入院患者を含め、入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、次のことを踏まえ、病院や事業者と地域精神保健、医療、福祉の一体的な連携が必要です。 ① 精神保健福祉ネットワーク会議等の開催による情報や地域課題等の共有化及び連携強化 ② 入院後のアウトリーチ等、法改正を踏まえた取組の推進 ○ 区内には、精神障がい者を対象とする短期入所施設や地域移行を視野に入れた入所施設が少ないため、引き続き、施設の誘致や既存の入所施設の利用等体制づくりが必要です。 ○ 福祉サービスの充実や使用者の増加とともに、当事者に伴走し適切なサービスの提供するための特定相談支援事業所の確保や人材育成が必要になっています。

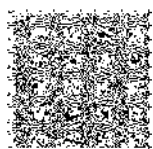


第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画(令和6年度～令和8年度)		
成果目標	国	精神障がいにも対応した包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、体制の基盤整備等を推進する必要がある、そのためには、医療及び福祉関係者による協議の場の設置や協議の場における目標設置及び評価を行っていくことが基本とされています。
	区	精神障がいにも対応した包括ケアシステムの理念のもと、保健・医療・福祉関係者による地域課題の共有やその解決に向けた協議を行うとともに、協議の場における目標設定及び評価を行い、地域のニーズに対応した支援体制の構築を目指します。
今後の取組及び方策		○「精神障がいにも対応した包括ケアシステム」の構築をより具体的にするために、引き続き、協議の場を通じて、地域のニーズを把握するとともに、地域課題の共有や解決に向けた検討を行い、精神障がいの方が安心して暮らせる地域となるよう、支援体制づくりを行っていきます。 ○ また、協議の場において、精神障がいにも対応した包括ケアシステムの構築に向けた目標設定や評価を行っていきます。 ○ 精神障がい者の障害福祉サービスの利用を支援していくため、基幹相談支援センターと連携を図り、特定相談支援事業所の人材育成に取り組んでいきます。

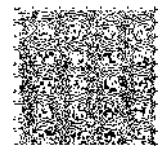


(3) 地域生活支援の充実

第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)		
成果目標	国	令和5年度末までの間、各市町村に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することが基本とされています。
	区	すでに面的整備をしています。基幹相談支援センターを中核として、各施設間の連携を強化するとともに、自立支援協議会の部会やワーキンググループ等を活用して、運用状況の検証、検討を行っていきます。
令和3年度～令和5年度の取組状況		○ 区では、地域生活支援拠点等を、複数の機関がそれぞれ必要な機能を分担して連携する「面的整備」により、個々の機能及び各機能間の連携の強化を進めています。 ○ 区内事業所や関係機関と連携を図り、基幹相談支援センターを中心に総合的及び専門的な相談支援を実施することで、地域における相談支援のネットワークづくりに取り組んでいます。区内の関係する事業所や機関等が、サービスの種類や立場を越えた連携が円滑となるよう「地域生活支援拠点等運営マニュアル」を整備しました。 ○ 緊急時の受入れは、スクラムあらかわとグループホームひぐらしで行っています。緊急時の対応を円滑に行うための手引を作成し、いかなる時も障がい者の居場所を提供できる体制構築に努めました。 ○ 自立支援協議会の相談支援部会に、地域生活支援拠点ワーキンググループを設置して活動しており、地域生活支援拠点等の面的整備として、「点から面へ」各機関の連携を深めることを目的とし、拠点機能強化を図っています。
令和3年度～令和5年度の評価・今後の方向性		○ 障がい者の生活を支える施設やサービス等の様々な資源が区内にある中で、それらの有機的な結びつきが十分ではないことから、複雑・多様化するニーズを受け入れられる体制や、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図れる体制の構築が必要です。 ○ さらに、地域のニーズを踏まえ、地域生活支援拠点等において必要な機能が備わっているか、PDCA サイクルを通じて、機能の充実を図る必要があります。 ○ 相談機能を担う施設における相談実績は増加傾向にありますが、その一方で受け皿不足が課題となっています。専門的人材の養成と確保に努め、相談機能の充実が求められています。 ○ 自立支援協議会における地域生活支援拠点ワーキンググループ等を活用し、活動を通じて拠点間の連携を深め、障がい者が地域で安心して暮らせる体制づくりを行うことが求められています。 ○ 強度行動障がいの方について、支援ニーズの把握を行い、そのニーズに応じた支援体制の検討を行っていく必要があります。



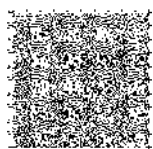
第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画(令和6年度～令和8年度)		
成果目標	①	地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実
	国	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討することが基本とされています。
	区	引き続き、地域生活支援拠点の施設間及び職員間の連携を強化し、相談や緊急時の対応機能の充実及び地域一体となった支援体制を構築していきます。
	②	強度行動障がい有者への支援体制の充実【新規】
	国	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい有者に関する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることが基本とされています。
	区	強度行動障がい有者障がい者が、地域で生活していけるように支援ニーズの把握を図るとともに、関係機関との連携など、支援体制の構築をしていきます。
今後の取組及び方策	○ 地域生活支援拠点等の連携を深めるため、自立支援協議会の相談支援部会のワーキンググループ等を通じて、課題共有等を行い、連携強化を図ります。 ○ また、自立支援協議会の相談支援部会のワーキンググループ等を活用し、支援の実績等を踏まえ、PDCA サイクルに基づいた運用状況の検証、検討を行っていきます。 ○ 地域生活支援拠点等の連携強化等を図るため、その中心的な役割を担う「地域生活支援拠点等コーディネーター」の配置を行います。 ○ すべての障がい者が必要な時に適切な支援を確実に受けられるよう、各事業所や関係機関の協力の下、専門的人材の養成と確保や、障がいの重度化に対応したグループホームや短期入所施設等の整備に努めます。 ○ 強度行動障がい有者障がい者について、支援ニーズの把握を行い、そのニーズに基づいた支援体制の構築を検討していきます。	



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)			
成果目標	国	◆令和5年度中に就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることが基本とされています。 ◆就労移行支援については、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することが基本とされています。 ◆就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上とすることが基本とされています。 ◆就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち70%が就労定着支援事業を利用することが基本とされています。 ◆就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の70%以上とすることが基本とされています。	
	区	◆令和5年度中に就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.31倍にすることを目標とします。 ◆就労移行支援については、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.31倍にすることを目標とします。 ◆就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.50倍、1.25倍にすることを目標とします。 ◆就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち70%が就労定着支援事業を利用することを目標とします。 ◆就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の75%とすることを目標とします。	
実施状況 [各年度末時点]		令和元年度 (実績)	令和5年度 (見込)
就労移行支援事業等※による一般就労移行者数(Ⅰ)		41人	目標値:1.31倍→実績値:1.31倍 54人
上記Ⅰのうち、就労移行支援事業による一般就労移行者数(Ⅱ)		35人	目標値:1.31倍→実績値:1.31倍 46人
上記Ⅰのうち、就労継続支援A型による一般就労移行者数(Ⅲ)		2人	目標値:1.50倍→実績値:1.50倍 3人
上記Ⅰのうち、就労継続支援B型による一般就労移行者数(Ⅳ)		4人	目標値:1.25倍→実績値:1.25倍 5人
上記Ⅱ～Ⅳの就労定着支援事業利用率		32%	目標値:70%→実績値:30% 30%
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合		75%	目標値:75%→実績値:57% 57%
令和3年度～令和5年度の取組状況		○ 就労移行支援事業等による一般就労移行者数については、令和5年度の目標値(1.31倍)は達成できる見込みです。 ○ 就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者の就労定着支援事業利用率や就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合については、目標値を下回る見込みとなっています。なお、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所については、増加傾向にあるため、引き続き、障がい者の就労定着への支援が必要となります。	
令和3年度～令和5年度の評価・今後の方向性		○ 支援がなくても就労を継続できる方が多かったことや新型コロナウイルス感染症等の要因から、就労定着支援の目標値を下回っていますが、利用者のニーズを把握し、適切に支援をしていく必要があります。 ○ 区、就労移行・定着支援事業所やじょぶあらかわ等の関係機関と連携を深め、本人の意向や特性に応じた支援を行い、一般就労につなげる取組を進めていく必要があります。	

※「就労移行支援事業等」は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型を行う事業(給付対象事業)を指します。じょぶあらかわ(区市町村障害就労支援事業)、障害者支援施設、小規模作業所、法定外は含んでいません。

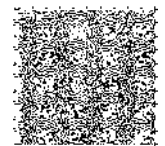


第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画(令和6年度～令和8年度)

成果 目標	国	◆令和8年度中に就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることが基本とされています。 ◆就労移行支援については、令和8年度までに、一般就労への移行実績を令和3年度実績の1.31倍以上の移行実績を達成することが基本とされています。 ◆就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることが基本とされています。 ◆就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和8年度までに、一般就労への移行実績を令和3年度実績の概ね1.29倍以上、1.28倍以上とすることが基本とされています。 ◆就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とすることが基本とされています。 ◆就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることが基本とされています。	
	区	◆令和8年度中に就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.32倍にすることを目標とします。 ◆就労移行支援については、令和8年度までに、一般就労への移行実績を令和3年度実績の1.31倍にすることを目標とします。 ◆就労移行支援事業所の一般就労率については、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の50%以上とすることを目標とします。 ◆就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和8年度までに、一般就労への移行実績を令和3年度実績の2.0倍、1.3倍にすることを目標とします。 ◆就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを目標とします。 ◆就労定着支援事業の就労定着率※ ₁ については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%とすることを目標とします。	
目標値 [各年度末時点]		令和3年度 (実績)	令和8年度 (見込)
就労移行支援事業等※ ₂ による 一般就労移行者数(Ⅰ)		53人	70人
上記Ⅰのうち、就労移行支援事業 による一般就労移行者数(Ⅱ)		42人	55人
上記Ⅰのうち、就労継続支援A型 による一般就労移行者数(Ⅲ)		1人	2人
上記Ⅰのうち、就労継続支援B型 による一般就労移行者数(Ⅳ)		10人	13人
一般就労移行者が5割以上の 就労移行支援事業所の割合		40%	50%
就労定着支援事業の利用者数		34人	49人
就労定着率※ ₁ 7割以上の 就労定着支援事業所の割合		17%	25%
今後の取組及び方策		○ 障がい者の法定雇用率の段階的な引き上げなどにより、雇用の機会が拡大となるため、じよぶあらかわや就労移行支援、就労定着支援事業所などの関係機関との連携を強化し、少しでも一般就労へつながるよう就労支援体制の強化を図っていきます。 ○ 就労定着に向けて、障害福祉サービスの適正な利用を周知するとともに、就労定着支援事業所やじよぶあらかわなどと連携を深め、利用の促進を図ります。	

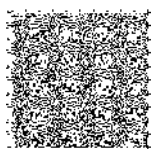
※₁ 就労定着率の定義は、第6期障がい福祉計画とは異なり、「過去6年間の就労定着支援利用終了者のうち、雇用期間が42か月以上78か月未満」となっています。

※₂ 「就労移行支援事業等」は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型を行う事業(給付対象事業)を指します。じよぶあらかわ(区市町村障害就労支援事業)、障害者支援施設、小規模作業所、法定外は含んでいません。

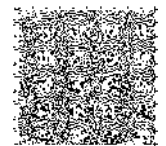


(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)		
成果 目標	①	児童発達支援センターの整備
	国	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することが基本とされています。
	区	荒川たんぼぼセンターにおいて、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における支援拠点の一つとして位置づけ、重層的な支援が行えるように児童発達支援センターへと充実する検討を進めていきます。
	②	保育所等訪問支援の充実
	国	令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされています。
	区	荒川たんぼぼセンターを児童発達支援センター化することにより通所支援利用者を対象とした保育園等への訪問を本格実施する検討を進めていきます。あわせて、民間事業所による支援の開始についても働きかけを行っていきます。
	③	主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保
	国	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することが基本とされています。
	区	定員を充足するため、引き続き、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保に取り組むとともに、居宅訪問型児童発達支援事業所との連携や、障害児通所支援事業所連絡会等での情報交換により、サービスの質の向上を目指します。
	④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置
令和3年度 ～令和5年度 の取組状況	国	令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが基本とされています。
	区	医療的ケア児等支援協議会で地域課題の検討・共有を行い、関係機関等が連携を深めるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を検討します。
令和3年度 ～令和5年度 の評価・今後の方向性	①令和6年度に荒川たんぼぼセンターを児童発達支援センター化するため、取組を進めています。	
	②荒川たんぼぼセンターの機能の充実・強化や児童発達支援センター化を見据え、令和5年度に保育所等訪問支援、障害児相談支援の指定を新たに受けました。	
	③令和3年度に新たな事業所が開設され、区内で主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援施設・放課後等デイサービスが3事業所になりました。	
	④医療的ケア児等支援協議会は、令和2年度に整備し、コロナ禍により書面開催ではありましたが、令和3年度から協議会の活動を開始しました。また、令和4年度に地域の医療的ケア児等の支援を総合的に調整する役割を担う、医療的ケア児等地域コーディネーターを基幹相談支援センターに配置しました。	
	①療育を必要とする子ども等への支援体制を強化するとともに、質の高い専門的な療育を行う障害児通所支援事業所等の充実を図るため、その役割を担う児童発達支援センターの整備が必要となります。	
令和3年度 ～令和5年度 の評価・今後の方向性	②障がいの有無にかかわらず、地域社会への参加や包容(インクルージョン)の推進を図るため、保育所等訪問支援事業の活用や児童発達支援センターによる専門的支援や助言を行える体制の確保が必要になります。	
	③目標は達成していますが、区内のニーズに応じるため、更なる充足が必要です。居宅訪問型児童発達支援を利用している重症心身障がい児等が個々の状態に応じて通所サービスに移行できる体制の確保が求められています。	
	④医療的ケア児等支援協議会や部会を通じ、地域の課題等の把握を行いつつ、今後の支援体制の検討を行っていく必要があります。また、医療的ケア児等地域コーディネーターにおいては、医療的ケア児等やその家族の相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、相談内容に応じて関係機関等と連携を図る必要があります。	

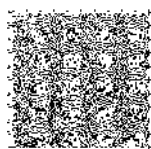


第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画(令和6年度～令和8年度)		
成果 目標	①	児童発達支援センターの整備
	国	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することが基本とされています。
	区	荒川たんぼぼセンターにおいて、専門的機能の強化や療育定員の拡大などの機能強化を行い、児童発達支援センター化を目指します。
	②	障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
	国	令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することが基本とされています。
	区	荒川たんぼぼセンターでの保育所等訪問支援事業に取り組むとともに、児童発達支援センターが中心となり、保育所や障害児通所支援事業所等へ専門的支援や助言を行い、連携体制の構築を目指します。
	③	主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保
	国	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することが基本とされています。
	区	区内利用者のニーズに応えるため、引き続き、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保に取り組みます。併せて、障害児通所支援事業所連絡会において情報共有を積極的に行い、利用者がサービスを利用しやすい環境の確保を目指します。
	④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置
	国	令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが基本とされています。
	区	医療的ケア児等支援協議会の設置や医療的ケア児等地域コーディネーターの配置はすでに実施していますが、引き続き、関係機関との連携を深め、医療的ケア児等への支援を行っていきます。
今後の取組 及び方策	①荒川たんぼぼセンターを児童発達支援センターへと充実を行い、より専門的な支援の実施や障害児通所支援事業所への専門的支援・助言、発達障がいの相談の窓口など、障害児通所支援の拠点となるよう取り組んでいきます。 ②荒川たんぼぼセンターによる保育所等訪問支援等の実施を通じて、保育所等と連携体制の構築を図り、インクルージョンの推進に取り組んでいきます。 ③引き続き、主に重度心身障がい児を支援する通所事業所の確保に取り組みます。また、重症心身障がい児を対象とした居宅訪問型児童発達支援を提供する事業所とも連携し、通所移行希望者の円滑な移行を促していきます。さらに、荒川区障害児通所支援事業所連絡会等での情報提供や集団指導により、サービスの質の向上に向けて引き続き取り組めます。 ④医療的ケア等支援協議会や部会の活動に取り組み、地域資源の開発や支援体制の整備・充実の検討を進めつつ、医療的ケア児等における事業の充実を進めて行きます。医療的ケア児等のライフステージに応じた機関へ繋ぎ、医療的ケア児等やその家族に寄り添った支援を実施していくため、区や医療的ケア児等地域コーディネーターを中心とし、保健、医療、障害福祉、保育、教育等と連携の強化を図り、関係機関における円滑な支援の継続を目指します。	

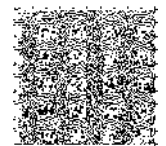


(6) 相談支援体制の充実・強化等

第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)		
成果目標	国	令和5年度末までに、市町村において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することが基本とされています。
	区	基幹相談支援センターを中核として、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを目指します。
令和3年度～令和5年度の取組状況		○ 基幹相談支援センターでは、障がい者やその家族、相談支援事業所及び相談支援専門員等の関係者からの相談に応じ、総合的及び専門的な相談支援の体制を確保しています。 ○ 地域における相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターを中心とし、相談支援事業所におけるモニタリング結果の検証等を行い、地域の相談支援力の向上等を行っています。 ○ 障がい者が安心して地域で生活を継続することのできる社会の実現を図るため、障がい・医療・教育・雇用・事業所等の地域の関係者で構成される自立支援協議会を定期的を開催し、区の事業の進捗状況の確認や地域における課題の共有などを行っています。障がい者等の相談支援の円滑な実施を図るため、自立支援協議会や部会を通じて、地域における関係機関等の連携強化に努めています。
令和3年度～令和5年度の評価・今後の方向性		○ 総合的及び専門的な相談支援体制について、基幹相談支援センターが中心となり、地域の関係機関と連携を深めながら、障がい者やその家族への相談支援を行いつつ、相談支援事業所等からの相談に対しても、専門的な知識を活用し、支援を実施していくことが必要です。 ○ 地域の相談支援体制の強化を図っていくためには、地域の相談支援事業所の質の向上が必要となります。区と基幹相談支援センターが協力しながら、相談支援事業所の質の向上を進めていく必要があります。 ○ 自立支援協議会において、地域の関係機関との連携を強化しつつ、地域の課題の抽出やその解決に向けた検討などを行い、地域全体で課題解決に取り組む体制が必要となります。

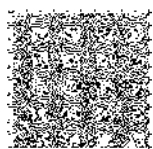


第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画(令和6年度～令和8年度)		
成果目標	①	基幹相談支援センターの設置及び 相談支援体制の充実・強化等に向けた体制の確保
	国	令和8年度末までに、市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組を図る体制を確保することが基本とされています。
	区	基幹相談支援センターを中核として、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保を目指します。
	②	自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域づくり【新規】
	国	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することが基本とされています。
今後の取組及び 方策	区	自立支援協議会や部会において、事例検討等を実施し、地域サービス基盤の開発・改善等を図るため、必要な体制の確保を目指します。
		○ 基幹相談支援センターでは、重層的かつ複層的な課題を抱えた事例に対し、関係機関との連携を図りながら、相談支援を行うとともに、相談支援事業所が抱える困難事例等について、専門的な助言・援助を行い、相談支援事業所を支えながら事例への対応を行っていきます。 ○ 地域の相談支援事業所に対し、モニタリング結果の検証を実施し、相談支援専門員の専門性及び質の向上を図る取組を行っていきます。また、主任相談支援専門員がいる相談支援事業所を増やしていけるよう、既存の事例検討会や研修等の機会を活用し、人材育成にも取り組めます。 ○ 地域サービス基盤の開発・改善等を図るため、自立支援協議会や部会において、必要に応じ事例検討を行い、地域課題の抽出や改善に向けた検討を行っていきます。

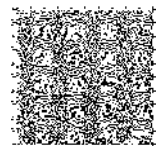


(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)		
成果目標	国	令和5年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することが基本とされています。
	区	障害福祉サービス等に携わる区や事業所等の職員は、障害者総合支援法を念頭に、真に利用者が必要とする障害福祉サービス等の提供と、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組体制の構築を図ります。
令和3年度～令和5年度の取組状況		○ 障害福祉サービス等事業所や関係機関等が地域における課題や資源・情報を共有し、協働が図れる「障害福祉サービス資源・情報共有システム」(以下「障がい福祉倶楽部」という。)を稼働し、支援に関わる関係者が情報を連絡・共有できる環境を構築しました。 ○ 区や事業所等の職員は、障害支援区分認定調査員研修・虐待防止研修など、東京都や区が実施する研修等に参加し、必要な知識の習得を図っています。 ○ 事業者からの障害福祉サービス等の提供における請求に対して、区では、請求審査時のエラー・警告等の点検を行いつつ、必要に応じ、事業所への指導・助言等を行っています。また、事業者連絡会を定期的に開催し、情報の共有等を行い、サービスの質の向上につなげています。
令和3年度～令和5年度の評価・今後の方向性		○ 「障がい福祉倶楽部」の構築を行い、区や事業所、その他関係機関と、障害福祉に関する情報等について、迅速かつ正確に情報を連絡・共有する体制の構築を行いました。また、過去の通知等が「障がい福祉倶楽部」に蓄積されていくため、サイト上にて過去の情報の確認を行うことができます。今後は、「障がい福祉倶楽部」の活用を行い、情報の蓄積を進め、より使いやすいシステムにしていくことが必要です。 ○ 東京都や区が実施する障害福祉サービスに関する研修を受講し、利用者への支援、サービスの支給決定やサービスの提供など、サービスの質の向上につなげる必要があります。 ○ 障害福祉サービス等の給付費の請求審査時において、エラーや警告等を減らし、事業所による障害福祉サービス等の給付費の請求の適正化を図る必要があります。また、定期的に事業者連絡会を開催し、障害福祉に関する情報の提供や給付費の請求業務における課題など、事業者に対し、周知を図る必要があります。



第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画(令和6年度～令和8年度)		
成果目標	国	令和8年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することが基本とされています。
	区	障害福祉サービス等の多様化や多くの事業者が参入している状況の中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が重要となることから、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を図ります。
今後の取組及び方策		○ 「障がい福祉倶楽部」について、障害福祉サービスに関する情報の提供等のみならず、掲示板やアンケート機能を活用し、事業所同士の情報交換の場、事業所の実態把握やその結果の共有など、様々な機能を活用し、事業所におけるサービス提供の質の向上につなげていきます。 ○ 引き続き、区の職員は、東京都が主催する研修やその他の研修を積極的に受講し、専門的知見の修得に努め、利用者への支援やサービスの支給決定等の精度を高め、利用者が必要とする支援を提供できるようにしていきます。 ○ 日々の請求業務の中や事業者連絡会を通じて、運営に関する課題やその解決方法等を事業者と共有し、指導・助言等を行い、業務改善を図るとともに、処遇改善加算の取得に対する指導を行うなど、区全体のサービスの質の向上を目指します。



第2節 活動指標(サービス見込量)

- 区では、国の基本指針に基づき、令和2年3月に策定した第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)において、以下の3区分について、成果目標の達成に向けた指標となる活動指標を定めております。第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定時に定めた活動指標について、次ページ以降に指標の実績及びその実績に対する評価・今後の方向性を示しております。

区分
◆ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス
◆ 児童福祉法に基づく障害児支援
◆ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業・障害者総合支援事業

- 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画(令和6年度～令和8年度)では、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)までの実績を踏まえつつ、引き続き、活動指標を定めるとともに、国の基本指針において、新たに定めるべき活動指標についても指標を定め、あわせて見込量確保のための方策を示します。

◆ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

(1)訪問系

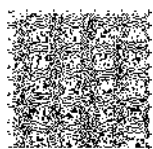
① 令和3年度～令和5年度の実績に対する評価と今後の方向性

- 居宅介護については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、通所施設の利用控えなどにより一時的に利用が伸びましたが、令和4年度以降は微減傾向となっています。また、重度訪問介護については、令和2年度の値と比較すると、サービス量(利用時間)の実績値は見込値より16%少なく、利用者数は25%少なくなっていますが、サービス量及び利用者数は増加傾向にあります。重度障害者等包括支援については、サービスの対象者が限られており、実績及び見込がなく、類似の移動支援や重度訪問介護での支給となっています。訪問系サービスは全体のサービス量や利用者数は増加傾向にあるため、引き続きサービスの量と質の確保が重要です。

今後とも、障がいの程度に応じて、必要な支援を必要なときに受けられるよう、情報提供や調整を行い、障がい者の日常生活を支えていきます。

② 令和6年度～令和8年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

- これまでの利用実績や今後の障がい者数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。サービス提供事業者について、事業所の確保や研修等による事業所のサービスの質の向上に向けた取組等を行い、見込量の確保を図ります。



種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	サービス量 (時間/月)	見込	6,006	5,923	5,842	6,628	6,576	6,524
		実績	6,793	6,728	6,681	—		
	利用者数 (人/月)	見込	349	344	340	372	369	366
		実績	381	378	375	—		
重度訪問介護	サービス量 (時間/月)	見込	8,013	8,937	9,968	7,867	8,293	8,741
		実績	6,374	7,511	7,464	—		
	利用者数 (人/月)	見込	36	40	45	33	35	37
		実績	27	30	32	—		
同行援護	サービス量 (時間/月)	見込	2,560	2,706	2,861	2,358	2,447	2,540
		実績	2,227	2,231	2,273	—		
	利用者数 (人/月)	見込	83	87	92	75	78	81
		実績	74	70	73	—		
行動援護	サービス量 (時間/月)	見込	69	69	69	143	161	182
		実績	99	108	126	—		
	利用者数 (人/月)	見込	2	2	2	5	5	5
		実績	5	4	4	—		
重度障害者等包括支援	サービス量 (時間/月)	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	—		
	利用者数 (人/月)	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	—		

※各年度3月分、令和5年度の実績は見込値

(2) 日中活動系

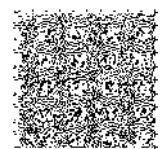
① 令和3年度～令和5年度の実績に対する評価と今後の方向性

- 生活介護及び自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(B型)については、サービス量・利用者数共に増加傾向にあります。就労移行支援の令和4年度におけるサービス量の実績値は、見込値の半分以上となり、第6期の見込値よりは下回っていますが、増加傾向となっています。また、就労継続支援(B型)の令和4年度におけるサービス量の実績値は、見込量の10%増加しています。引き続き、障がい者の日中活動を支える支援が重要となります。

② 令和6年度～令和8年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

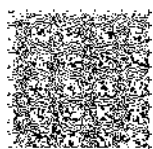
- これまでの利用実績等を踏まえ、サービス見込量を設定します。新設される「就労選択支援」については、就労継続支援A型・B型及び就労移行支援の新規利用者平均から見込量を設定しています。サービス提供事業者について、事業所の確保や研修等による事業所のサービスの質の向上に向けた取組等を行い、見込量の確保を図ります。

生活介護については、令和5年度に充実した「障害者グループホーム等施設整備費補助事業」を活用し、新たな生活介護施設の開設を促進します。



種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	サービス量 (人日/月)	見込	5,681	5,806	5,933	6,144	6,285	6,430
		実績	5,491	6,125	6,070	—		
	利用者数 (人/月)	見込	289	296	302	306	313	320
		実績	289	292	299	—		
自立訓練 (機能訓練)	サービス量 (人日/月)	見込	15	15	15	77	77	77
		実績	88	52	71	—		
	利用者数 (人/月)	見込	1	1	1	4	4	4
		実績	4	3	4	—		
自立訓練 (生活訓練)	サービス量 (人日/月)	見込	431	493	565	632	670	710
		実績	510	558	590	—		
	利用者数 (人/月)	見込	28	32	36	38	40	43
		実績	30	34	36	—		
就労選択支援	利用者数 (人/月)	見込	—	—	—	—	5	8
		実績	—	—	—	—		
就労移行支援	サービス量 (人日/月)	見込	2,074	2,584	3,221	1,494	1,622	1,761
		実績	1,064	1,235	1,376	—		
	利用者数 (人/月)	見込	113	141	176	78	84	92
		実績	56	66	72	—		
就労継続支援 (A型)	サービス量 (人日/月)	見込	775	796	818	440	453	466
		実績	684	445	428	—		
	利用者数 (人/月)	見込	39	40	41	22	23	24
		実績	36	21	22	—		
就労継続支援 (B型)	サービス量 (人日/月)	見込	5,928	6,059	6,192	7,492	7,860	8,247
		実績	5,584	6,664	7,140	—		
	利用者数 (人/月)	見込	344	351	359	433	454	476
		実績	349	393	412	—		
就労定着支援	利用者数 (人/月)	見込	36	45	55	39	44	49
		実績	34	38	35	—		
療養介護	利用者数 (人/月)	見込	19	19	18	14	13	13
		実績	18	16	15	—		
短期入所 (福祉型)	サービス量 (人日/月)	見込	771	837	850	717	756	777
		実績	333	632	691	—		
	利用者数 (人/月)	見込	66	67	68	68	70	72
		実績	41	64	66	—		
短期入所 (医療型)	サービス量 (人日/月)	見込	33	41	46	48	52	58
		実績	40	42	44	—		
	利用者数 (人/月)	見込	7	8	9	8	9	10
		実績	7	6	7	—		

※各年度3月分、令和5年度の実績は見込値



(3) 居住支援・施設系

① 令和3年度～令和5年度の実績に対する評価と今後の方向性

- 区では、親なき後支援として、東京都の整備費補助対象経費以外に、独自補助を行うなど、積極的にグループホームの誘致を行っており、令和3年度以降、区内に4箇所のグループホームが開設されるなど、年々定員数を増やしています。その効果もあり、共同生活援助の利用者は、見込数よりは下回っていますが、年々増加しています。さらに、令和5年度には、重度障がい者を対象とするグループホームを開設する法人に対し、区独自の整備費補助の事業を開始しました。

自立生活援助については、見込値より実績値が下回っていますが、利用者数は微増傾向にあります。施設入所支援については、令和3年度から見ると利用者数は微増していますが、令和元年度は123人だったため、過去の実績から見ると、減少傾向となっています。

また、地域生活支援拠点等では、「コーディネーター配置人数」を第7期から新たに活動指標として設定しました。

引き続き、障がい者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしができるよう、グループホームの誘致を進めていく必要があります。

② 令和6年度～令和8年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

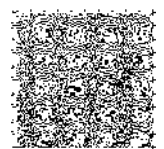
- これまでの利用実績や施設入所者及び長期入院している精神障がい者の地域生活への移行等を勘案し、見込量を設定します。

また、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けて、拠点間の連携体制の強化の中心的な役割を担うコーディネーターを、成果目標にもあるとおり、令和8年度までの配置を検討していきます。

引き続き、障害者グループホーム施設整備補助事業の周知を行い、重度障がい者の受入れが可能なグループホームも含め設置を促進するなど、見込量の確保を図ります。

種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	見込	9	10	11	6	7	8
		実績	3	4	5	—		
共同生活援助	利用者数 (人/月)	見込	206	219	233	230	241	253
		実績	202	209	219	—		
施設入所支援	利用者数 (人/月)	見込	121	120	119	114	112	110
		実績	115	116	116	—		
地域生活支援拠点等 (面的整備)	構成施設数 (箇所)	見込	6	6	6	7	7	7
		実績	7	7	7	—		
※各年度末時点	コーディネーター配置人数 (人)	見込	—	—	—	検討	検討	1
		実績	検討	検討	検討	—		
	支援実績等を踏まえた検証・検討の実施回数(回)	見込	5	5	5	5	5	5
		実績	5	1	5	—		

※各年度3月分、令和5年度の実績は見込値



(4)相談支援

① 令和3年度～令和5年度の実績に対する評価と今後の方向性

- 区内の指定特定相談支援事業所は、令和3年度以降、1事業所が廃止となり、全9事業所(荒川区障害者福祉課含む)となりました。計画相談支援については、実績値が見込値より上回っており、利用者数も年々増加していることから、新規事業所の確保や事業所の質の向上が重要となります。

また、地域移行支援及び地域定着支援については、区内に2箇所の指定一般相談支援事業所が開設されてから、地域定着支援を中心として利用者が増えています。

今後も地域移行のニーズの把握を行うとともに、計画相談支援の見込数の確保のため、事業所の誘致や事業所の質の向上を行い、地域生活や相談体制の支援を進めていく必要があります。

② 令和6年度～令和8年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

- これまでの利用実績や、今後の障害福祉サービス利用者の見込み数等を勘案して見込量を設定します。相談支援事業所の新規開設、相談支援を担う人材の確保・育成、相談体制の強化等により、見込量の確保を図ります。

種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	見込	296	310	326	377	408	441
		実績	296	322	348	—		
地域移行支援	利用者数 (人/月)	見込	3	3	3	3	3	3
		実績	1	1	1	—		
地域定着支援	利用者数 (人/月)	見込	27	30	33	53	63	76
		実績	32	36	44	—		

※各年度3月分、令和5年度の実績は見込値

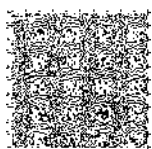
◆ 児童福祉法に基づく障害児支援

(1)障害児通所支援

① 令和3年度～令和5年度の実績に対する評価と今後の方向性

- 令和3年度以降、児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、それぞれ新たに2事業所が開設しました。うち1事業所は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの両方を行っており、放課後等デイサービスの1事業所については重症心身障がい児を対象としています。事業所の増加に伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用実績も増加傾向にあります。保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援については、サービスの周知が進み、年々利用者が増加しています。医療型児童発達支援の利用状況は、横ばいで推移しています。

区では、定期的に区内事業所との連絡会を開催し、情報共有の場の提供及び、区と事業所間の連携強化に努めています。



② 令和6年度～令和8年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

- これまでの利用実績や今後の障がい児数の見込み等を踏まえ、見込量を設定します。
- 区では、令和2年4月に子ども家庭総合センターを開設し、同年7月から児童相談所の業務を東京都から引き継ぎ、開始しました。児童相談所の設置に伴い、東京都から障害児通所支援の指定業務が移管されているため、法人の事業理解など確認を行いながら、事業所の指定を行いつつ、サービスの質の向上を図ります。

種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	サービス量 (人日/月)	見込	1,397	1,459	1,525	1,816	1,941	2,074
		実績	1,639	1,590	1,699	—		
	利用者数 (人/月)	見込	247	258	269	270	278	286
		実績	241	255	263	—		
放課後等 デイサービス	サービス量 (人日/月)	見込	2,583	2,687	2,791	3,797	4,146	4,527
		実績	2,748	3,185	3,478	—		
	利用者数 (人/月)	見込	223	232	241	355	391	432
		実績	244	291	321	—		
保育所等訪問支援	サービス量 (人日/月)	見込	2	2	2	18	22	26
		実績	9	15	14	—		
	利用者数 (人/月)	見込	2	2	2	9	11	13
		実績	6	5	7	—		
医療型 児童発達支援	サービス量 (人日/月)	見込	52	57	62	—		
		実績	32	13	23	—		
	利用者数 (人/月)	見込	11	12	13	—		
		実績	4	2	3	—		
居宅訪問型 児童発達支援	サービス量 (人日/月)	見込	2	2	2	43	49	54
		実績	26	28	38	—		
	利用者数 (人/月)	見込	2	2	2	8	9	10
		実績	4	6	7	—		

※各年度3月分、令和5年度の実績は見込値

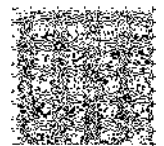
(2)障害児相談支援

① 令和3年度～令和5年度の実績に対する評価と今後の方向性

- 障害児相談支援事業所は区内に9事業所(荒川区障害者福祉課含む)あり、利用実績も増加傾向にあります。見込値より実績値が上回って推移しており、今後も引き続き、相談体制の強化に向けた取組が必要です。

② 令和6年度～令和8年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

- これまでの利用実績や、今後の障害児通所支援利用者の見込数等を勘案して見込量を設定します。相談支援事業者の参入促進や、相談支援を担う人材の確保・育成により、見込量の確保を図ります。



種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	見込	107	116	125	165	192	224
		実績	100	121	141	—		

※各年度3月分、令和5年度の実績は見込値

(3)障害児入所支援

① 令和3年度～令和5年度の実績に対する評価と今後の方向性

- 児童相談所の設置に伴い、区において障害児入所給付費の支給申請が可能となり、また、障害児入所支援の事業の指定も行うことができます。障害児入所支援は、福祉型・医療型共に横ばいの傾向となっています。

② 令和6年度～令和8年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

- これまでの利用実績や、今後の利用者見込数等を勘案して、見込量を設定します。区には所管する障害児入所施設がないため、他自治体にある障害児入所施設の利用支援を行い、見込量の確保を図ります。

種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児入所支援 (福祉型)	利用者数 (人/年)	見込	5	5	5	5	5	5
		実績	6	5	4	—		
障害児入所支援 (医療型)	利用者数 (人/年)	見込	1	1	1	4	4	4
		実績	3	5	4	—		

※各年度3月分、令和5年度の実績は見込値

(4)医療的ケア児等支援

① 令和3年度～令和5年度の実績に対する評価と今後の方向性

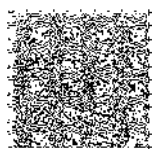
- 区では、医療的ケア児等が地域で必要な支援が受けられるように、保健所、医療機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育園、教育センター等の関係者が情報共有及び連携を図る医療的ケア児等支援協議会を令和3年2月に設置しました。また、令和4年度から、基幹相談支援センターに医療的ケア児等地域コーディネーターを配置し、医療的ケア児等やその家族の相談窓口や関係機関との連携体制の構築に向けて取り組んでいます。

② 令和6年度～令和8年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

- 引き続き、医療的ケア児等地域コーディネーターを配置し、医療的ケア児やその家族からの相談に応じる体制を確保するとともに、病院や保育、学校、障害福祉施設など多数の機関との連携体制の強化を図ります。

種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーター	配置人数 (人/年)	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	0	2	1	—		

※令和5年度の実績は見込値



◆ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業・障害者総合支援事業

(1) 地域生活支援事業

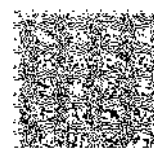
① 令和3年度～令和5年度の実績に対する評価と今後の方向性

- 相談支援においては、相談件数の実績値が見込値を下回っている年度がありますが、件数は年々増加傾向にあります。基幹相談支援センターの専門的な指導・助言件数については、令和2年度に開設したこともあり、見込数の設定が難しく、実績値が見込値より下回っていますが、件数は増加しています。また、自立支援協議会については、第7期から新たに設定された項目となり、自立支援協議会の専門部会として、「相談支援部会」「地域移行部会」「しごと部会」「医療的ケア児等支援部会」の4つがあり、それぞれの課題やテーマに応じて活動をしています。
- 手話講習会については、新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策のため、令和3年度の実績値は低くなっていますが、令和4年度以降は増加しています。
- 日常生活支援については、各サービス種目の実績値と見込値の乖離は一部を除き小さく、実績値は概ね横ばいの傾向となっています。今後も機器等の進化やケースワーク等により把握する利用者ニーズに合わせ、必要に応じたサービス種目や基準額について検討する必要があります。
- 移動支援については、利用時間及び利用人数共に増加傾向にあります。区では、移動支援の利用者負担をなしにするなど支援の充実を図っていますが、特別支援学校や通所介護施設等への通学通所時間帯は支援の利用が重なり、ヘルパーの確保が難しい状況もあることから、引き続きサービス量の確保が必要です。
- 就業・就労支援については、じょうぶあらかわの登録者数の実績値が見込値を上回っており、かつ実績値は年々増加しています。また、新規就職者数や就労継続者数の実績についても増加傾向となっています。
- 地域活動支援センターについては、荒川たんぽぽセンターや支援センターアゼリアの実績値は概ね横ばいとなっています。スクラムあらかわの実績値については、増加傾向となっています。
- 社会参加支援については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、実績値は低くなっていますが、令和4年度以降は増加傾向にあります。

② 令和6年度～令和8年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

- これまでの利用実績や今後の障がい者数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。サービス提供事業者に対し、サービスの質の向上に向けた支援等を行い、見込量の確保を図ります。

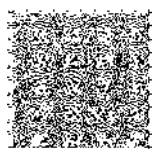
また、国の基本指針で新たに示された基幹相談支援センターにおける個別事例の支援内容の検証回数や自立支援協議会の取組について、令和6年度から新たに見込量を設定します。また、令和4年度から事業を開始した、医療的ケア児等家庭家事サポート事業についても令和6年度から新たに見込量を設定します。



第5章 成果目標・活動指標

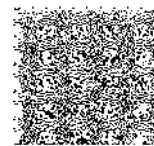
理解促進研修・啓発			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援セミナー	開催回数(回/年)	見込	7	7	7	5	5	5
		実績	5	5	5	—		
	延べ参加者数(人/年)	見込	200	200	200	100	100	100
		実績	39	89	95	—		
相談支援			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援	実施箇所数(箇所) ※各年度末時点	見込	5	5	5	5	5	5
		実績	5	5	5	—		
相談実績	相談件数(件/年)	見込	65,893	66,132	66,380	71,392	71,484	71,579
		実績	60,913	64,995	70,735	—		
住宅入居等支援		見込	検討	検討	検討	検討	検討	検討
		実績	検討	検討	検討	—		
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターの設置	見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施	—		
	相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言件数(件/年)	見込	2,000	2,250	2,500	1,811	1,935	2,060
		実績	947	1,560	1,687	—		
	相談支援事業者等の人材育成に係る支援件数(件/年)	見込	3	5	7	95	101	107
		実績	135	84	89	—		
	関係相談機関等との連携強化の取組(回/年)	見込	30	40	50	219	230	243
		実績	187	197	208	—		
	個別事例の支援内容の検証の実施回数(回/年)	見込	—	—	—	20	20	20
		実績	20	10	20	—		
主任相談支援専門員の配置数(人) ※各年度末時点	見込	—	—	—	3	3	3	
	実績	2	3	3	—			
自立支援協議会	協議会の専門部会の設置箇所(箇所/年)	見込	—	—	—	4	4	4
		実績	4	4	4	—		
	協議会の専門部会の実施回数(回/年)	見込	—	—	—	26	26	26
		実績	35	27	26	—		
	相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数(回/年)	見込	—	—	—	検討	検討	実施
		実績	未実施	未実施	未実施	—		
	相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者(事業所/年)	見込	—	—	—	検討	検討	2
		実績	未実施	未実施	未実施	—		
相談支援事業所の参画による事例検討の参加機関数(機関/年)	見込	—	—	—	検討	検討	29	
	実績	未実施	未実施	未実施	—			
親なき後支援			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援	区長申し立て件数(件/年)	見込	1	1	1	2	2	3
		実績	1	1	1	—		
個人別ライフプラン	相談件数(件/年)	見込	110	121	133	77	85	93
		実績	63	61	70	—		

※令和5年度の実績は見込値



コミュニケーション支援				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数(人/年)	見込		46	47	48	47	49	51
		実績		44	39	45	—		
	派遣回数(回/年)	見込		738	805	824	742	774	806
		実績		795	657	710	—		
	要約筆記者派遣事業	派遣回数(回/年)	見込	130	137	144	132	147	164
			実績	79	107	119	—		
対面音訳者派遣事業	登録者数(人) ※各年度末時点	見込	35	35	35	39	39	39	
		実績	37	38	39	—			
	派遣回数(回/年)	見込	72	72	72	60	60	60	
		実績	53	43	48	—			
手話講習会(手話奉仕員養成研修)				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
初級・中級コース	受講修了者数 (人/年)	見込		79	80	81	74	74	74
		実績		15	59	136	—		
上級・通訳養成コース	修了者数(人/年)	見込		21	22	24	8	8	8
		実績		8	9	7	—		
手話通訳者	新規登録者数 (人/年)	見込		1	1	2	1	1	1
		実績		1	0	1	—		
日常生活支援				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付	介護・訓練 支援用具	給付件数(件/年)	見込	11	11	10	13	14	14
			実績	14	12	13	—		
	自立生活 支援用具	給付件数(件/年)	見込	26	25	24	26	28	30
			実績	32	28	25	—		
	在宅療育等 支援用具	給付件数(件/年)	見込	24	25	26	23	23	24
			実績	23	20	22	—		
	情報・意思疎通 支援用具	給付件数(件/年)	見込	88	93	98	141	150	160
			実績	149	128	132	—		
	排泄管理 支援用具	給付件数(件/年)	見込	3,243	3,336	3,432	3,126	3,141	3,157
			実績	3,135	3,053	3,111	—		
	居宅生活動作 補助用具	給付件数(件/年)	見込	2	3	4	4	6	9
			実績	4	2	3	—		
訪問入浴サービス	登録者数(人) ※各年度末時点	見込	16	16	16	16	16	16	
		実績	12	14	15	—			
住宅設備改善給付	給付件数(件/年)	見込	5	5	5	5	5	5	
		実績	4	0	4	—			
自動車運転免許 取得助成	助成者数(人/年)	見込	1	1	1	2	2	2	
		実績	1	4	2	—			
自動車改造助成	助成者数(人/年)	見込	3	4	5	2	2	2	
		実績	1	0	1	—			
日中一時支援	実利用者数(人/年)	見込	69	71	72	68	76	84	
		実績	43	57	62	—			
福祉タクシー券	交付件数(件/年)	見込	2,831	2,863	2,895	2,674	2,712	2,750	
		実績	2,616	2,599	2,636	—			
リフト付き 自動車利用助成	実利用者数(人/年)	見込	29	33	38	21	24	27	
		実績	21	15	18	—			
自動車燃料費助成	助成者数(人/年)	見込	273	274	275	260	261	262	
		実績	259	246	259	—			

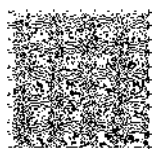
※令和5年度の実績は見込値



第5章 成果目標・活動指標

移動支援				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
移動支援 ※各年度末時点	利用時間(時間/月)	見込		8,367	8,381	8,395	7,981	8,275	8,580	
		実績		6,099	7,478	7,697	—			
	利用者数(人/月)	見込		380	380	380	415	439	464	
		実績		341	386	393	—			
就業・就労支援				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障害者就労支援センター 「じよぶ・あらかわ」	登録者数(人) ※各年度末時点	見込		619	662	709	806	869	938	
		実績		681	720	750	—			
	新規就職者数 (人/年)	見込		51	54	58	40	49	61	
		実績		29	30	34	—			
	就労継続者数 (人/年)	見込		247	249	250	395	411	428	
		実績		324	350	380	—			
地域活動支援センター				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
心身障害者福祉センター 「荒川たんぼセンター」 ※各年度末時点	機能訓練 登録者数(人)	見込		24	24	24	25	25	25	
		実績		26	23	24	—			
	グループワーク 登録者数(人)	見込		6	6	6	3	3	3	
		実績		3	1	3	—			
	生活訓練 登録者数(人)	見込		14	15	15	16	16	16	
		実績		15	15	16	—			
	在籍者数(人)	見込		35	36	37	25	26	27	
		実績		26	23	25	—			
	地域活動支援センター 「支援センターアゼリア」	平均来館者数 (人/日)	見込		23	23	23	16	16	16
			実績		17	15	15	—		
	地域生活支援施設 「スクラムあらかわ」	利用者数(人/年)	見込		122	134	146	132	144	156
			実績		74	84	120	—		
社会参加支援				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障害者福祉会館 「アクロスあらかわ」	延べ利用者数 (人/年)	見込		21,705	37,766	65,000	65,000	66,000	67,000	
		実績		21,823	35,604	36,031	—			
	心身障がい者青年 教室「さくら教室」	延べ受講者数 (人/年)	見込		825	1,272	1,272	1,286	1,286	1,286
			実績		174	616	650	—		
発達障がい者(児)等支援				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ペアレント トレーニング	開催回数(回/年)	見込		7	7	7	7	7	7	
		実績		7	7	7	—			
	実参加者数(人/年)	見込		5	5	5	5	5	5	
		実績		4	4	5	—			
	支援者数(人/年)	見込		—	—	—	3	3	3	
		実績		3	3	3	—			
ピアサポート活動の 推進	延べ参加者数 (人/年)	見込		検討	検討	検討	12	12	12	
		実績		11	17	8	—			
虐待防止対策支援				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
虐待通報	受理件数(件/年)	見込		6	5	4	2	0	0	
		実績		12	15	10	—			

※令和5年度の実績は見込値



医療的ケア児等総合支援				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等地域 コーディネーター	相談件数(人/年)	見込	—	—	—	707	756	804	
		実績	—	609	658	—			
医療的ケア児等家事家 庭サポート	実利用者数(人/年)	見込	—	—	—	23	26	30	
		実績	—	10	20	—			
	実施回数(回/年)	見込	—	—	—	340	385	444	
		実績	—	148	296	—			
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する支援				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者における 自立訓練(生活訓練)	利用者数(人/月) ※月平均	見込	—	—	—	32	34	36	
		実績	27	30	30	—			
精神障がい者における 自立生活援助	利用者数(人/月) ※月平均	見込	7	8	8	4	5	6	
		実績	2	3	4	—			
精神障がい者における 共同生活援助	利用者数(人/月) ※各年度3月分	見込	44	45	46	82	90	98	
		実績	55	66	74	—			
精神障がい者における 地域移行支援	利用者数(人/月) ※月平均	見込	3	3	3	1	1	1	
		実績	1	0	0	—			
精神障がい者における 地域定着支援	利用者数(人/月) ※月平均	見込	21	23	25	40	48	57	
		実績	24	27	33	—			
保健、医療、福祉関係者 による協議の場	開催回数(回/年)	見込	16	16	16	16	16	16	
		実績	9	12	13	—			
	実参加者数 (人/年)	見込	65	65	65	80	90	100	
		実績	24	70	65	—			
	目標設定・評価の実 施回数(回/年)	見込	1	1	1	1	1	1	
		実績	1	1	1	—			

※令和5年度の実績は見込値

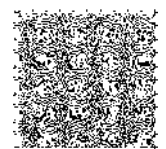
(2)障害者総合支援事業

① 令和3年度～令和5年度の実績に対する評価と今後の方向性

- 障害福祉サービス等に係る研修への区職員の実参加者数について、概ね見込値どおりに実績値が推移しています。また、障害児通所支援事業者等に対する実地指導の件数については、見込値より実績値が下回る年度もありますが、区内の障害児通所支援事業者等の給付費等の支給及び施設運営の適正化を図るため、実施指導に取り組んでいます。障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、区や事業所等がより一層、利用者に対して真に必要なサービスを適切に提供することが求められています。

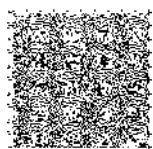
② 令和6年度～令和8年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

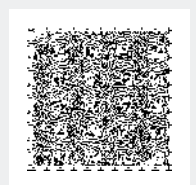
- これまでの実績や地域の実情等を踏まえ、見込量を設定します。引き続き、障害者総合支援法等の理解を深めるための区職員の研修受講や、請求過誤をなくすための請求審査結果の活用・分析及び情報共有、事業所の適正な運営等を図るための実地指導などについて、取り組みます。

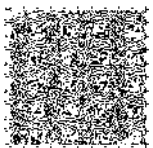


障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る研修への区職員の参加者数(人/年)	見込	30	35	40	42	44	47
	実績	36	32	40	—		
障害者自立支援審査支払システム等での審査結果の分析・活用を事業所や関係自治体等と共有する回数(回/年)	見込	2	3	4	2	2	2
	実績	2	2	2	—		
障害児通所支援事業者等に対する実地指導の実施件数(件/年)	見込	15	20	23	24	25	27
	実績	16	17	13	—		
実地指導等の実施結果を関係自治体と共有する回数(回/年)	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	2	1	2	—		

※令和5年度の実績は見込値







資料編

資料1 荒川区障がい者総合プラン策定委員会設置要綱

令和5年5月1日制定
 (5荒福障第1314号)
 (副 区 長 決 定)

(設置)

第1条 荒川区(以下「区」という。)における市町村障害者計画(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する計画をいう。)、市町村障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する計画をいう。)及び市町村障害児福祉計画(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する計画をいう。)(以下これらを「計画」という。))の策定に当たり、専門家、区民その他関係者の意見を幅広く反映させることにより、障害者の立場から計画の策定を進めるために、荒川区障がい者総合プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

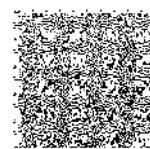
- (1) 計画の作成及び推進に関する事項
- (2) 計画の評価及び見直しに関する事項
- (3) その他計画の策定に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員30人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 区の区域内(以下「区内」という。)の障害者団体の代表
- (4) 区内の福祉・医療関係団体の代表
- (5) 区内の障害者就労支援団体の代表
- (6) 区内の相談支援事業者の代表
- (7) 関係行政機関等の職員
- (8) 区職員
- (9) その他区長が必要と認める者

2 前項第8号の委員は、福祉部を担任する副区長、福祉部長、健康部長、子ども家庭部長及び教育部長の職にある者をもって充てる。



(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第1項の規定による委嘱又は任命の日から第2条の規定による報告の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ第3条第1項第1号の委員のうちから委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、やむを得ない事由により前項の規定による招集をすることが適当でないと認めるときは、委員に対して書面による協議をすることにより会議を開くことができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員会の会議は、公開とする。

5 委員長は、委員会の会議の傍聴人が乱暴な言動等により、委員会の議事を妨げるときは、当該傍聴人に対し、退室を求めることができる。

(庶務)

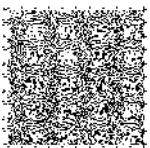
第7条 委員会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

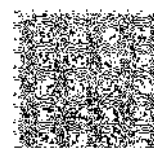
附 則

この要綱は、第2条の規定による報告の日をもって、その効力を失う。



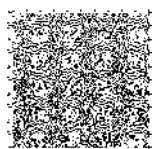
資料2 荒川区障がい者総合プラン策定委員会委員名簿

区分	役職等	氏名	備考
学識経験者	東京都立大学 名誉教授	木下 正信	
	東洋大学 教授	高野 聡子	
福祉・医療関係団体	荒川区医師会 会長	土屋 譲	第1回策定委員会
	荒川区医師会 会長	太田 誠一郎	第2回策定委員会～
当事者相談員	ピア・カウンセラー	高見 和幸	
障がい者団体	荒川区心身障害児者福祉連合会 会長	大沼 弘子	
	荒川区手をつなぐ親の会 会長	伊東 とも子	
	荒川区身障児父母の会 会長	矢野 勝信	
	荒川区聴覚障害者協会 会長	大石 泰延	第1回策定委員会
	荒川区聴覚障害者協会 会長	浦澤 正子	第2回策定委員会～
	荒川区視力障害者福祉協会 会長	長島 清	
	荒川区精神障害者家族会(荒川めぐみ会) 代表	樋田 君代	
	東京都立王子特別支援学校 PTA 副会長	藤間 千恵子	
民生委員・児童委員協議会	荒川区民生委員・児童委員協議会 障がい者福祉部会副会長	内山 菊代	
就労支援関係団体	荒川区心身障害者事業団 理事長	佐藤 泰祥	
相談支援事業者	荒川区立精神障害者地域生活支援センター(支援センターアゼリア) 施設長	杉下 ひろみ	
	荒川区障害者基幹相談支援センター 所長	岡部 正文	
関係行政機関等	足立公共職業安定所(ハローワーク足立) 統括職業指導官	薄田 光春	
	東京都立花畑学園 主任教諭	森田 健太郎	
	東京都立王子特別支援学校 渉外部主幹	小野寺 肇	
	荒川区特別支援学級設置校長会 会長	大野 良子	
	荒川区社会福祉協議会 施設課長	岩佐 剛	
区職員	副区長	佐藤 安夫	
	福祉部長	東山 忠史	
	健康部長	辻 佳織	
	子ども家庭部長	小堀 明美	
	教育部長	三枝 直樹	



資料3 策定経過

事 項	年月日	内 容
策定委員会	令和5年5月1日	荒川区障がい者総合プラン策定委員会設置
第1回 策定委員会	令和5年6月2日	委員紹介、委員長及び副委員長の選任 障がい者総合プラン策定の趣旨説明 障害福祉に関する制度・施策の変遷、近年の状況 障がい者実態調査の調査結果報告 現行プランにおける現状・課題について 今後の検討に当たって委員からの意見聴取
自立支援協議会	令和5年7月25日	自立支援協議会委員から意見聴取
第2回 策定委員会	令和5年8月18日	国の基本指針について 現行計画の成果目標と活動指標の実施状況 障がい者総合プランの概要 (素案の骨子・施策の体系図・重点的な取組)
第3回 策定委員会	令和5年10月12日	障がい者総合プラン(素案)の検討 各委員からの意見を聴取
自立支援協議会	令和5年10月20日	自立支援協議会委員からの意見を聴取
福祉・区民生活 委員会	令和5年11月8日	障がい者総合プラン(素案)の報告
	令和5年12月4日	障がい者総合プラン(素案)の質疑
障がい者総合プラン(素案)の公表	令和5年12月11日	令和5年12月25日までパブリックコメントを実施し、区民等から意見公募(あらかわ区報12月11日号、荒川区ホームページにおいて周知)
第4回 策定委員会	令和6年1月18日	パブリックコメント結果報告 障がい者総合プラン(案)の検討
福祉・区民生活 委員会	令和6年2月1日	障がい者総合プラン(案)の報告
障がい者総合プラン	令和6年3月	障がい者総合プランの策定



資料4 パブリックコメントの実施結果

(1)募集期間

令和5年12月11日(月)～令和5年12月25日(月) 15日間

(2)実施方法

荒川区障がい者総合プラン(素案)を区役所障害者福祉課及び情報提供コーナーにおいて閲覧に供するとともに、荒川区ホームページに掲載しました。また、令和5年12月11日発行のあらかわ区報でパブリックコメントを周知しました。

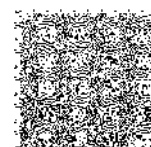
(3)意見提出数

22人(46件)

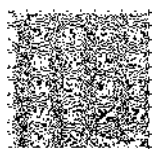
(4)意見の概要及び意見に対する区の考え方

※意見の取扱い(◎:新たに記載・修正／○:既に記載／□:意見・要望として拝受)

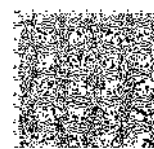
No.	分野	意見の概要	区の考え方	頁	※
1	総合	対象について、難病の方やその他の日常生活や社会生活に制限のある方も対象になっていることが大事なことだと思う。	本プランにおいては、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病、高次脳機能障がい、その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方(18歳未満の子どもを含む)、並びに障害児入所・通所支援等を利用している子ども、並びに恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である方(18歳以上の方を含む)等を対象としております。	P5	○
2		障がい者総合プランは、基本理念に基づく基本目標及び基本方針1から5の重点施策以外についても、目標達成となるよう目指してほしい。	本プランを着実に推進していくため、地域の関係機関から構成される「自立支援協議会」を活用し、本プランの施策等における進捗状況等を定期的に報告するとともに、その進捗状況の管理を行い、地域の関係機関との連携を図っていきます。	P7	○



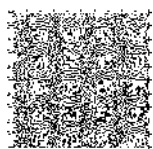
No.	分野	意見の概要	区の考え方	頁	※
3	総合	障がい者実態調査については、アンケート回収率の低さが目立つため、少なくとも50%以上を目指し、計画に反映することが大事だと思う。	令和4年10月に身体障害者手帳所持者をはじめ、障がい種別等ごとの7区分に対して、「障がい者実態調査」を実施し、有効回収率が46.6%となっております。 今後も、障がいのある方の意見を反映し、よりより計画とするため、障がい者実態調査の回収率の向上に努めていきます。	—	□
4		策定趣旨の「住み慣れた地域で誰もがお互いに支えあう」という部分では、非常に困難になってきている状況に思っている。一つに、障がい者の生活を支える事業所を確保する困難さが目立っている。 子どもの医療的ケアも追加されたことも重要なことと評価したい。	サービスの利用を必要としている方へ適切な情報提供を行う必要があるほか、利用者の希望に応えられるよう、サービス量の確保を図る必要があります。重度訪問介護について、支援体制の充実を図るため、事業所の質の向上やサービスを行える事業所の確保に努めていきます。	P109	○
5	相談支援体制	福祉サービスを利用しておらず、情報収集の方法も分からない方がおり、そのような方のニーズを発見できるような機能が充実出来ると良い。 また、何でも相談ができ、相談を受けた機関が必要な機関へつなげられるような機能を持つ場所が様々な拠点に出来たら良い。	基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の関係機関等のネットワークを構築するとともに、様々な障がいに係る相談に応じ、総合的な相談支援体制を整備しています。 また、様々な相談に対応するため、区の窓口やたんぽぽセンター、支援センターアゼリアなどいつでも相談できる体制を整備しています。	P84 ～ P86	○



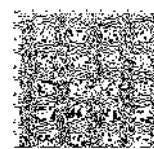
No.	分野	意見の概要	区の考え方	頁	※
6	相談 支援 体制	支援センターアゼリアや精神障害者相談支援事業所コンパスについて周知が図られていない。	支援センターアゼリアや精神障害者相談支援事業所コンパスでは、精神障がい者及びその家族等からの相談や必要な情報提供及び助言等を行う施設となります。 支援センターやコンパスの認知度向上に向け、さらに周知を行います。	P84 ～ P86	○
7		支援センターアゼリアは、精神障がい者にとって有益な場所であり、施設の老朽化が課題であることから、現在の建物に代わる建物を探すことや新築するなどの検討が必要ではないか。	精神障がい者の地域生活の支援の拠点となる支援センターアゼリアのより一層の安心・安全な運営を確保するため、建物の建替え等について検討を進めていきます。	P84 ～ P86	○
8		「重層的支援体制整備事業の検討」について、より効果的に協働できるよう、ケースに応じた役割分担や連携を調整できる場や機会を設けることについて検討を進めていただきたい。 (同様の意見が他に1件)	区の相談支援等の既存の体制を活かしつつ、地域住民の重層的・複合的な支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を行うため、重層的支援体制整備事業について、検討を進めていきます。	P84 ～ P86	○
9	成年後見制度の利用支援等	精神障がい者の親なき後の問題は切実になっている。成年後見制度などにも問題点があり、司法書士や家族信託などについても周知する必要がある。	区では、成年後見制度の普及啓発のため、パンフレットの作成や基幹相談支援センターによる権利擁護研修の実施などを行っています。 今後も成年後見制度の普及啓発を行いつつ、多様な制度について、利用者のニーズに沿った適切な周知に努めていきます。	P90	□
10		障がいのある方々の両親の高齢化が進んでおり、成年後見制度の問合せがある中、理解促進のための取組がこれからも必要であると考え。	成年後見制度は、制度や利用方法が難しいことから、荒川区社会福祉協議会と連携を図り、制度のさらなる理解促進や利用する際の手続きの支援・費用の助成等に取り組んでいきます。	P90	○



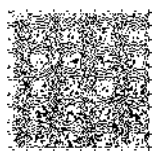
No.	分野	意見の概要	区の考え方	頁	※
11	意思疎通支援	失語症の方や高次脳機能障害で失語を伴う方が支援者の派遣を望む声を多く聞くため、意思疎通支援事業における失語症向け意思疎通支援者派遣事業を開始していただければと思う。	障がいの有無に関わらず、全ての方が円滑なコミュニケーションを図り、その人らしく安心して暮らし続ける社会を実現することが重要となることから、失語症の方への支援の必要性も認識しております。 そのため、ニーズを把握に努め、失語症向けの意思疎通支援の実施等について研究してまいります。	—	□
12		手話通訳者派遣事業について、在籍日が決まっているのは不便であるため、常に同じサービスを受けられるようにしてほしい。	障がいの有無によらず、自立した生活や社会参加を促進するためには、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援が必要となります。ICTを活用した遠隔手話通訳等サービスなどを行っていますが、ICTを活用したコミュニケーション支援について、より一層障がい特性に応じた支援を研究していきます。	P95 ～ P97	○
13	差別解消	子どものみならず、教育者の方々にこそ、障がい者当事者のことを理解していただく必要がある。	障がい者の差別解消に関するパンフレット等の配布や民間事業者等を対象とした差別解消講演会を行い、差別解消への取組を行っています。 また、関係機関との連携を図りながら、小中学生や教員等に向けた普及啓発にも取り組んでいきます。	P99 P100	◎
14		障がい者差別の解消のため、学齢期から、障がいに対する理解が深められるような取組を行うなど、啓発活動を積極的に実施してほしい。			
15	施設整備	スクラムあらかわを退所後に荒川区内ではなく地方に入所するケースが出てきており、住み慣れた街あらかわで住み続けられるように、重度障がい者を受け入れるグループホームの確保の推進が必要だと思う。(同様の意見が他に9件)	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい者グループホーム等施設整備事業やグループホーム設置促進事業の制度周知等を行うほか、課題である建設用地の確保についても公共用地の活用を積極的に検討するなど、重度障がい者を受け入れるグループホームの確保を進めていきます。	P101 P102	○



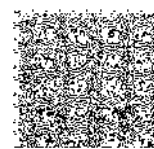
No.	分野	意見の概要	区の考え方	頁	※
16	施設 整備	区の生活介護施設において、一人一人に合った施設を選んでいただきたいが、現状空いている施設に入るとい形になっていると感じるため、生活介護施設を増やしてほしい。	障がい者グループホーム等施設整備事業の制度周知等を行い、区内の生活介護施設の誘致を図り、重度障がい者の日中活動の場の確保を進めていきます。また、特別支援学校の卒業生の動向等を見ながら、指定管理の生活介護施設の定員の拡大を検討していきます。	P118	○
17		病児保育のような施設の設置をしてほしい。	区で実施している、短期入所や緊急一時保護事業など障害福祉サービスにおいては、感染症などにより、当該サービスを利用できない場合もありますが、一時的に家庭で介護ができない場合に介護者に代わって介護を行っております。	—	□
18		強度行動障がいや医療的ケアが必要な方の長期で入所できるところが少ないのではないかと感じるため、区内にもそのような施設があったら良いと思う。	強度行動障がいや医療的ケアが必要な方が安心して利用できる施設は重要であると認識しております。 強度行動障がいの方の支援ニーズの把握や医療的ケア児等支援協議会における支援策の検討を行うとともに、障がい者グループホーム等施設整備事業の制度周知等を行うほか、公共用地の活用を積極的に検討するなど、重度障がい者を受け入れるグループホームの確保を進めていきます。	P84 ～ P86 P101 P102 P116 P117	○



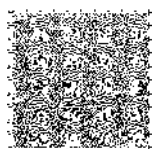
No.	分野	意見の概要	区の考え方	頁	※
19	在宅系サービス等	荒川区障がい者総合プランについて、障がいのある子どもたちとその家族への経済的支援制度の改善を図るため、現行の所得制限の撤廃又は補装具費支給制度の補助の増額を要望する。	区の障がい者福祉施策については、住み慣れた地域で誰もがお互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指して、様々な障害福祉サービスを実施しております。 所得状況に応じ、障害福祉サービスごとに所得制限や自己負担割合を設けていますが、国においても所得制限撤廃等の動きがあることから、区としても状況を注視してまいります。	—	□
20		荒川ばん座位体操は非常に生活に取り入れやすく、これからも多くの方々に知っていただきたい体操だと思う。	荒川ばん座位体操は、ひとりでも多くの方が取り組めるよう、座った体勢で行える体操であるため、障がい者等の健康維持・健康管理の意識を高めるために重要な取組となります。引き続き、養成研修やステップアップ研修等を通じて、リーダーの養成に取り組むとともに、様々な機会をとらえ体操の周知を進め、さらなる事業の活性化を図ります。	P107	○
21	教育	「みらい」教室の拡充をしてほしい。	適応指導教室「みらい」においては、その設置目的を学校復帰支援としながらも、不登校傾向にある児童生徒への支援拡充を行うため、学習や集団活動等の居場所としての機能も有することとして、令和5年度からその運用方針を変更しております。 今後も不登校傾向にあるお子様一人ひとりに合わせた適切な支援を保護者の皆様に寄り添いながら充実させてまいります。	—	□



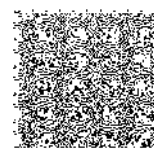
No.	分野	意見の概要	区の考え方	頁	※
22	教育	ASDとADHDの特性は別々なものであり、普通級の人数増加・25人クラスへの移行などで教室数に限界があることから、特性に合わせた支援級の増設として、知的クラス・情緒クラス・支援教室の拡充が必要と考える。	知的障がい特別支援学級は、令和3年度に第三中学校に新設しており、特別支援教室は、令和4年度に小学校拠点校を8校へ、令和5年度に中学校拠点校を2校へ拡充しております。また障がいの有無に関わらず、社会的自立や社会参加に向けて個々の能力や個性を伸ばすインクルーシブ教育を推進するため、全小中学校に特別支援教育支援員等の配置も行っています。 今後も子どもたちが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別支援学級等の適正配置と特別支援教育の質の向上に取り組んでいきます。	—	□
23		環境・人的、荒川区全体の障害者支援を学校だけに任せるには難しいと考えることから、学校の先生だけに頼らず、たんぽぽセンター、子ども家庭総合センターに在籍の児童心理士が連携し、包括的に学校のサポートをしてほしい。	インクルージョン推進のため、荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化を図りつつ、児童発達支援センターが、保育所等訪問支援の実施や保育所等の障がい児への支援の協力を行うなど、インクルージョン推進体制の中心となり、関係機関との連携体制の構築・強化を図ってまいります。	P114 P115	○
24		中学校にも障害児のための学童を設置してほしい。	区では、障がい者(児)日中一時支援事業や放課後等デイサービス等により、日中の居場所や療育の場の確保を行っております。引き続き、事業所の一定の質を確保しつつ、居場所の確保に努めていきます。	P112 P113	○



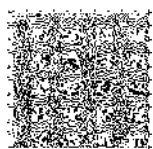
No.	分野	意見の概要	区の考え方	頁	※
25	機能訓練	理学療法士や作業療法士からの視点での支援により、障がいのある方の自立度に効果があると考えため、適切なアドバイスや支援を行える環境を望む。	高次脳機能障がいの方への支援については、障がいの特性により、支援内容が多様であることから、たんぽぽセンターにおいて、理学療法士や作業療法士などの様々な職種によるチームでの支援を行っていきます。また、支援には専門性が求められるため、様々な研修を通じ、支援に関わる職員のさらなるスキルアップを図っていきます。	P119	○
26	就労支援	障がいのある方が就労した後に仕事の相談や日常の話が気軽にできる場の拡充をしてほしい。	令和8年度までに、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げとなるなど、雇用機会が拡大されます。このような状況を踏まえ、区においても、じょぶあらかわによる就労及び生活面での支援を行うとともに、就労移行支援や就労定着支援事業所などの関係機関との連携を強化し、障がい者の就労への支援体制の強化を図っていきます。	P121 P122	○
27		区内の事業所において、新設される就労選択支援事業を実施し、福祉的就労から一般就労に移行するための、人材の育成、適正なアセスメント等を実施など、就労支援体制の強化が必要になると考えられる。	就労を希望する障がい者のニーズや社会状況に対応し、本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供するため、新たな障害福祉サービスとして、「就労選択支援」が新設されます。就労選択支援のサービスを実施する事業所と関係機関との連携体制を構築し、さらなる就労支援の強化を図ります。	P121 P122	○
28		区役所において障がい者を採用し、障がい者の雇用を増やすことはいかがか。	区では、これまでも「じょぶあらかわ」などと連携し、積極的に障がい者雇用に取り組んできました。 今後も周囲の丁寧なサポートや職場のバリアフリー化など、様々な側面からサポートを充実させ、障がいのある方々が安心して働ける環境を整えていきたいと考えています。	—	□



No.	分野	意見の概要	区の考え方	頁	※
29	社会参加	福祉タクシーの対象を手帳所持者全員に拡大してほしい。	福祉タクシー利用券交付事業については、外出困難な在宅の障害者に対し福祉タクシー利用券を交付することにより、障がい者の通院等による健康の維持、社会参加による生活圏の拡大等を支援することを目的としております。 今後、社会情勢の変化等を注視しつつ、事業の見直しを行ってまいります。	一	□
30		難病患者の方の通院等における苦労など、移動手段のありようによって生活の質が全くことなる現状がある。交通機関等の利用支援、車の運転に関わる支援にご理解いただきたい。	区では、通院等による健康の維持や社会参加による生活圏の拡大等のため、福祉タクシー券の交付等を実施していますが、難病患者の通院時の費用負担等について課題があると認識しております。 今後、難病患者への支援の充実に向け、難病患者を対象とした通院支援を行います。	P126	○
31	社会参加	障がいのある方の作品の発表の場の拡大やゆいの森のさらなる活用をしてほしい。 (同様の意見が他に1件)	今後も、荒川たんぽぽセンターをはじめとする、障がい者関連施設等と連携し、ワークショップ等を通じて、創作等の文化芸術活動をさらに促進していきます。また、区内施設の利用者が作成した作品について、引き続き、区役所やゆいの森あらかわ等で展示を継続するとともに、東京都立大学荒川キャンパスなどの成果の発表の場の拡大に努め、作品を通じた交流・理解促進や障がい者が地域で自分らしく輝くための環境づくりに取り組んでいきます。	P128 P129	○



No.	分野	意見の概要	区の考え方	頁	※
32	社会参加	荒川区外で実施する障がい者作品展への出店や企画の補助金の検討をしてほしい。	文化芸術活動の充実は重要であると認識しております。 今後、障がいのある方の文化芸術活動を促進するため、どのような方法が効果的であるかを検討し、障がい者が地域で自分らしく輝くための環境づくりに取り組んでいきます。	—	□
33	福祉人材の育成・確保	グループホーム運営支援の施策にある安定した運営や支援体制を確保するためには、人材の確保は必須となるため、これまで以上の補助金や運営費の補助が必要である。	区では、グループホームの安定的な運営を確保し、障がい者の自立した生活の促進を図るため、グループホームを運営する事業者に対し、運営費の補助を行っています。グループホームの運営事業者に対し運営費の補助を行う等、グループホームの安定的な運営や支援体制の確保をさらに進めてまいります。	P103	○
34		障害者福祉に係る資格取得に関して、同行援護や重度訪問介護、強度行動障がい等について、資格取得しやすい環境整備のため、資格取得にかかる費用の全額または一部の資格取得支援金制度を作ってほしい。 (同様の意見が他に1件)	ヘルパー等の障がい福祉人材の確保を図るためには、資格取得費用の助成などの検討は重要であると認識しております。 まずは、同行援護における資格取得費用の助成などを行い、資格が取得しやすい環境の整備を行っていきます。	P125	◎



令和6年3月発行 登録番号(05)0099

荒川区障がい者総合プラン

編集・発行 荒川区福祉部障害者福祉課
〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号
電話03(3802)3111 内線2681

